

地方公会計の推進に関する研究会  
(令和元年度)  
報 告 書

令和2年3月

総務省自治財政局財務調査課

## 目 次

第 1	はじめに	1
第 2	固定資産台帳・財務書類の適切な作成等に向けて	3
1.	固定資産台帳の更新等に関する課題と対応策	3
(1)	固定資産台帳の更新等に関する課題	3
(2)	固定資産台帳の更新等に関する対応策	5
①	更新時期の早期化（業務負担の軽減）	5
②	内容の精緻化	10
③	体制整備・意識向上	12
2.	財務書類の作成等に関する課題と対応策	16
(1)	財務書類の作成等に関する課題	16
(2)	財務書類の作成等に関する対応策	17
①	作成時期の早期化（業務負担の軽減）	18
②	内容の精緻化	19
③	附属明細書・注記の作成	20
④	体制整備・意識向上	21
第 3	固定資産台帳・財務書類の活用に向けて	23
1.	固定資産台帳の活用	23
(1)	固定資産台帳を活用した資産管理の向上について	23
①	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画への活用	23
②	未利用資産の有効活用に向けた固定資産台帳の活用	27
(2)	資産・債務改革（未利用財産の有効活用）の フォローアップ	28
2.	財務書類を活用したセグメント分析の推進	29
(1)	事業別セグメント分析に関する取組	29
①	公募 7 団体による事業別の財務書類の作成及び分析	30
②	事業別セグメント分析の推進に向けて	40
(2)	施設別セグメント分析に関する取組 （昨年度の取組のフォローアップ）	42
3.	各種指標等を用いた比較分析	46
(1)	指標の組合せ分析	46
①	指標分析の狙いと課題	46

②指標の組合せ	47
③分析を促すための環境整備	49
④今後の課題	52
(2) 債務償還可能年数(参考指標)の取扱い	52
<b>第4 おわりに</b>	<b>54</b>
(1) 地方公会計の定着に向けて	54
(2) 統一的な基準における課題	55
開催要綱	56
委員名簿	57
開催状況	58
参考資料	59

## 第1 はじめに

### (地方公会計の意義)

国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民等への説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、官庁会計に基づく現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務書類等の作成・公表が推進されてきた。

発生主義や複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費や退職手当引当金といったコスト情報、また、資産・負債といったストック情報の把握が可能になり、財務書類を作成・公表することにより、減価償却費等を含むコスト情報・ストック情報が「見える化」され、住民や議会への説明責任をより適切に果たすとともに、財政マネジメント等への活用が期待される。また、統一的な基準では固定資産台帳の整備を前提としているため、資産の情報を網羅的に把握することにより、公共施設マネジメント等への活用が期待される。

### (これまでの取組状況)

平成26年4月には、固定資産台帳の整備及び発生主義・複式簿記の導入を前提として客観性・比較可能性を担保した統一的な基準が示され、平成27年度から平成29年度までの3年間で、当該基準による財務書類等を整備するよう、平成27年1月に地方公共団体に対して要請された。

この要請期間が終了し、各地方公共団体において、財務書類等の作成・更新が行われているところであるが、決算年度の翌年度末までに財務書類等が完成している地方公共団体については、平成31年3月末時点で、平成29年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の81.7%にあたる1,460団体が整備済み、平成29年度決算に係る財務書類については全団体の80.5%にあたる1,440団体が作成済み<sup>1</sup>という状況となっており、まずは、毎年度着実に、財務書類等の作成・更新に取り組んでいくことが求められる。

また、統一的な基準による地方公会計の整備が進み、財政状況やストック情報が「見える化」されたことを踏まえ、財務書類等から得られた情報をもとに、経年比較や類似団体間の比較、指標を用いた分析等を行うとともに、施設別の財務書類の作成・分析を通じた施設等の統廃合等の検討により公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理や予算編成等に積極的に活用していくことが期待されている。

---

<sup>1</sup> 「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査（平成31年3月31日時点）」（総務省）

#### **（これまでの研究会における検討内容）**

こうした観点から、平成 28 年度に開催された「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」報告書においては、活用事例の掘り起こしや、地方公会計の整備促進に関する質疑応答集の充実、地方公会計の整備により得られる指標の検証と団体間比較の方法等についてとりまとめられた。

また、平成 29 年度に開催された「地方公会計の活用の促進に関する研究会」報告書では、引き続き質疑応答集の充実が図られるとともに、適切な固定資産台帳の更新及び財務書類の作成の方法、財務書類等の分析の方法等についてとりまとめられた。

さらに、平成 30 年度に開催された「地方公会計の推進に関する研究会」報告書では、セグメント別財務書類の作成・分析、財務書類から得られる各種指標の分析、比較可能な形による財務書類の公表についてとりまとめられるなど、地方公会計の活用の方法について研究が重ねられてきた。

#### **（今回の研究会における検討内容）**

このような中、各地方公共団体において、毎年度、着実に、財務書類等の作成・更新が行われるとともに、地方公会計から得られた情報が資産管理や予算編成等において活用されるよう、財務書類等の早期作成や精緻化に向けた方策、事業別財務書類の作成・分析の手法について検討を行うため、令和元年 6 月に本研究会が設置され、5 回にわたり議論を重ねてきた。

本研究会の検討結果が、各地方公共団体における財務書類等の作成・更新の着実な推進と、資産管理や予算編成等における地方公会計情報の活用に寄与することを期待するものである。

## **第2 固定資産台帳・財務書類の適切な作成等に向けて**

統一的な基準による地方公会計の整備が進み、財政状況やストック情報が「見える化」されたことを踏まえ、今後は、財務書類等から得られた情報をもとに、経年比較や類似団体間の比較、財務書類等から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用していくことが期待されている。

このような地方公会計の情報の活用を進めるに当たっては、財務書類の作成やその前提となる固定資産台帳の更新が適切に行われていることが必要となる。

しかしながら、現状、財務書類等の作成・更新に関する課題が見られる地方公共団体もあり、まずは、地方公会計に関する業務における根幹である財務書類等の作成・更新に関する諸課題を解決していくことが最も重要である。

### **1. 固定資産台帳の更新等に関する課題と対応策**

#### **(1) 固定資産台帳の更新等に関する課題**

平成27年1月の総務大臣通知において、平成27年度から平成29年度までの3年間で、統一的な基準による財務書類等を整備するよう要請されたのを機に、各地方公共団体において固定資産台帳及び財務書類の作成が進められ、各団体で統一的な基準による地方公会計が整備される状況となった。

財務書類の作成の前提となる固定資産台帳については、開始固定資産台帳の整備時に、原則として全ての保有する固定資産について評価・整備し、以後継続的に、購入、無償取得、除売却、振替、減価償却等を含む増減につき記録することとなっており、保有する固定資産についての最新の情報が記録されるべきものである。

現状としては、平成29年度末時点の状況を反映した固定資産台帳を平成31年3月末までに作成した団体（決算年度の翌年度末までに固定資産台帳の更新が完了した団体）は、全団体の81.7%にあたる1,460団体となっており、翌年度末までに完成しない団体が一定数見られる状況である。また、更新の方法に関しては、随時更新を行っている団体は1割程度で、残りの多くの団体が年度末に一括更新を行っている状況であり、一括更新の団体では、翌年度の7月以降に更新作業を行う団体が8割程度を占め、とりまとめ作業に3ヶ月以上要する団体が6割以上となっていることから、更新作業に時間を要していることがうかがえる。

加えて、固定資産台帳は、各地方公共団体が保有する固定資産に関する適切なコスト情報の把握を行うための基礎となるものであることから、耐用年数が異なる（更新時期が異なる）固定資産については、耐用年数ごとに分類して管理

されるべきものである。建物と附属設備が一体的に計上されていると、更新時期が異なる資産が一本化されてしまい、更新時期の検討等に固定資産台帳のデータを活用することが難しくなる上、本来短い耐用年数を設定すべき附属設備が、建物と一体的に長い耐用年数を設定され、減価償却費の過少計上に繋がり、コストが過小に計上され、実態との乖離が生じるなど、問題がある。

これに関して、「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」（以下「地方公会計マニュアル」という。）では、固定資産台帳の記載単位の原則として、現物との照合が可能な単位であって、対応する価額を特定できることが必要になり、かつ、取替や更新を行う単位、すなわち耐用年数が異なるものは各償却資産の単位に区分することが必要とされている。ただし、開始固定資産台帳を整備する段階では、建物に係る開始時簿価の算定の際に建物本体と附属設備の耐用年数が異なる場合であっても、一体とみなして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うこと、過去に取得した事業用資産の工作物を分けて管理していない場合には、一体として固定資産台帳に記載すること等を許容しており、更新等のタイミングで精緻化を図ることとしている。

現状としては、固定資産台帳の更新のタイミングにおいても、建物の評価に関して、建物本体と附属設備を耐用年数に応じて分類せず、一括計上のままとしている団体も見られ、そういった団体では固定資産台帳の精緻化が進まないことが考えられる。また、更新の作業は行っているが、固定資産台帳に記載されている資産が実際に保有されているかどうかの現物確認を行っていない団体や、資産の登録や除却の処理が漏れていることにより、固定資産台帳に最新の施設の状態が適切に反映されていない団体も見られる。

さらに、固定資産台帳の作成・更新の業務に関する体制については、とりまとめ担当課は、財政担当課あるいは管財担当課である場合が多く、担当者数は1人という団体が多くなっている上、当該担当者は地方公会計以外の他の業務も兼務している場合が多いと考えられる。また、固定資産台帳を毎年度更新していくことの必要性・重要性が地方公共団体の組織全体で十分に理解されていないという指摘もある。

地方公会計の活用にあたっては、適切な固定資産台帳の更新と財務書類の作成が前提となっている。一度固定資産台帳を作成したとしても、毎年度適切に更新されなければ、固定資産台帳の情報と施設の実際の状態に乖離が生じてしまい、資産価値に係る情報も含めた資産のデータベースとして、資産管理や公共施設マネジメント等に活用することはできない。さらには、財務書類の資産額にも適切に反映されなくなる。

こうした観点から、固定資産台帳の適切な更新は、地方公会計の情報の活用に関わらず、最優先に着実に実施されるべきものである。

## (2) 固定資産台帳の更新等に関する対応策

前記の課題への対応策としては、以下の項目が考えられる。

- 更新時期の早期化（業務負担の軽減）
- 内容の精緻化
- 体制整備・意識向上

### ①更新時期の早期化（業務負担の軽減）

ある決算年度の翌年度より後まで更新作業を持ち越せば、その次の決算年度の固定資産台帳の更新作業も含めて、同時期に二重の更新作業が発生する可能性がある。また、活用の観点からは、ある決算年度に関する翌年度の決算審査や翌々年度予算の編成のタイミングで固定資産台帳等が提供されることで有用性が高まるため、本来的には翌年度9月頃までに作業を終えることが理想である。それを将来的に見据えながら、毎年度、適切に固定資産台帳を更新していくため、まずは、財務書類を決算年度の翌年度末までに完成させることを見込んで、それよりも以前に固定資産台帳の更新が終了していることが必要である。

また、現在は年度末の一括更新を行っている団体が多い状況であるが、その場合、年度末に仕訳の作業が集中する上、一定の時間が経過した過去の取引について支出伝票を確認しながら仕訳作業や固定資産台帳への登録作業を行うこととなり、確認に時間を要することが想定される。

こうした点を踏まえると、年度末に一括して行っている仕訳作業と台帳登録を、半年・四半期・月に一度といった形で、期中に前倒して定期的を実施するなど、仕訳作業と台帳登録を分散化かつ早期化することが望ましい。これにより、作業が年度末に集中し、過去の取引について支出伝票を確認するのに時間を要するといった状況を避けることが可能となり、更新作業の早期化と業務負担の軽減に繋げることができるため、年度末の一括更新を行っている団体においては、仕訳作業や台帳登録を日常のルーティンワークに溶け込ませていくという観点を持ちつつ、こうした取組が実施されることが期待される。



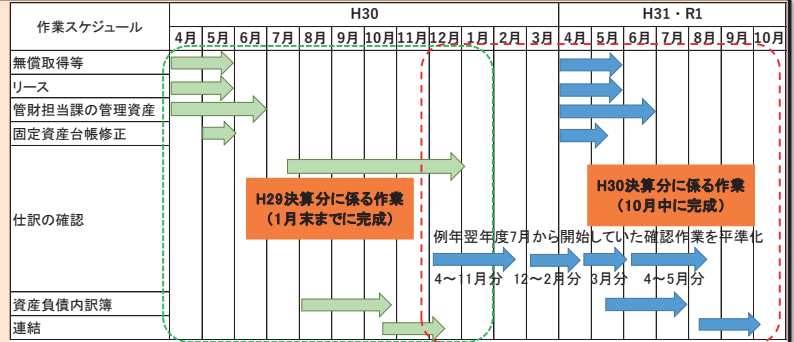
## 仕訳作業の分散化・早期化の取組（茨城県土浦市）

### 事例概要

- 財務書類等の活用にあたっては早期作成が必須と考え、これまで行っていた仕訳等の作業スケジュールを抜本的に見直し、前倒し・平準化することで、財務書類等の作成が早期化され、結果的に、作業の効率化・負担軽減も実現した。

### 取組内容

- 仕訳の確認作業について、これまで出納閉鎖後に事業担当課で確認を行っていたが、作業量が多く、財務書類等の作成が遅れていた。
- 従来、対象決算年度の翌年度7月頃からまとめて作業していたものを、平成30年度決算分からは、4～11月分、12～2月分、3月分、出納整理分の4回に分けて、平成30年12月頃から確認作業を開始し、作業の前倒しと平準化を実施。
- なお、最終的な仕訳の確認は委託業者が行っているが、疑義があれば財政課と協議。また、財務書類の納品時には、「統一的な基準による財務書類作成チェックリスト」を活用し、整合性を確認している。
- これにより、平成30年度決算分については、令和元年10月末に財務書類が完成した。



#### 【確認作業の流れ】※①～④の作業を事業担当課及び財政課で実施

①マッチング表	伝票単位で資産か費用か仕訳
②仮勘定台帳の管理	マッチング表から追加、工事完了後に削除
③異動データワークシート	固定資産台帳へ追加する資産単位で記載
④資産配分表	複数の伝票を複数の資産に配分するシート

→ 作業にあたり、毎年説明会を開催し、確認事項を共有している

### 効果等

- 年間を通じて作業が平準化された。
- 日々の業務に確認作業が組み込まれたことで、伝票内容を覚えているうちに確認作業ができ、担当者の負担軽減や作業時間の短縮に繋がった。
- 伝票作成時から仕訳のことも意識するようになり、作業の効率化が図られた。
- 財務書類の完成時期が、翌年度1月末頃から、翌年度10月末頃に早期化された。

加えて、財務会計システムの更新・入替え等のタイミングを契機として、財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入し、日々仕訳を導入することが有効な方策であり、それを目指すことが望まれる。ただし、日々仕訳を導入した場合でも、固定資産台帳の更新自体をその都度行っていかなければ、固定資産台帳の更新の早期化には繋がらないことに十分注意が必要である。

## 日々仕訳の導入（神奈川県山北町）

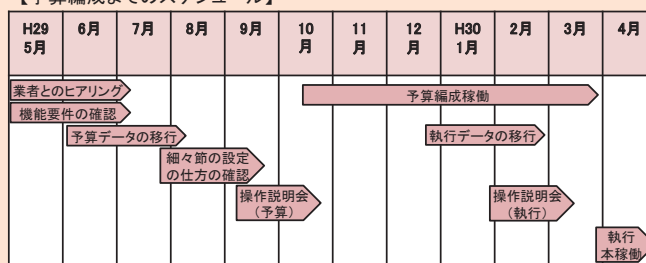
### 事例概要

- 財務会計システムの更新を契機として、日々仕訳に対応したシステムを導入。導入にあたっては、予算科目の細々節に公会計上の仕訳を登録することで、業務の効率化を図った。

### 取組内容

- 既存の財務会計システムのリース契約終了（平成29年度末）に伴い、次期財務会計システムを新しく選定する際に、地方公会計の機能も一体となった日々仕訳に対応したシステムを導入。
- 平成30年度予算の編成段階から新システムを稼働させるため、調整作業は、平成29年5月に開始し、10月までに完了。
- 日々仕訳の導入にあたって、あらかじめ予算科目に公会計上の勘定科目を紐付けておくことで、担当課が仕訳の作業を行わずとも、予算執行を行うだけで自動的に仕訳が行われることから、財務会計システムの変更による操作説明会は実施したが、それ以外の説明は実施せずに導入を実現。
- 細々節の設定作業は、従前の予算科目コードデータを抽出し、システム受託業者において公会計上の勘定科目との紐付け案を作成し、財政担当課で確認。特に、1つの節内で資産形成を成すものとそうでないものが混在するケース（委託料など）を確認。

【予算編成までのスケジュール】



【細々節への登録イメージ】

細々節の科目（設定前）		細々節の科目（設定後）
借上料	資産計上するもの、費用計上するものへと分割	借上料（所有権移転）（資産計上）
改修工事		借上料（所有権移転外）（費用計上）
		改修工事（資産計上） 修繕費（費用計上）

### 効果等

- 出納閉鎖、決算統計作業の後、速やかに現金取引以外の整理に入ることができ、作業時間が大幅に短縮された。
- 財務会計システムが変更となったこと以外に、担当課として作業に大きな変更がないため、庁内調整に時間をかけず、業務を進めることができています。
- 資産形成における取引については、予算執行の際、固定資産台帳の異動を登録する画面へ自動的に遷移し、資産情報の更新を行わないと予算執行等ができないため、事業担当課に資産を強く意識してもらうことができた。

固定資産台帳への登録漏れを防ぐために、資産形成に係る支出を行った際には、資産管理担当部局において正確に作業を行うことに加えて、支出伝票に固定資産台帳への登録済伝票を添付して、会計担当部局の確認等を受けるといった体制を整えることも有効であると考えられる。

## 固定資産台帳への登録漏れを防ぐための取組（愛媛県砥部町）

### ① 予算仕訳の取組

#### 平成27年度砥部町当初予算書

7賃金	1,172	【02-01-05-01 総務課】	
		1庁舎維持管理事業	22,602
9旅費	110	7賃金	1,172
		①臨時雇賃金	1,172
11需用費	14,868	11需用費	12,276
		①消耗品費	396
		②燃料費	1,324
		⑤光熱水費	6,926
12役務費	2,049	⑥修繕料(資産)	729
		⑦修繕料(資外)	2,904
		12役務費	602
		④手数料(資外)	602
13委託料	6,332	13委託料	6,292
		①委託料(資産)	1,199
		・電話交換設備設計委託料	972
		・議場システム改修委託料	227
14使用料及び賃借料	2,317	②委託料(資外)	5,093
		・庁舎設備管理等委託料	3,047
		・庁舎清掃委託料	778
15工事請負費	755	・庁舎電気工作物保安委託料	246
		・庁舎庭園管理委託料	353
		・庁舎浄化槽管理委託料	247
18備品購入費	515	・非常用電源設備保守点検委託料	422
		14使用料及び賃借料	990
		③機器等借上料	857
19負担金補助及び交付金	60	⑦放送受信料	133
		15工事請負費	755
		⑤補修工事費(資産)	755
		・窓口カウンター改修工事	755
27公課費	103	18備品購入費	515
		①機械備品購入費(資産)	321
		⑦庁用器具購入費(資外)	194

修繕料でも、資産計上されるものとそうでないもの(資外)に細節を分けて予算計上。

委託料については、大きく資産と資産外というカテゴリーに分けたうえで、それぞれに該当する細目を設定することにより、資産計上するものを予算の段階で特定。

翌年度の工事に対応する工事設計費などについては、今年度は建設仮勘定に集計する必要があるため、建設仮勘定部分について、分けて予算計上している。

3給食センター改築事業費	192,964
11需用費	85
①消耗品費	85
13委託料	42,431
④建設工事設計監理委託料(資産)	8,411
・給食センター用地造成工事設計委託料	6,595
・給食センター水道配水管布設替工事設計委託料	1,816
⑦建設工事設計監理委託料(建仮)	34,020
・給食センター建築設計監理委託料	34,020
15工事請負費	49
③建設工事費(臨時)	49
・砥部幼稚園伐木処理工事	49

臨時も明示

## ② 支出伝票への仕訳情報の掲載

実際の予算書と支出伝票

予算書

説	明	(単位:千円)
・水道水質検査委託料		10
・プール水質検査委託料		30
・排水槽清掃委託料		22
・貯水槽法定検査		17
②甲種契約(費外)		80
・教職員健康診断委託料		67
・児童健康診断委託料		13
14使用料及び賃借料		423
③機器等備上料		268
④自動車備上料		25
⑦放送受信料		23
⑩下水道等使用料		107
15工事請負費		324
⑤補修工事費(資産)		324
・プール持機屋根設置工事		324
18備品購入費		638
①機械備品購入費(資産)		321
②庁用器具購入費(資産)		165
⑦庁用器具購入費(費外)		152
19負担金補助及び交付金		10
⑥その他負担金		10
・県学校保健会保健主事部会負担金		2
・県学校保健会養護教員部会負担金		3
・県青少年赤十字指導者協議会負担金		1
・全国へき地教育研究連盟負担金		1
・テレビ組合負担金		3
0-02-01-06 学校教育課】		7,850
広田小学校管理費		1,895
7賃金		1,895
①臨時雇賃金		24
8雑費		24
①雑費金		3,245
11需用費		841
①消耗品費		200
②燃料費		5

支出伝票

項	01	総務管理費
目	02	文書広報費
細目	01	広報紙・広聴事業
節	18	備品購入費
細節	01	機械備品購入費(資産)
説明	00	
支出負担行為済額		1

印紙	住所
受取人	氏名
BS物品	CF①資産形成

伝票欄外

## ③ 支出伝票への固定資産台帳登録済み伝票の添付

資産形成となる支出伝票には、必ず資産台帳登録済の伝票も添付し、計上漏れを防ぐようにしています!!

資産台帳登録済票

決		算		欄
平成27年度	資産番号	427051000001		
10	一般会計			
0101012010	総務課			
01020101060100010001	物品			

(田中委員提供資料)

さらに、新規取得資産の固定資産台帳への登録について、漏れなくかつ作業の省力化を進めるために、固定資産台帳への登録に必要な情報を支出伝票起票時に併せて記録することが有効である。

固定資産の取得の際には、通常、複数の支出伝票が関連し、それらの伝票群から形成される資産も複数となる場合が多く、伝票と資産の関係については、例えば、以下のような関係になることが考えられる。

支出伝票	⇒	取得された資産
①設計委託料		建物本体
②工事請負費（前払金）		建物付属設備（電気設備）
③工事請負費（中間払金）		建物付属設備（空調設備）
④工事監理委託料		建物付属設備（給排水設備）
⑤工事請負費（精算払金）		工作物（外構設備）

※どの伝票がどの資産かは特定できない。

支出伝票起票時には、仕訳の確定や固定資産台帳への登録ができないため、建設仮勘定に計上し、工事完成時や期末の整理仕訳の際に本勘定に振り替え、固定資産台帳に登録することとなる。その際には、

(1)当該工事に関連する伝票を漏れなく集約すること

(2)集約された資産取得額を個々の資産ごとに配分すること

の2点が重要であり、これに必要となる資産グループの情報を、あらかじめ支出伝票起票時に併せて記録しておくことで、漏れなく作業を行うことが可能となる。また、そのための体制を整理しておくことも重要である。考えられる体制の例については、巻末の参考資料を参照されたい。

【新規取得資産の固定資産台帳登録に係る効率的な作業手順：61 ページ参照】

## ②内容の精緻化

固定資産台帳の内容を精緻化していくためには、まず、固定資産台帳に記載されている内容と、実際の資産の状況に乖離が生じないようにすることが重要である。現状、固定資産台帳の更新に際して、現物確認を特に行っていない団体も見られる状況であり、そのような団体においては、固定資産台帳と実態との間に乖離が生じている可能性がある。

固定資産台帳を資産管理に活用していく観点からは、定期的に現物確認を行い、実態との乖離が生じないようにしていくべきことを、財政課等のとりまとめ部局だけでなく、各施設所管課にも確実に周知して、各施設所管課において確認体制を整えることが求められる。なお、資産の件数が膨大であること等により、現状において現物確認ができていない場合も考えられるが、そのような場合には、複数年をかけて確認を一巡させる等の工夫を行うことも方策の一つとして考えられる。

また、固定資産台帳の更新の際に、建物と附属設備を一体的に計上している団体においては、内容の精緻化に向けて、原則に従って、建物本体と附属設備を耐用年数に応じて分類して計上することが必要である。

資産を形成する支出を行い、資産計上する必要が生じた際には、費用按分的確に行うべく、各施設担当課において按分作業が円滑に行えるよう、統一的な様式を作成し、庁内共通で使用する事が方策の一つとして考えられる。こうした様式を定める際には、以下のような区分・按分ができるものであることが必要である。

- ・建物本体と附属設備を区分できること
- ・耐用年数が異なる附属設備（電気設備、空調設備、給排水設備等）を区分できること
- ・共通仮設費や実施設計委託費等の共通経費を按分できること

例えば、工事の契約金額全体について、直接工事費の工事の内訳書の情報をもとに建物本体と附属設備に分割し、この比率に基づき、共通仮設費や設計委託料等の関連経費も按分し、耐用年数が異なる資産ごとに資産計上がされるような様式を用意することが考えられる。

## 工事費用を建物と附属設備に按分する様式例（熊本県宇城市）

資産取得原価算定表(建物)

番号	年度(西暦)	2018	
工事契約番号	宇城第A-3号	引渡年月日(西暦)	2019/3/1
工事名称	●●施設整備工事		
工事場所	松橋町〇〇100番地		
工事概要	建物本体建設、コンテナハウス建設、建物附属設備(電気設備、空調設備)工事、外構工事		
直接工事費(税抜)	66,000,000	(A)	
最終請負額(税込)	92,000,000	(B)	
共通仮設費等	26,000,000	(C)	(B)-(A)

契約番号	委託業務等名称	金額(税込)
宇城第A-1号	測量設計業務委託	7,700,000
宇城第A-2号	設計監理業務委託	2,600,000
合計		10,300,000

2. 直接工事費の内訳

施設・設備名	直接工事費	資産台帳登録単位の集計	共通仮設費等配賦後	関連経費配賦後【資産取得原価】	関連経費按分率	摘要1	摘要2
	①	②	③	④	⑤		
建築工事	40,000,000						
●●施設(建物)集計		40,000,000	55,757,576	62,000,000	60.606%		
建築工事	5,000,000						
コンテナハウス集計		5,000,000	6,969,697	7,750,000	7.576%		
電気設備工事	9,000,000						
空調設備工事	9,000,000						
●●施設(設備)集計		18,000,000	25,090,909	27,900,000	27.273%		
外構工事(フェンス、塀)	3,000,000						
外構集計		3,000,000	4,181,818	4,650,000	4.545%		
計	66,000,000	66,000,000	92,000,000	102,300,000	100.000%		

(天川委員提供資料)

さらに、統一的な基準においては、開始貸借対照表作成時に、すでに耐用年数が経過している資産については、原則として資産として記載しないこととされているため、耐用年数が経過してマネジメントが必要と考えられる資産が固定資産台帳に計上されず、また、有形固定資産減価償却率が実際より低く算定されるという課題がある。

これに関して、地方公会計マニュアルにおいては、「将来の更新費用の算定に必要である等の理由により、各地方公共団体で必要とする場合は、記載することが適当」としており、固定資産台帳のデータを資産管理等に活用していく観点からは、こうした資産についても、今後、積極的に固定資産台帳に掲載していくことが望ましい。

加えて、土地や建物等の有形固定資産以外の資産の評価においても、統一的な基準に定める原則に従わずに評価をしているものがある場合には、固定資産台帳の更新等のタイミングで順次見直しを行い、精緻化を図っていく必要がある<sup>2</sup>。

### ③体制整備・意識向上

上記のような作成時期の早期化、内容の精緻化を図りつつ、毎年度、適切に固定資産台帳を作成・更新していくためには、とりまとめ担当課だけではなく、各施設所管課自身に、固定資産台帳の担当者としての認識を持ってもらうことが必要である。

特に、今後、各地方公共団体においては、人口減少に伴う公共施設等の利用需要が変化するとともに、今後大量に更新時期を迎える中で、効率的・効果的な公共施設マネジメントを行っていくことが不可欠であり、その際、固定資産台帳の情報は必要かつ重要なものとなる。

そもそも、固定資産台帳自体の必要性・重要性、またその情報を毎年度更新していくことの必要性・重要性が、地方公共団体の組織内全体で十分に理解されていないという指摘もあることから、改めて必要性・重要性を認識してもらい、全庁的な体制整備がなされることが求められる。

#### i) 固定資産台帳更新に係るスケジュールの共有

固定資産台帳の更新作業を毎年度着実に実施していくため、固定資産台帳の作成・更新に関する作業について、とりまとめ担当課において、年間の作業スケジュールを示し、各担当課がばらつきなく統一的に作業を行うことが

---

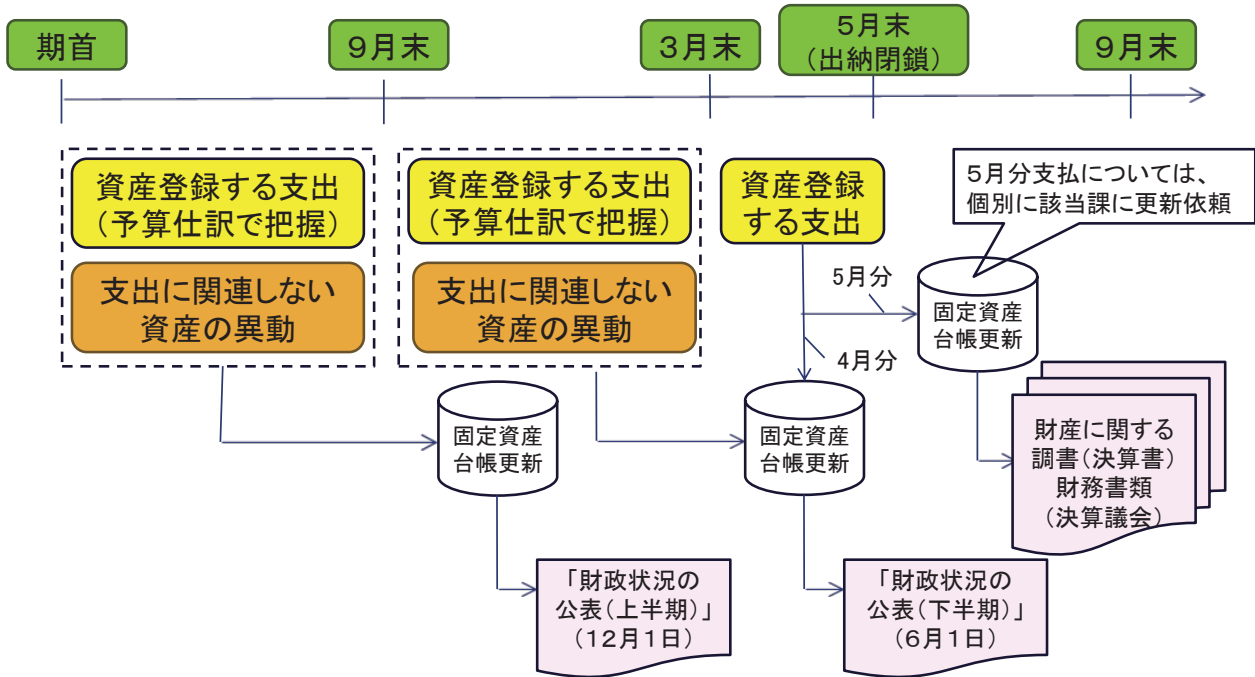
<sup>2</sup> 例えば、貸付金・長期延滞債権・未収金に関する徴収不能引当金については、地方公会計マニュアルの「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第102項において、不納欠損率の算定のあり方が記載されているが、地方公共団体によって、合理的とはいえない例が散見されるため、十分に注意すべきである。

できるよう、各地方公共団体の状況に応じた作業マニュアルを作成するなどして、計画的に作業を進めていくことが必要となる。

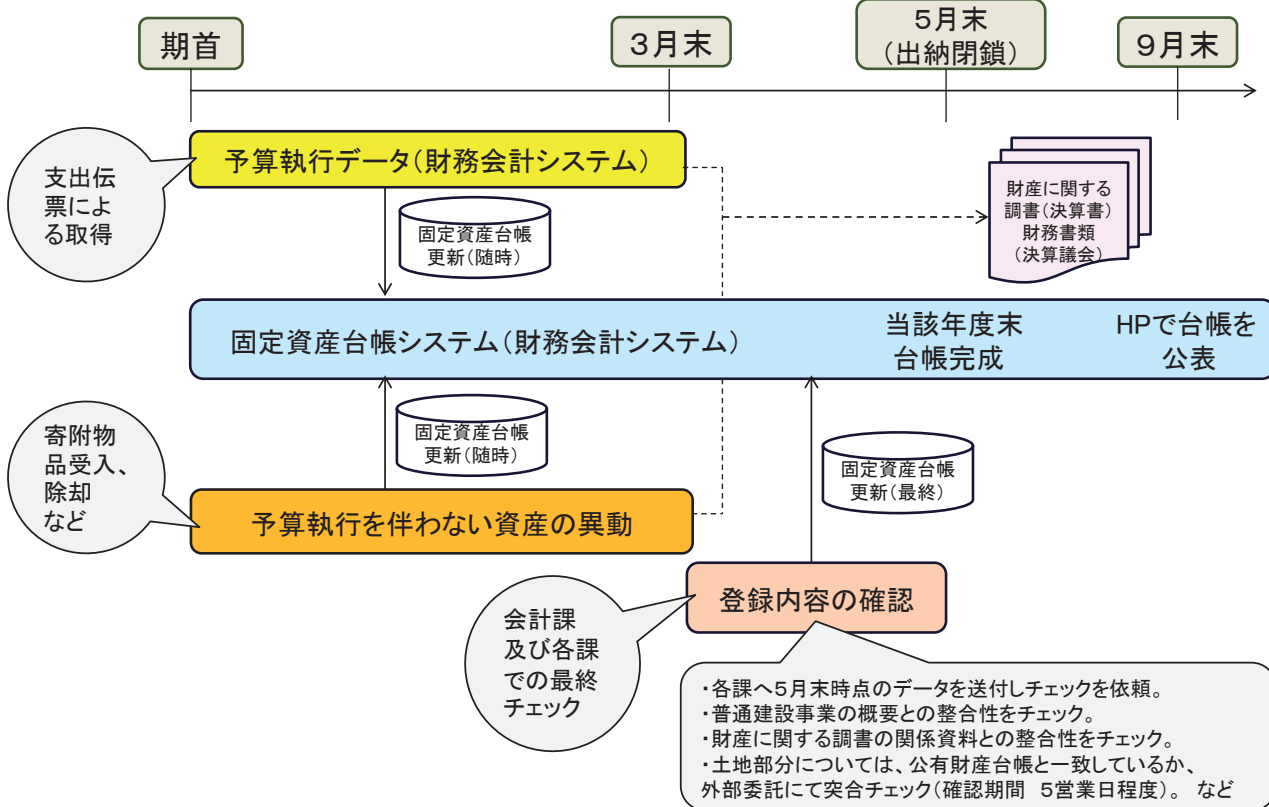
固定資産台帳の作成・更新に関する作業スケジュールについては、期末一括更新の場合と随時更新の場合によって、固定資産台帳への資産の登録や事後確認の時期等は異なるが、次に示す団体の固定資産台帳の更新スケジュールも参考にしながら、あらかじめ1年間の更新スケジュールを作成して、各担当課と共有し、計画的に進めていくことが重要である。



## 期末（半年に1回）一括更新の場合のスケジュール例（埼玉県和光市）



## 随時更新の場合のスケジュール例（千葉県習志野市）



(いずれも地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書より抜粋・加工)

## ii) 公有財産台帳等の他の台帳との連携・データベースの共有化等

固定資産台帳の担当課と、公有財産台帳をはじめとする他の台帳の担当課が異なることにより、それぞれに更新作業を行うこととなる。台帳間の性格や保有すべき金額情報に違いがあることを踏まえて、それぞれの作成手順の効率化を図ることが必要である。そこで両台帳等の作成において連携を図り、資産に係る情報のデータベースの共有化を図ることが有効である。例えば、公有財産台帳に関しては、固定資産台帳と管理項目の多くが共通していることから、固定資産台帳との連携をとることにより、業務の効率化にも繋がると考えられる。

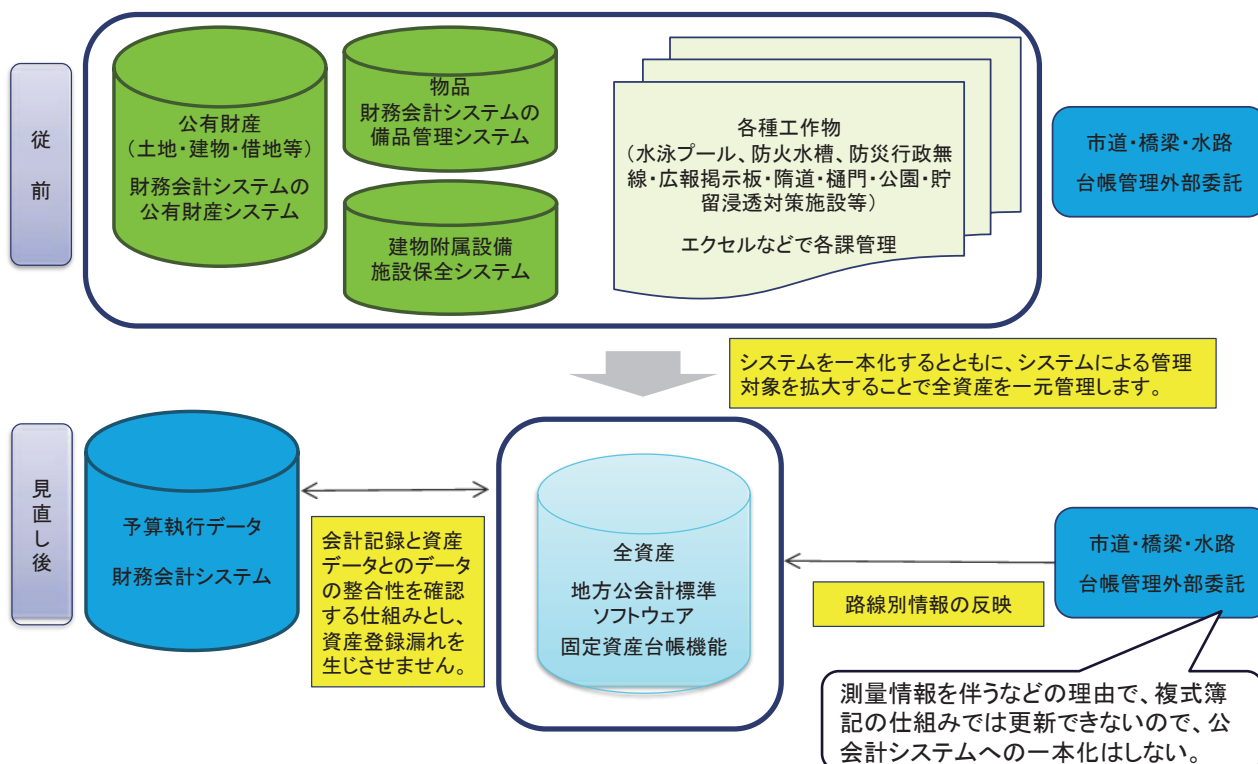
地方公共団体への調査では、7割以上の団体では、公有財産台帳等の他の台帳との連携等は行われていない状況であった。台帳の連携等をしていない理由としては、所管部署が異なるためとの理由が多くを占めている。

連携等を進めるためには、庁内の組織間の調整や計上単位の見直し等の技術的な調整が必要となるが、手法としては、台帳間のデータの連携(リンク)、データベースの共有化、既存の公有財産台帳システムの改修による固定資産台帳機能の追加、公有財産台帳システムと固定資産台帳システムの統合等が考えられる。このように固定資産台帳と公有財産台帳等の情報を統一的に管理することにより、台帳間の情報の整合性を図る取組を行っている団体もある<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> 従前から使用料・手数料の算定に公有財産台帳のデータを活用しているような場合は、固定資産台帳と公有財産台帳の連携等により、算定額に影響が出る場合があることには留意が必要である。例えば、公有財産台帳において残存価額10%として評価していた場合に、固定資産台帳の評価方法を導入すると、残存価額がなくなるため、資産評価額が低くなり、使用料も従前より安くなる可能性がある。一方、公有財産台帳において、工事費の付随費用を資本的支出として含めていなかった場合に、固定資産台帳の評価方法を導入すると、付随費用も含めて評価をするため、資産評価額が高くなり、使用料も従前より高くなる可能性がある。台帳の連携等を行う場合には、こうした影響が出る可能性も考慮しつつ、関係する所管課との調整が必要となる。

## 固定資産台帳と公有財産台帳等のシステム統合（埼玉県和光市）



（地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書より抜粋・加工）

なお、公有財産台帳と固定資産台帳が連携していない場合は、更新作業の締切の設定が異なることにより、基準日の違いによる数値の差異が生じる場合もある。そのような場合においても、まずは固定資産台帳の公表を検討していくことが望まれる。その際には、併せて、基準日の違いによる数値の差異の問題も含めて、一定の時間をかけつつ、台帳間の数値の差異を修正していくように努める必要がある。

## 2. 財務書類の作成等に関する課題と対応策

### （1）財務書類の作成等に関する課題

財務書類は、単式簿記による現金主義会計では把握できない、資産・負債といったストック情報や、減価償却費や退職手当引当金といったコスト情報についての把握が可能となるものであり、地方公共団体のある一時点の財産残高や、発生主義による一会計期間における費用・収益等に関する情報を、会計年度ごとに提供するものである。

先述のように、財務書類作成の基となる固定資産台帳の情報が適切に更新されていなかったり、財務書類の作成作業の段階で重大な誤りがあれば、財務書類の読み手に誤った情報を伝達してしまうこととなる上、指標を正確に算出する

こともできず、結果、財政状況の把握をゆがめることとなり、財務書類を活用した財政状況の分析を正確に行うことができない。

また、作成の時期が対象決算年度から大幅に遅れてから完成するようであれば、情報として古い物となり、決算の補足情報としての利用価値が大きく減少する上、最新の財務情報を活用した資産管理や予算編成等への活用も難しくなる。

現状としては、平成 29 年度決算に係る財務書類を平成 31 年 3 月末までに作成した団体（決算年度の翌年度末までに財務書類の作成が完了した団体）は、全団体の 80.5%にあたる 1,440 団体となっており、翌年度末までに完成しない団体が一定数見られる状況である。

加えて、附属明細書及び注記については、財務書類の理解を深めるために必要不可欠な情報であり、財務 4 表と併せて作成・公表されるべきものであることを認識する必要があるが、現状としては、統一的な基準により作成された財務書類の公表が進んでいるところではあるが、附属明細書及び注記については、作成されてない又は公表していない団体が散見される状況である。

一方、財務書類の作成業務に関しては、外部の事業者に委託をすることも考えられるが、そのような場合でも、最終的な作成責任は各地方公共団体にあることから、委託先の事業者が作成した財務書類について、適切に作成されているかのチェックを各団体が実施する必要があることを認識すべきである。

現状としては、外部の事業者に財務書類の作成を委託している団体が多く、その上で内容のチェック体制が確立されていない団体が多く見られた。

さらに、財務書類の作成業務に関する体制については、とりまとめ担当課は、財政担当課である場合が多く、担当者数は 1 人という団体が多くなっている上、当該担当者は地方公会計以外の他の業務も兼務している場合が多い状況であった。また、財務書類を作成することの必要性・重要性が、地方公共団体の組織内全体で十分に理解されていないという指摘もある。

地方公会計の活用に当たっては、適切な固定資産台帳の更新と財務書類の作成が前提となっているため、財務書類の作成等に関する課題も解消していく必要がある。

## （２）財務書類の作成等に関する対応策

前記の課題への対応策としては、以下の項目が考えられる。

- 作成時期の早期化（業務負担の軽減）
- 内容の精緻化
- 附属明細書・注記の作成
- 体制整備・意識向上

### ①作成時期の早期化（業務負担の軽減）

ある決算年度の翌年度より後まで作成作業を持ち越せば、その次の決算年度の財務書類の作成作業も含めて、同時期に二重の作成作業が発生する可能性がある。また、活用の観点からは、ある決算年度に関する翌年度の決算審査や翌々年度予算の編成のタイミングで財務書類等が提供されることで有用性が高まるため、本来的には翌年度9月頃までに作業を終えることが理想である。それを将来的に見据えながら、毎年度、適切に財務書類を作成していくため、まずは最低限、決算年度の翌年度末までに作成作業を終える必要がある。

統一的な基準においては、日々仕訳が望ましいものの、事務負担や経費負担等を勘案し、期末一括仕訳によることも差し支えないこととされており、こうしたことから、現状、財務書類の作成に関して、期末一括仕訳を行っている団体が多い状況である。

期末一括仕訳の場合、年度末に仕訳の作業が集中する上、一定の時間が経過した過去の取引について支出伝票を確認しながら仕訳作業を行うこととなり、確認に時間を要することが想定される。

こうした点を踏まえると、年度末に一括して行っている仕訳作業を、半年・四半期・月に一度といった形で、期中に前倒して定期的を実施するなど、仕訳作業を分散化かつ早期化することが考えられる。これにより、仕訳作業が年度末に集中し、過去の取引について支出伝票を確認するのに時間を要するといった状況を避けることが可能となり、作成作業の早期化と業務負担の軽減に繋げることができる。

また、あらかじめ予算科目の細々節に公会計上の勘定科目を登録しておくことで、予算の段階から各事業担当課が仕訳を行うことができ、予算入力時に各課が細々節を選択し、執行時に予算どおりの細々節を選択することで、仕訳作業を概ね完成させることができ、決算確定後に財政担当課から各事業担当課に支出伝票の内容を確認する作業の手間を軽減できるため、財務会計システムの更新等が近く行われない場合においても、こうした取組を導入することも有効である。なお、予算科目の細々節に公会計上の科目を登録することにより、予算執行に関して従来よりも事業区分が細くなることについては、各事業担当課の職員を含めて、仕訳の観点から区分が必要となることを伝えるために、庁内への説明等を丁寧に行うべきことに留意が必要である。

このような方策により、期末一括仕訳を維持しつつ、財務書類の作成時期の早期化を図ることができるため、期末一括仕訳を行っている団体において、こうした取組が導入されることが期待される。

## 予算と公会計の科目の統一化の取組（鳥取県琴浦町）

### 事例概要

- 琴浦町では、期末一括仕訳を採用しており、予算科目から勘定科目の特定ができないものは、決算確定後に各事業担当課へのヒアリングで確認を要していたところ、あらかじめ予算科目の細々節に公会計上の仕訳を登録することにより、財政担当課、事業担当課双方の財務書類等の作成業務の精緻化・効率化を図った。

### 取組内容

- 財務書類の作成にあたり、従来、決算確定後に各事業担当課へのヒアリングにより勘定科目を確認していたが、財政担当課職員の提案により、あらかじめ予算科目の細々節に公会計上の勘定科目を登録することとした。
- 平成31年度予算から運用するため、当初予算の入力が始まる平成30年11月に間に合うよう、財政担当課で細々節を設定し、システムを修正。予算入力時に各事業担当課が選択ができるようにした。
- 予算査定時に、各事業担当課から事業内容の説明を受けて、財政担当課が細々節を確認し、その際に勘定科目が特定できなかったもののみ、決算確定後に事業担当課へヒアリングを実施。
- 導入にあたっては、予算編成方針の説明会の場を使って、細々節の選択方法、仕訳ルールについて説明し、庁内周知を行った。

#### 【導入までのスケジュール】

H30	8月		9月	10月	11月	12月	H31	1月	2月	3月
	導入検討						予算編成稼働			
	細々節科目設定									
	システム設定									
				庁内説明会						

#### 【細々節への登録イメージ】

細 節	細々節の科目(設定前)	細々節の科目(設定後)
委託料	(設定なし)	1.委託料(資産外)
	資産計上するものと、費用計上するものへ分割	2.委託料(事業用資産)
		3.委託料(インフラ資産)

### 効果等

- 予算査定時に各課から事業内容を聞きながら勘定科目の確認(細々節の確認)を行うことで、仕訳精度が向上した。
- 財政担当課、事業担当課双方のヒアリングに費やす時間、労力を削減することができる。
- 予算編成時点で仕訳がほぼ完了するため、決算確定後の作業時間が大幅に短縮される。
- 期末一括仕訳のため、財政担当課以外公会計に対する認識が薄かったが、全庁的に認識をしてもらった。

加えて、財務会計システムの更新・入替え等のタイミングを契機として、財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入し、日々仕訳を導入することが有効な方策であり、それを目指すことが望まれる。ただし、日々仕訳を導入したことに併せて、固定資産台帳の更新についてもその都度行っていかなければ、固定資産台帳の更新や財務書類の作成の早期化には繋がらないことに十分注意が必要である。

### ②内容の精緻化

適切な財務書類の作成をしていく上では、以下のような事項を確認しつつ作業を進めることが必要であり、また、一度財務書類を作成した後にも、再度確認することが必要である。

- 仕訳が正しく行われているか(必要な仕訳を行っているか、科目誤りはないか、金額が間違っていないか)
  - ・ 予算科目から公会計の勘定科目への読替えが適切に行われているか(資金仕訳変換表に誤りはないか)
  - ・ 資金仕訳での勘定科目の整理仕訳が適切に行われているか
  - ・ 非資金仕訳が適切に行われているか

- 固定資産台帳の勘定科目別の期末残高と貸借対照表上の固定資産の各勘定科目の計上額とが一致しているか（減価償却累計額含む）
- 財務書類間の整合性、財務書類の各勘定科目と附属明細書・注記額との整合性
- 連結対象団体の範囲が適切か（異動はないか）
- 連結修正・相殺消去仕訳が適切に行われているか

こうした観点から、平成 29 年度に開催された「地方公会計の活用の促進に関する研究会」報告書において、地方公共団体の職員が、自ら財務書類の誤り等を見つけ、修正することにより、財務書類の正確さを担保することを目的として、統一的な基準及び地方公会計マニュアルに沿って適切に作成されているかどうかという視点からのチェックリストを作成し、掲載している。また、地方公会計マニュアルにも掲載している。各地方公共団体の担当者において、このチェックリストの視点をよく理解の上、積極的に活用されることが望まれる。

財務書類の作成業務を外部業者に委託している場合であっても、完成した財務書類について、地方公共団体の職員が自ら、このチェックリストを活用して、正確性を確認することが望まれる。また、職員が自らチェックを行うことで、担当者として財務書類の中身を理解することにも繋がるため、財務書類の活用の促進に向けた一歩となるものでもある。

【統一的な基準による財務書類作成チェックリスト：62 ページ参照】

また、監査委員制度における定期監査の際に、財務書類の情報も対象として監査意見を受けるなど、既存の監査制度を活用する団体もある。

### ③附属明細書・注記の作成

統一的な基準においては、財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書とされており、これに加えて必要事項を注記に記すこととされているため、財務 4 表に加えて、附属明細書及び注記についても作成が必要である。この点について、各地方公共団体に対し、この旨を改めて周知徹底する必要がある。

附属明細書及び注記においては、財務書類の内容に関する情報のみならず、当該地方公共団体の財政状況を理解する上で必要かつ重要な情報が記載されており、本文と同様に重要なものである。例えば、注記において、財務 4 表には計上されない以下のような情報について記載することとなっており、これらは、財務書類の内容を正しく理解するために必要な情報となる。

- ・地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

- ・管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）

こうした観点からも、附属明細書及び注記については、適切に作成の上、財務4表とともに公表される必要があるものである。

加えて、地方公共団体の財政マネジメント等に活用していく観点からは、一般会計等のみでなく、例えば水道事業や国民健康保険事業等についての情報を含んだ全体会計等の附属明細書についても、作成・公表していくことが重要である。

#### ④体制整備・意識向上

上記のような作成時期の早期化、内容の精緻化を図りつつ、毎年度、適切に財務書類を作成していくためには、とりまとめ担当課だけではなく、庁内全体で財務書類の作成業務の必要性の認識を持ってもらうことが必要である。

財務書類は、減価償却費等を含むコスト情報、資産・負債といったストック情報の把握が可能となるため、住民や議会への説明責任をより適切に果たすために必要かつ重要なものであり、また、地方公共団体の内部における資産管理や予算編成等の方針決定等を行うための情報としても必要かつ重要なものである。

そもそも、財務書類を毎年度適切に作成することの必要性・重要性が、地方公共団体の組織内全体で十分に理解されていないという指摘があることから、必要性・重要性を改めて認識してもらい、全庁的な体制整備がなされることが求められる。

##### i) 財務書類の作成に係るスケジュールの共有

財務書類の作成を毎年度着実に実施していくため、財務書類の作成作業について、とりまとめ担当課において、年間の作業スケジュールを示し、各担当課がばらつきなく統一的に作業を行うことができるよう、各地方公共団体の状況に応じた作業マニュアルを作成するなどして、計画的に作業を進めていくことが必要となる。

財務書類の作成に関する作業スケジュールについては、期末一括仕訳の場合と日々仕訳の場合によって異なるが、あらかじめ1年間の更新スケジュールを作成して、各担当課と共有し、計画的に進めていくことが重要である。



## ii) 職員の意識向上

現状においては、各担当課の職員が、具体的な財務書類の活用方法をイメージしにくい状況であること等により、財務書類を作成することの必要性・重要性が理解されていないことに繋がっている可能性が考えられる。

このため、職員の意識の向上という観点から、研修等を充実させていく必要がある。具体的には、先進団体の職員や専門家を派遣する制度の充実等が考えられる。

地方公共団体の職員向けの研修については、既に現在においても、総務省自治大学校、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所における研修や、地方公共団体金融支援機構が都道府県等の単位での研修会等に公認会計士等を派遣してサポートする事業が実施されているところであるが、地方公共団体が自ら主催して研修を行おうとする場合には、研修の実施方法や、どのような人材を招聘すべきかが分からず、開催に踏み切れないとの指摘もあることから、「公営企業経営支援人材ネット事業」や「地域情報化アドバイザー制度」のように、派遣される人材（先進団体の職員、公認会計士、学識経験者等の専門家）のリストを総務省においてあらかじめ用意しておくことも支援方策の一つとして考えられる。

### **第3 固定資産台帳・財務書類の活用に向けて**

地方公会計には、財務会計としての側面、すなわち住民や議会等の利害関係者に地方公共団体の財政活動の結果を明らかにする側面と、管理会計としての側面、すなわち地方公共団体において首長をはじめとする組織運営者が行財政上の方針決定等を行うための情報となる側面がある。

財務会計は開示を目的とした会計であるため、一定の基準に基づいて処理されることが必要であり、地方公会計については、平成26年に固定資産台帳及び財務書類の作成に係る統一的な基準が提示されたところである。一方で、管理会計については、財政マネジメントのための会計であるため、各地方公共団体の財政運営上有用な情報となるよう、一定の共通の考え方を確保しつつ、各団体の判断に基づいて作成されることが必要である。

管理会計としての側面での具体的な活用方策としては、

- 固定資産台帳の情報を活用した公共施設マネジメントや未利用資産の有効活用等の資産管理への活用
  - 財務書類等の情報をもとに施設・事業等のより細かい単位（セグメント）で財務書類を作成し、施設・事業等の単位でコスト等の分析を行うセグメント分析
  - 財務書類等から得られる情報を指標化し、経年比較や類似団体比較等により、自団体の財政状況等についての傾向や特徴の把握を行う指標分析
- といったものが考えられるところであり、こうした活用方策について、本研究会において議論を行った。

#### **1. 固定資産台帳の活用**

##### **(1) 固定資産台帳を活用した資産管理の向上について**

###### **① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画への活用**

統一的な基準では、固定資産台帳の整備を前提としており、減価償却をはじめとする資産の情報を網羅的に把握することが可能となるため、公共施設マネジメント等への活用が期待されている。

人口減少に伴う公共施設等の利用需要が変化するとともに、今後大量に更新時期を迎える中で、概ね全ての地方公共団体において、公共施設等の全体を把握し、総合的かつ計画的に管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする公共施設等総合管理計画を策定済みとなっており、今後は、具体的な取組の実行と公共施設等総合管理計画の不断の見直し・充実を図る必要がある。

また、令和2年度までに、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を定める必要がある。

公共施設等総合管理計画や個別施設計画の策定・見直しにおいて想定される活用例としては、以下のものが挙げられる。

- 固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計
- 有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討
- 施設別コスト等の分析に基づく再配置・統廃合、受益者負担の適正化等の検討 等

こうした活用例に関して、地方公共団体において実際に行われている事例として、次のものが挙げられる。

# 固定資産台帳を活用した公共施設等総合管理計画の策定（長崎県島原市）

## 事例概要

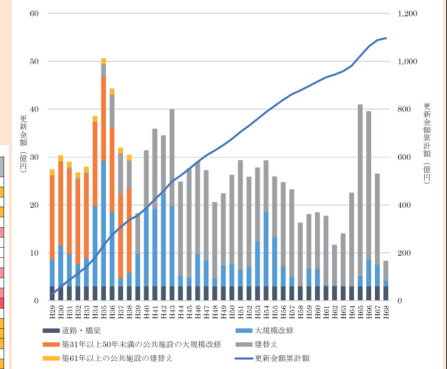
- 公共施設等の管理を計画的・効率的に進めていくため、地方公会計と連動して情報の一元管理と共有化を図ることとし、公共施設等総合管理計画の策定に際しては、固定資産台帳のデータを活用して、施設の現状分析や、施設の更新等に係る経費見込みの算定を実施。

## 取組内容

- 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、**固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を実施。**
- また、**固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載。**
- 持続可能で健全な維持管理を実現するためには、**今後40年間において更新等費用及び維持管理費用で350億円の削減が必要と判明。**計画策定における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定める際の参考とした。
- 個別施設計画の策定に際しても、**取得年度や面積データなど固定資産台帳の掲載項目を、計画に反映。**

島原市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)より抜粋

図表 公共建築物とインフラ資産の年度別更新金額(単位:億円)



大分類	中分類	施設数	100%以上	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
市民文化系施設	文化施設	2	0	1	0	0	1	0	53.3%
	公民館	6	0	1	4	0	1	0	66.7%
	図書館	1	0	0	0	1	0	0	58.3%
社会教育系施設	その他社会教育系施設	3	0	1	2	0	0	0	73.3%
	スポーツ施設	17	1	2	6	4	1	3	36.1%
	レクリエーション施設	3	2	1	0	0	0	0	84.2%
産業系施設	産業系施設	8	0	1	2	3	2	0	49.0%
	農水産施設	14	0	0	3	3	3	2	20.7%
	小学校	10	0	1	6	0	3	0	54.1%
学校教育系施設	中学校	3	0	2	3	0	0	0	83.3%
	その他教育施設	1	0	0	0	0	1	0	33.3%
	子育て支援施設	2	1	1	0	0	0	0	85.0%
福祉系施設	児童福祉施設	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
	福祉保健施設	5	1	0	1	0	2	1	35.8%
	庁舎等	2	0	1	1	0	0	0	80.0%
行政系施設	消防施設	26	14	2	5	1	1	2	57.6%
	その他行政系施設	11	1	3	3	1	1	2	60.7%
	公営住宅等	19	3	7	3	3	0	1	50.5%
その他	供出処理施設	5	0	1	0	3	0	1	74.0%
	その他	4	1	0	0	2	0	1	30.0%
	合計	144	21.5%	17.4%	27.1%	13.9%	11.1%	9.0%	52.8%

出典:「平成26年度固定資産台帳」

## 効果等

- 固定資産台帳のデータをもとに算出した老朽化比率などの客観的なデータ踏まえつつ、各施設の整備方針を検討することが可能となる。計画に定めた方針に基づき、公営住宅等の取り壊しを実施。
- 引き続き、施設の長寿化や統廃合、PPP/PFIなどの民間活力の活用などを検討し、住民ニーズに対応した効率的な管理の実現を目指す。

# 固定資産台帳を活用した公共施設の個別分析（新潟県糸魚川市）

## 事例概要

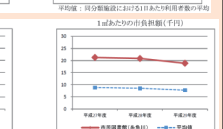
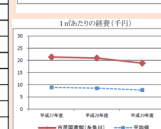
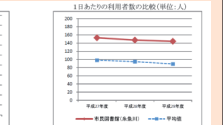
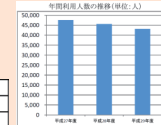
- 公共施設等総合管理計画を策定後、個別施設計画の策定に併せて、各施設の状況や今後の方針の検証ツールとして「施設カルテ」を作成。施設カルテにおいては、固定資産台帳のデータを活用して、老朽化率と施設の利用状況を用いてマトリクス分析を実施。

## 取組内容

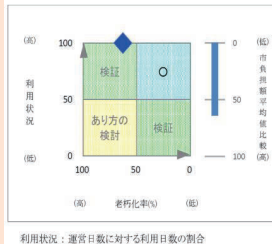
- 公共施設等総合管理計画を作成(平成28年3月)後、平成29年度から令和元年度にかけて個別施設計画を策定するのに併せて、個別施設計画の策定対象施設のうち、施設評価を行うべき施設について、関係部署と協議の上で、対象施設を決定し、平成30年度に「施設カルテ」を作成。
- 施設カルテ作成の際に、固定資産台帳のデータから、各施設の面積や構造などの施設の諸元を引用。また、減価償却累計額を用いて、老朽化率を算出し、施設の利用状況と組み合わせ、マトリクス分析を実施。
- 施設カルテの作成作業においては、施設担当課において、利用人数や経常経費等の基本情報を入力し、財政課において、マトリクス図の「利用状況」・「老朽化率」の算出をはじめ、全体調整を行った上で、作成。
- 自動的に算出された評価結果を基に、施設所管課による一次評価を行い、庁内に設置したマネジメントグループによる二次評価を実施しているところ。
- 今後の施設の統廃合・用途廃止に向けて、引き続き評価を継続し、評価内容を総合管理計画や個別施設計画の改訂の際に反映予定。

施設カルテのイメージ  
(糸魚川市施設カルテより抜粋  
(平成30年度))

所在地	一の宮1丁目2-3
全床面積(㎡)	13,387.00
利用面積(㎡)	13,263.96
備置面積(㎡)	23.14
用途	数寄江コンクリート造
階数	3
建築年(西暦)	1981
法定耐用年数(年)	50
経過年数(年)	37
差別年数	13
延床面積(㎡)の合計	1,566.01



利用状況・老朽化率(%)、市負担額平均値比較(平成29年度)



マトリクス図による分析  
(糸魚川市施設カルテより抜粋  
(平成30年度))

【左図の説明】

- ・利用状況と老朽化率により、施設の状況を示しています。
- ・●の位置によって、施設の管理運営方法の検証や、今後のあり方を検討する予定です。
- ・隣の特グラフは、同分類施設における1㎡あたりの市負担額の平均値を「50」とした際の比較数値であり、コストの状況を示しています。

## 効果等

- 公共施設マネジメントを行う上で、固定資産台帳のデータをはじめとする各データを用いて「施設カルテ」による分析を行うことにより、客観的な評価が可能となり、評価結果を基にした改善・見直しにつなげることができる。

上記のような活用をするに当たっては、固定資産台帳から各施設ごとの情報を抽出することとなるが、固定資産台帳に記載された資産は、必ずしも施設ごとの単位で登録されているものではないため、固定資産台帳のデータを活用するためには、施設ごとの単位で集計する必要がある。

そのためには、公共施設等総合管理計画に記載されている施設等の管理情報と、固定資産台帳に登録された資産を共通のコードで管理する等、互換性を持たせる（固定資産台帳のデータと個別の施設との紐付けを行う）ことが重要である。

## 施設コードの設定による固定資産台帳と総合管理計画の紐付け（福島県古殿町）

### 事例概要

- 地方公会計と施設マネジメントを一体的に推進することで、公会計情報の施設マネジメントへの活用を図るとともに、職員の負荷軽減等、効率的な施設マネジメントにつなげる。

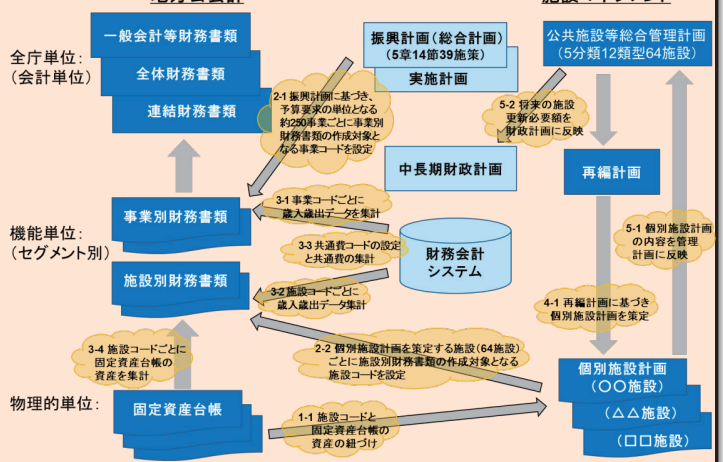
### 取組内容

- 施設コードを使用し、固定資産台帳と公共施設等総合管理計画に記載されている公共施設とを紐付け
- 固定資産台帳を含む会計情報を活用した個別施設計画の策定
- 振興計画に基づく事業別予算の導入と、事業別財務書類（施設情報を含む）を活用した行政評価の導入
- 事業別財務書類（施設情報を含む）を活用した個別施設計画の進捗管理
- 公会計情報を活用した議会への提出資料の充実

#### 【作業スケジュール】

	地方公会計	施設マネジメント
作成 済み	・ 固定資産台帳	・ 公共施設等総合管理計画
令和 元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計等財務書類</li> <li>・ 全体財務書類</li> <li>・ 連結財務書類</li> <li>・ 固定資産台帳の更新（平成30年度増減分）</li> </ul> （セグメント財務書類作成に向けたタスク） 1-1 施設コードと固定資産台帳の資産の紐づけ 2-1 事業コードの設定 2-2 施設コードの設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再編計画</li> <li>・ 個別施設計画</li> </ul> （個別施設計画の作成に向けたタスク） 4-1 再編計画に基づき 個別施設計画を策定
令和 2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業別財務書類</li> <li>・ 施設別財務書類</li> <li>・ 固定資産台帳の更新（令和元年度増減分）</li> </ul> （セグメント財務書類作成に向けたタスク） 3-1 事業コードごとに歳入歳出データを集計 3-2 施設コードごとに歳入歳出データを集計 3-3 共通費コードの設定と共通費の集計 3-4 施設コードごとに固定資産台帳の資産を集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等総合管理計画の改訂</li> </ul> （総合管理計画改訂に向けたタスク） 5-1 個別施設計画の内容を 総合管理計画に反映 5-2 将来の施設更新必要額を 財政計画に反映

#### 【取組イメージ】 地方公会計



### 効果等

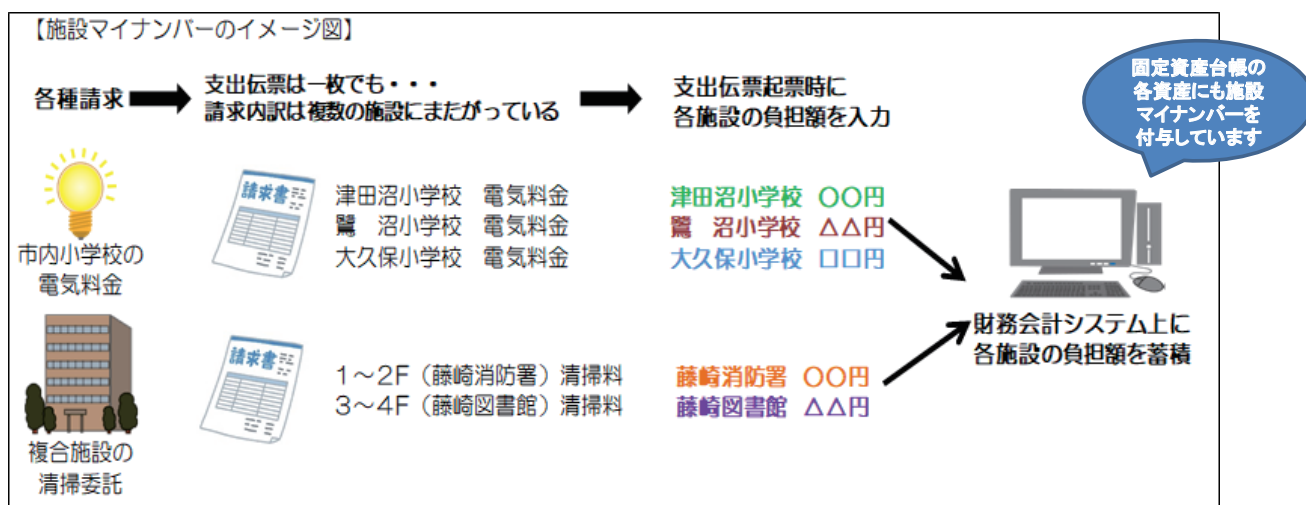
- 公会計情報を予算編成で活用することで、予算の「見える化」が図れる。
- 振興計画、実施計画に記載した事業を対象に行政評価を実施することで、計画の着実な実施が図れる。
- 固定資産台帳の精緻化、固定資産台帳更新の簡易化が図れる。

## 施設マイナンバーによる資産管理（千葉県習志野市）

習志野市は、**公共施設老朽化問題においてはコスト分析が重要なファクターの一つである**と考えている。なぜなら、コスト分析により、今後必要となる財源やコストの削減余地を把握すること、施設の統廃合を検討する際の資料の一つとして活用できるからである。そして、適切なコスト分析を行うための前提として「正確なコスト情報の把握」が必要不可欠となる。

検討の結果、より正確で検証可能性の高い数値を得るためには、**財務会計システムでの予算執行（支出伝票起票）の時点で、各施設に掛かる費用を伝票起票担当者が財務会計システム上に直接入力し、日々積み上げていくことが最良である**と決断した。

そこで、財務会計システム上に各施設の情報を登録し、コード体系化することで上記の作業が可能となる「施設マイナンバー」の概念を構築し、平成28年度予算執行から導入した。これにより、**一枚の支出伝票で複数の施設に関連する支出も、支出伝票起票の際に、各施設の負担額を財務会計システム上に記録することが可能**となった。



（地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書より抜粋・加工）

こうした事例も参考にしつつ、固定資産台帳の情報を公共施設マネジメントに積極的に活用していくことが期待される。

### ②未利用資産の有効活用に向けた固定資産台帳の活用

統一的な基準において、固定資産台帳の記載項目として原則備えることとされている「基本項目」の一つに、「用途」・「売却可能区分」がある。これらの情報を活用することにより、地方公共団体が所有する未利用資産を一覧的に把握することが可能となる。

把握した未利用資産の情報を一覧化し、公表することにより、民間等への売却・貸付が促進され、未利用資産の有効活用に繋がる可能性が高まる。

こうした観点からも、各地方公共団体において、「用途」・「売却可能区分」の項目を備えた固定資産台帳の公表や、未利用資産に関する情報を一覧化したものの公表を進めることが期待される。

# 固定資産台帳を活用した未利用資産の有効活用事例

## 宮城県大崎市の取組事例（売却・貸付可能資産の公表）

- 固定資産台帳の情報をもとに保有している売却・貸付が可能な財産の一覧表を作成し、市のホームページにおいて、公表。
- 公募等により、民間事業者等に売却・貸付を実施。

市のホームページ掲載イメージ

施設名称、地域、所在地、地目、面積等を一覧化し、公表

施設名称	地域	所在地	地目	面積	売却可能	貸付可能	所管課
15013 北郷第一丁目 雑種地(貸付対象)	古川	北郷第一丁目	175	雑種地	155		総務課財政課
30029 三本木字山山 宅地	三本木	三本木字山山	63	雑種地	695.45		土木課都市整備課
30027 伊勢野字山所跡	三本木	伊勢野字山所跡	265	1 宅地	276.17		土木課都市整備課
30175 伊勢野字山所跡	三本木	伊勢野字山所跡	35	雑種地	731.24		土木課都市整備課
42001 大崎字山所跡(山形設計事務所)	鹿島台	大崎字山所跡(山形設計事務所)	77	2 宅地	716.8		建設課都市整備課
42003 大崎字山所跡(山形設計事務所)	鹿島台	大崎字山所跡(山形設計事務所)	29	47 宅地	210.05		建設課都市整備課
42002 大崎字山所跡(山形設計事務所)	鹿島台	大崎字山所跡(山形設計事務所)	29	40 宅地	132.37		建設課都市整備課
50083 新出山下真山佐野 宅地	新出山	新出山下真山佐野	15	1 宅地	788.55	雑種(青)	土木課都市整備課
62000 伊勢野字山所跡(山形設計事務所)	鹿島台	伊勢野字山所跡(山形設計事務所)	79	166 山林	239		土木課都市整備課
70128 山形設計事務所(貸付対象)	鹿島台	大崎字山所跡	3	1 宅地	3144.21		建設課都市整備課
70128 山形設計事務所(貸付対象)	鹿島台	大崎字山所跡	3	1 宅地	50.82		建設課都市整備課
70184 山形設計事務所(貸付対象)	鹿島台	大崎字山所跡	10	4 雑種地	125		建設課都市整備課
70190 山形設計事務所(貸付対象)	鹿島台	大崎字山所跡	4	5 雑種地	2702	雑種(青)	建設課都市整備課

## 岡山県真庭市の取組事例（未利用資産の活用策の提案募集）

- 固定資産台帳の情報をもとに保有している遊休土地等を洗い出し、市のホームページにおいて、売却対象となる「物件一覧表」を公表。
- 活用の実施主体になろうとする市民や事業者から、自由で創意工夫に富んだ発想やノウハウを生かした提案を募集。
- 活用の提案があった物件について、市で内容を協議し、課題を整理した後、対象物件について活用内容の条件をつけて入札の上、売却(旧教員住宅1棟(建物・土地)を売却)。

未利用市有地の活用提案を募集します

市のホームページ掲載イメージ

掲載更新日: 2019年10月18日(金曜日) 09時54分 コンテンツID: 215-11425 印刷用ページ

地域: 情報発信元: 財産活用課 久世庁舎 3階

～皆様からの御提案をお待ちしています～



旧中津井社在所跡地(上中津)



旧有隣中学校体育館跡地(西)



旧湯原緑いの家跡地(豊栄)

## 熊本県芦北町の取組事例（未利用資産の情報の庁内共有）

- 固定資産台帳の情報をもとに遊休公共施設等の一覧について、庁内で情報を共有している。
- 商工観光課と連携し、企業誘致に活用する物件情報については、パンフレットや熊本県企業誘致連絡協議会(企業立地ガイド KUMAMOTO)のホームページを通じ、随時情報提供している。
- 民間企業から申出があった物件について、町の条例に基づき、貸付等を実施している。
- これまで、廃校となった小学校校舎を有効利用し工場やサテライトオフィスとして企業への貸し付けを実施。

企業立地ガイド

KUMAMOTO

熊本県企業誘致連絡協議会における掲載イメージ

用地検索	物件番号	44
旧国民年金センター きょうこくみんねんきんぽうせんたー	所在地	芦北町
	住所	芦北町藤丸1-6-0-5
	区分	雑種
	用途区分	雑種(都市計画区域)
	権利	譲渡付売買、譲渡付賃貸
	建築基準法	建ぺい率: 70% 容積率: 200%
	工業用地法	建ぺい率: 20%
	用途	
	用途	
	電力	6kV・60kV・22kV・2kV
	水道	あり
	道路	
	備考	市町村補助金・用地取得補助金・雇用促進補助金
	固定資産税	3ヶ年免状
	区画	区画①
	面積	14,682.13m <sup>2</sup>

## (2) 資産・債務改革（未利用財産の有効活用）のフォローアップ

地方公共団体の資産・債務管理に関しては、債務圧縮や財源確保を図る観点から、用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却・貸付により、利用の最適化を図るとともに、将来の維持管理等に係る負担を軽減することが求められる。

近年、公共施設等総合管理計画の策定や、統一的な基準による地方公会計の整備等、資産管理を取り巻く環境が変化したことも踏まえ、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」(平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定)においては「固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で、保有する財産の活用や処分に関する基本方針について検討」することとされており、加えて、「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」(平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定)においては「総務省HPにおいて、各地方公共団体が公表している(中略)保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する」とされているところである<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> 未利用資産の売却促進や資産の有効活用については、行政改革の観点から、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)第 62 条第 1 項において、その地域

こうした状況を踏まえ、今回、総務省において、各地方公共団体における保有する財産の活用や処分に関する基本方針に係る取組状況等について調査を行った。

## ＜調査結果の概要＞

### ア) 基本方針の策定状況等

- 保有する財産の活用や処分に関する基本方針に関して、策定状況は、都道府県・指定都市では6割程度、市区町村では2割に満たない状況。
- 策定している団体における改訂の状況については、都道府県では半数以上が改訂を行っているが、市区町村では、改訂未実施の団体が多くを占める。
- 基本方針を公表している団体は、都道府県で5割弱、指定都市で4割、市区町村では1割に満たない状況。

### イ) 未策定の団体の状況等

- 未策定の団体においては、今後も策定予定がない団体が多くを占める。
- 今後も策定予定がない団体の理由としては、「公共施設等総合管理計画に記載されている」との理由が最も多くなっている。また、市区町村においては、「未利用財産や有効活用に関する資産がない又は少ない」や、「人員や予算不足により策定が困難」との理由も多くなっている。

既に策定・公表している団体の基本方針等については、総務省ホームページにリンク集を作成するとともに、基本方針等を作成していない団体については、公共施設等総合管理計画等を踏まえ、必要に応じて基本方針等の策定又は改訂を促すことが重要である。

## 2. 財務書類を活用したセグメント分析の推進

### (1) 事業別セグメント分析に関する取組

セグメント分析は、財務書類等の情報をもとに施設・事業等のより細かい単位(セグメント)で財務書類を作成し、施設・事業等の単位でコスト等の分析を行うものである。

---

の実情に応じ、「資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策」を策定するよう努めることとされ、総務省では、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(平成18年8月31日付総務事務次官通知)において、各地方公共団体に対し、「未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な政策を3年以内に策定する」よう要請を行っている。



施設別・事業別等のセグメント情報は、同種のセグメント間で比較すること等により、財務活動上の課題や成果をより明確にすることが可能となり、資産管理、予算編成、行政評価等の財政マネジメントを行うに当たり有用な分析となり得るものである。

セグメント分析の目的や用途は団体によって様々であり、その目的や用途によって把握すべき情報の内容や求められる精緻さが異なるため、セグメント別財務書類の作成に当たっては、セグメントの単位や範囲等について、分析の目的等に応じて検討の上で設定する必要があるが、共通する考え方や簡易な作成手法が存在していないことが課題とされていた。

このため、平成30年度に開催された「地方公会計の推進に関する研究会」においては、実際にセグメント別財務書類を作成する地方公共団体を公募し、5団体において、施設別のセグメント分析を実施した。

その結果、5団体分のセグメント別財務書類の作成・分析を行い、作成に当たって必要となる情報や課題の整理がなされ、今後、各地方公共団体においてセグメント分析を実施しようとする際の事例形成に繋がったところである。

また、5団体は、いずれも施設を対象とするセグメント分析を行っている。一方、事業を対象とするセグメント分析の場合、必ずしも建物等の施設を利用しない事業があるほかに、人件費の配賦や複数課にまたがる事業の取扱い等で、特有の技術的課題を伴う。また、それらに対応するためには、地方公会計で整備された情報だけでは不十分であり、さらに詳細な情報が必要となる。

このようなことを勘案し、事業別のセグメント分析について、他の地方公共団体の参考となるような事例の蓄積が必要であることから、今年度の研究会においては、実際に事業別のセグメント別財務書類を作成する地方公共団体を公募し、選定された栃木県日光市、茨城県土浦市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県山北町、石川県小松市、大阪府大東市、熊本県荒尾市の7団体において、本研究会の委員等である公認会計士や地方公共団体職員の助言を受けながら、事業別の財務書類の作成・分析を実施した。

今回の実践において対象とした事業は、廃棄物収集処理事業（3団体）、観光事業（1団体）、債権徴収業務（1団体）、健診事業（1団体）、小・中学校給食事業（1団体）の5事業である。廃棄物収集処理事業については、3団体で共通のテーマとして実施した。

## ①公募7団体による事業別の財務書類の作成及び分析

### i) 作成・分析の目的と分析結果

現時点において、セグメント分析を行う団体が少ない背景として、セグメント分析が、どのような分野に有効なのか、また、分析によってどのようなこと

が分かり、どのように政策決定に活用できるのか、という活用イメージが十分に浸透していないことがあると考えられる。

セグメント分析を用いてどのようなことを分析したいのかという「目的」をはっきりとさせた上で、必要な情報を集めて、作業を進めていくことが重要である。

今回の実践における各団体の対象事業や分析の目的、分析結果等の概要は次の表のとおりである。

### <事業別セグメント分析の結果等>

	対象事業	作成・分析の目的、取組内容、分析結果
茨城県 土浦市	廃棄物 収集処理 事業	<p>&lt;作成・分析の目的&gt;</p> <p>○効率的な財政運営を図るため、公会計情報を活用して、事業の成果・課題を「見える化」し、行政評価や予算編成に反映するとともに、経年比較や他団体との比較による多角的な分析を行えるような体制を構築する。</p> <p>&lt;取組内容&gt;</p> <p>○茨城県土浦市、神奈川県茅ヶ崎市、石川県小松市の3団体で共通の配賦のフォーマットを用いて、共通の分類（収集・処分、可燃・不燃・資源、家庭系・事業系等）で、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書）を作成。</p> <p>&lt;分析結果&gt;</p> <p>○収集処理全体での経常費用（ごみ排出量1 t当たり）は3団体中2番目だが、物件費（委託料）については他団体よりも高額であることを確認。</p> <p>○経年比較により、ごみ排出量は減少したが、ごみ1 t当たりの物件費は増加していることが分かった。</p> <p>○ごみの減量を推進し、委託料等のコスト削減をしていく必要性を認識。</p>
神奈川県 茅ヶ崎市	廃棄物 収集処理 事業	<p>&lt;作成・分析の目的&gt;</p> <p>○減価償却費等を含めたトータルコストでの分析に基づく事業手法（業務委託化等）の検討を行うとともに、対象事業の拡大に当たりセグメント分析の目的や用途に応じた配賦基準の検討を行う。</p>

		<p>&lt;取組内容&gt;</p> <p>○神奈川県茅ヶ崎市、茨城県土浦市、石川県小松市の3団体で共通の配賦のフォーマットを用いて、共通の分類（収集・処分、可燃・不燃・資源、家庭系・事業系等）で、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書）を作成。</p> <p>&lt;分析結果&gt;</p> <p>○直営で実施している可燃・不燃の収集コスト（ごみ排出量1t当たり）が他団体よりも高額であることを確認。</p> <p>○ごみ排出量（住民1人当たり）の水準に対し、経常費用や純行政コストは比較的高くなっていることを確認。</p> <p>○サービスの水準を最低限維持しつつ、直営との整合性を図りながら事業手法について検討をしていく必要性を認識。</p>
石川県 小松市	廃棄物 収集処理 事業	<p>&lt;作成・分析の目的&gt;</p> <p>○廃棄物収集処理事業内の細かな事業コストの「見える化」を図り、非財務情報との組合せによる分析を行うことで見えるムダな歳出の削減や適正な受益者負担の検討に繋げる（予算編成への活用）。</p> <p>○焼却処理施設の運営形態の変更（直営・委託）前後の経常収支を比較し、「見える化」する。</p> <p>&lt;取組内容&gt;</p> <p>○石川県小松市、茨城県土浦市、神奈川県茅ヶ崎市の3団体で共通の配賦のフォーマットを用いて、共通の分類（収集・処分、可燃・不燃・資源、家庭系・事業系等）で、財務書類（行政コスト計算書）を作成。</p> <p>&lt;分析結果&gt;</p> <p>○可燃ごみ収集の昼収集・夜収集の別にコスト分析を行い、委託料の差を確認。夜間収集はすでに廃止済みだが、事後的にコスト削減効果を確認。</p> <p>○事業系可燃ごみの受益者負担率を分析。新ごみ処理場の減価償却額を踏まえた場合の、手数料の検討の必要性を認識。</p> <p>○焼却施設運営の行政コストを算出し、運営形態の変化（平成30年に直営から委託に変更）に関して分析。経常費用の低下、売電収入の増加により、純行政コストの減少を確認。</p>

<p>栃木県 日光市</p>	<p>観光事業</p>	<p>&lt;作成・分析の目的&gt; ○観光施策に関するコスト状況の「見える化」と受益者負担の適正化の検証。</p> <p>&lt;取組内容&gt; ○観光事業に関する財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書）を作成。</p> <p>&lt;分析結果&gt; ○人件費、減価償却額を含めたトータルコストの経常費用と、経常収益等の差額から、財源不足額を認識。 ○宿泊者増加による増収により財源不足額を賄おうとする場合に、必要となる宿泊者数を把握。また、現在の宿泊者数において、宿泊者1人当たりの増収により財源不足額を賄おうとする場合に、必要となる宿泊者1人当たりの増収額を把握。 ○併せて、観光事業の費用削減の必要性を認識。特に高い割合を占める固定費の水準を下げる必要があり、公共施設マネジメント計画に基づく観光施設の統廃合を進める必要性を認識。</p>
<p>熊本県 荒尾市</p>	<p>債権徴収業務</p>	<p>&lt;作成・分析の目的&gt; ○債権徴収業務を一元化した場合と現状とのコスト比較や、一元化による費用対効果を検証し、業務の効率化、財政基盤の強化を図る。</p> <p>&lt;取組内容&gt; ○各課で実施している債権徴収業務について、各課の業務のうち債権徴収に係る部分を抽出して、財務書類（行政コスト計算書）を作成。</p> <p>&lt;分析結果&gt; ○各課間でのコスト比較や各課ごとの経年比較により、債権徴収業務に係るコストを「見える化」。平成29年度よりも平成30年度の方がコストを抑えつつ、滞納額は減少させているという成果を認識。 ○今後の、債権徴収業務の一元化の検討の際に、参考資料として活用。</p>

<p>神奈川県 山北町</p>	<p>健診事業 (健康福祉センター管理事業を含む)</p>	<p>&lt;作成・分析の目的&gt; ○健診事業及びその拠点施設の維持管理までを含めたトータルコストを把握し「見える化」することによって、今後の自己負担のあり方等の検討材料とする。</p> <p>&lt;取組内容&gt; ○健診事業と拠点施設の管理事業を合わせて、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書）を作成。 ○施設管理に係る費用を含めたトータルコストを把握し、受診者1人当たりコストを把握。</p> <p>&lt;分析結果&gt; ○施設維持経費のウエイトが大きいことが具体的な金額で明らかになった。 ○既存の他団体の分析結果と比較し、高コストになっており、費用・収益の構造について検討が必要であることを認識。</p>
<p>大阪府 大東市</p>	<p>小中学校給食事業</p>	<p>&lt;作成・分析の目的&gt; ○小中学校給食事業に係る間接費、減価償却費等を含めたコスト等の「見える化」を行い、他団体とも比較し、財政運営を検討する。</p> <p>&lt;取組内容&gt; ○小学校（自校調理方式）、中学校（ランチボックス方式）の別に、財務書類（行政コスト計算書）を作成。 ○2つの方式の別に、人件費や減価償却費を含めたコスト分析を実施して、コストの「見える化」を実施。</p> <p>&lt;分析結果&gt; ○中学校のランチボックス委託方式については、平成25年度中にまとまった施設、備品整備を行ったため、予想よりも減価償却費が多額となりコスト高となっていることが分かった。減価償却費を認識することの有用性を確認。</p>

なお、今回の分析において、廃棄物収集処理事業については、3団体で共通のテーマとして財務書類の作成を行ったところである。

同じ事業を扱うに当たって、他団体比較を行いやすくするために条件設定をなるべく一致させることを目的として、あらかじめ共通の作業フォーマットを作成した上で、財務書類の作成を行った。（次ページ「セグメント分析配賦シート」を参照。）

3団体における課題や分析目的は、それぞれ異なっていたため、複雑になりすぎない程度に、目的が達成できるよう、廃棄物収集処理事業を更に細分化し、小セグメント（部門）を設定して、部門ごとにコスト集計を実施した。

また、勘定科目については、統一的な基準をベースにしつつ、人件費や物件費については、人員配置や業務手法の分析に繋がる部分であるため、細分化（常勤・非常勤の別、光熱水費、委託料等）を行っている。

あらかじめ細かい部門に細分化しておくことにより、どの部門に多くのコストが掛かっているのかが把握可能となり、他団体と比較した場合の部門ごとのコストの多寡について把握可能となる。

例えば、事業系持込ごみの処分に係るコストと使用料収入の関係を明らかにして使用料の見直しの必要性を認識したり、資源ごみの収集コストが高いことが確認されたことから所管課も交えてその要因等について意見交換を行った結果、収集方法に工夫の余地があることを発見するといった成果に繋がった。

セグメント分析配賦シート

科目及び内訳	配賦基準・配賦単価 (配賦の考え方を記載)	収集			
		家庭系ごみ			
		有料ごみ袋	可燃	不燃	資源
<b>行政コスト計算書(PL)</b>					
経常費用 ①					
業務費用					
人件費					
職員給与費					
(内訳)常勤職員分	正規職員【按分対象:4-2-2以外】				
(内訳)非常勤職員分	臨時・嘱託, 人夫【按分対象:4-2-2正規以外】				
(内訳)その他					
賞与等引当金繰入額					
退職手当引当金繰入額	【按分対象】別途計算により算出				
その他					
物件費等					
物件費					
(内訳)光熱水費					
(内訳)ガス料					
(内訳)水道料					
(内訳)電気料					
(内訳)委託料	【按分対象あり】収集の可燃と資源				
(内訳)その他	【按分対象あり】車両の燃料費				
維持補修費					
減価償却費	固定資産台帳より別途算出(資産毎にセグメント化)				
その他					
その他の業務費用					
うち支払利息	起債管理システムより別途算出				
移転費用	児童手当				
経常収益 ②					
使用料及び手数料	【按分対象あり】ごみ処理手数料の焼却・埋立・リサイクル				
その他	諸収入				
純行政コスト(経常収益差引後)①-②					
<b>純資産変動計算書(NW)</b>					
国県等補助金 ③					
国県補助金	実績額 款14.15(焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設に係る補助金等は、施設の耐用年数で按分)				
その他	実績額				
本年度差額(経常収益、国県等補助金差引後)①-②-③					
<b>貸借対照表(BS)</b>					
【資産の部】					
事業用資産					
土地	固定資産台帳より				
建物	固定資産台帳より				
建物減価償却累計額	固定資産台帳より				
工作物					
工作物減価償却累計額					
インフラ資産					
土地					
建物					
建物減価償却累計額					
工作物					
工作物減価償却累計額					
物品	固定資産台帳より				
物品減価償却累計額	固定資産台帳より				
【負債の部】					
地方債	公債台帳より				
退職手当引当金	平均単価×従事人数(業務量従事割合按分)				
1年内償還予定地方債	公債台帳より				
賞与等引当金	平均単価×従事人数(業務量従事割合按分)				





## ii) 事業別の財務書類の作成における技術的な課題

各団体において、実際にセグメント別財務書類を作成する際に、技術的に主な課題となるのは、共通資産や共通費の取扱い、人件費や地方債をどのように配賦するかといった点であると考えられる。

7 団体における上記の点の処理方法については、次の表のとおりである。

	共通資産の取扱い	共通費の取扱い	人件費の配賦基準	地方債の配賦基準
茨城県 土浦市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収集、中間処理、処分に直接関わる資産以外は間接業務に計上。</li> <li>○廃棄物収集処理では、複数のセグメントにまたがる資産は無かったが、複合施設の場合は床面積按分とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収集、中間処理、処分に直接関わる費用以外は間接業務に計上。</li> <li>○複数のセグメントにまたがる費用は、出来る限りセグメントごとの実績額で按分する(実績額で按分できない場合は、均等割とする)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平均単価を算出し、職員数を乗じて計上。</li> <li>○職員数の算出は、業務量(担当課の判断による)で按分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直接的なものは該当業務に計上。</li> <li>○間接的なものは間接業務に計上。</li> <li>○臨時財政対策債は配賦しない。</li> </ul>
神奈川県 茅ヶ崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○細々目ベースでそれぞれの事業に紐づいているものは、直接対象事業に計上。</li> <li>○それ以外のものについては、ごみの排出量及び収集回数で按分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕訳帳をもとに、細々目ベースで、それぞれの事業に紐づいているものは、対象事業に計上。</li> <li>○事業に直接紐づいていないもの(複数にまたがる事業も含む)及び啓発・間接事務は伝票データを基に配賦。</li> <li>○収集事業はごみの排出量及び収集回数で按分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平均単価を算出し、従事人数を乗じて計上。</li> <li>○従事人数は、事務事業評価における事業別従事職員表の業務従事割合により算出。</li> <li>○収集事業の人件費は収集回数に基づき、処分の人件費はごみの排出量に基づき、その割合で再配賦。</li> <li>○退職手当及び賞与手当引当金繰入額についても同様に平均単価を算出し、従事割合に応じ配賦。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公債台帳から対象事業に配賦。</li> <li>○臨時財政対策債は配賦しない。</li> </ul>
石川県 小松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業課所管の資産のみを対象に計上(施設・車両等を最も使用頻度の高いセグメントに全額計上)。</li> <li>○庁舎等の共通資産は含めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な根拠で按分し計上(ごみ収集は収集回数により種類別に按分、燃料費は施設保有の車両台数で施設ごとに按分等)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1人当たりの平均単価を算出し、セグメントごとの人数を乗じて計上。</li> <li>○セグメントごとの人数で按分が必要なものは事業課に聞き取り。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業課所管の資産に係る地方債のみを対象にセグメント別に分類して計上。</li> <li>○臨時財政対策債は配賦しない。</li> </ul>
栃木県 日光市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第2次日光市総合計画前期基本計画」に掲げられた施策体系のうち、観光施策に紐付いた会計・事業を対象とし、対象事業で予算計上している事業、施設(棟)ごとに配賦す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共通費のうち、臨時職員等の賃金に関しては各事業に必要な人工数に応じて按分し、その他の共通費は事業費で按分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光所管課の実職員を、事業実績に応じ人工数で配賦。</li> <li>○単価は各人の実単価とする。</li> <li>○賞与、時間外も同様に取り扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○起債台帳に基づき、対象資産を取得した際の充当額に応じて配賦する。</li> <li>○臨時財政対策債は管理部門に直課とし、配賦しない。</li> </ul>

	ることとし、本庁舎、支所等、観光施策に紐づかない資産の配賦は行わない。		※退職手当は一部事務組合対応のため未計上	
熊本県 荒尾市	○該当なし	○該当なし	【会計対象】普通会計・特別会計（企業会計含まず） 【職員給与費】対象会計における2～5節の合計（特殊勤務・時間外・期末勤勉・期末・退職手当除く）を職員数で除し、職員1人当たりの人件費を算出。その後、各債権徴収業務に係る業務量（割合）を計算し、それぞれの人件費を算出。 【賞与等引当金繰入額・退職手当引当金繰入額】職員1人当たりの繰入額の全体平均を利用して算定。 【その他】各債権徴収業務に係る1節、6節、7節の合計額を算出。	○該当なし
神奈川県 山北町	○拠点施設の延床面積における健診事業の占有割合で按分。	○拠点施設の延床面積における健診事業の占有割合で按分。	○常勤職員については、賞与を含め業務量割合で按分。 ○臨時職員は対象事業内の賃金を全額計上。 ○退職手当は職員数で按分。	○拠点施設整備時の地方債が特定されているため、延床面積における健診事業の占有割合で按分。
大阪府 大東市	○給食事業に直接係る資産を対象とする。 ○共通部分でも明らかに給食用途と特定できる資産を計上する。 ○給食室に係る減価償却費について特定できない場合、本校舎と給食室の床面積を使い按分する。 ○小学校は自校調理による調理業務委託なので、調理室部分と調理に使用する物品を抽出する。 ○中学校はランチボックス方式なので、給食の保管場所や温めるための施設設備、物品を対象とする。	○直接事業費は消耗品等の事務費や備品を含め細目により区分、整理しているので、細目における事業費を使う。	○給食事業に係る人員数を特定し、全体から計算した平均単価に人員数を乗じて計算する。 ○退職手当引当金繰入金は含め、賞与は現金ベースで計算するので繰入金を含めない。 ○給食調理に係る臨時職員と非常勤職員は特定できることから、平均ではなく実数を使用する。	○給食調理センターを建設する場合等は、起債の配賦が必要であるが、本市において小学校は自校調理、中学校はランチボックス方式であることから、起債については省略する。 ○臨時財政対策債は配賦しない。

## ②事業別セグメント分析の推進に向けて

### i) 分析のきっかけ

地方公共団体における財務書類等の活用状況に関して、「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査（平成31年3月31日時点）」では、「施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した」と回答した団体は一部の団体に限られている。

そうした観点から、昨年度の研究会に引き続き、今年度の研究会においても、地方公共団体にセグメント分析を実施してもらうことにより、実際の活用事例を蓄積し、他の団体が活用できるような情報を一覧化することを目的の一つとして、実施してきたところである。

今回の取組においては、セグメント分析によって、どのようなことを分析したいのかという「目的」をあらかじめ定めた上で、セグメント別財務書類の作成作業に入ったところであるが、はじめから具体的な課題まで認識しているのではなく、まずは、大まかな課題認識をもとに対象事業を選定して、現状分析を行った上で、具体的な課題を発見していくという流れで分析を行った団体もあったところである。

はじめの段階から、すべての事業についてセグメント別の財務書類を作って事業評価を行おうとすれば、セグメント別財務書類を作成することに労力を割いてしまい、目的に沿った分析を行えず、同書類を作成することが目標になってしまうリスクがある。

加えて、分析の内容についても、まずは簡易な分析を行ってみるという観点も重要である。そこから「気付き」を得て、必要に応じて、さらに詳細・精緻な分析を行うといった形で、段階を踏むことも一つの方法である<sup>5</sup>。

毎年度、全事業でセグメント別財務書類を作るということを最初から目指すよりも、毎年度1事業ずつ取り上げてセグメント分析をしてみたり、特定の事業について見直しを行おうとするタイミング等でセグメント分析をしてみるなどといった形で、「まずやってみる」という観点が重要である。

### ii) 公会計情報を活用する意義

地方公会計の意義は、発生主義・複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費や退職手当引当金といったコスト情報、また資産・負債といったストック情報の把握が可能となる点にある。

---

<sup>5</sup> 「簡易な分析」として、行政コスト計算書における行政目的別の明細を作成して行政目的別のコスト分析を行うことも方策の一つとして考えられる。なお、地方公会計マニュアルの「財務書類作成要領」第154項においては、「行政目的別の情報の開示については、そのセグメントにどれだけのコストが使われているかを示すことは重要であることから、各団体の取組に応じて行政目的別のものを附属明細書等で表示することが望まれます」とされているところ。

発生主義会計においては、資産に関して、複数年の利用が可能である中で、取得年度に一括で費用を計上するのではなく、利用可能な年度（耐用年数）にわたって費用を配分することとなる（「費用配分の原則」）。この手続きを「減価償却」というが、減価償却費は、行政サービスの提供のために、当該施設について、1年間にどれぐらいの資源量が投入されているのかの量を「コスト」として示したものと考えることができる。

また、退職手当引当金については、将来の退職手当の支給に備えて引当金を計上するものであるが、これも、（通常の人件費に加えて）1年間にどれぐらいの人的な資源量が投入されているのかの量を「コスト」として示したものと考えることができる。

こうした現金支出を伴わないコストも含めた「フルコスト」でのフロー情報や、資産・負債といったストック情報が把握可能となり、これを事業別・施設別等の細かい単位でも採用することにより、事業・施設等の単位ごとでも現金主義・単式簿記だけでは見えにくいコスト情報やストック情報を把握することが可能となる点に、セグメント分析の意義がある。

### iii) 想定される事業

前述の意義を踏まえると、セグメント分析の活用が有効となる分野としては、減価償却費や各種引当金を含んだフルコスト分析を行うことで、従来の現金主義・単式簿記とは異なった状況を発見できる可能性がある分野と考えられる。そうした観点から、以下のようなものが考えられる。こうした事業を念頭に、地方公共団体内での経年比較や、他団体との団体間比較を行っていくことが有効である。

- ・直営・委託の業務形態の分析
- ・受益者負担（手数料・使用料等）の検討
- ・新財源（目的税等）の検討
- ・施設の建設（ごみ焼却場等）の検討
- ・広域化（ごみ処理事業等）のメリットの分析
- ・業務改善（債権徴収等）の検討

### iv) 分析の際の留意点

分析を行うに当たっては、以下のような留意点があることを念頭に置き、算出された数値のみに着目して、政策の意思決定を行うのではなく、検討材料の一つとして捉えて多角的な検討を行っていくことが必要である。

## ア) 団体間比較の際の留意事項

一つの団体の情報のみでは課題の発見に至らなくとも、他団体との比較によってコストが高い部分が発見できるなど、気づきを得られるので、他団体との比較は重要である。

一方で、背景事情が異なること（例えば、地理的な状況の違いや、人口規模の小さい団体は高コストになりやすいこと等）や、人件費の配賦基準等の条件設定の違い等により、単純に数値を比較することによるミスリードが生じる可能性もあり得る。

他の団体との比較分析を行う場合には、できるだけ人口規模や地理的条件等で似通った団体を対象とすべきである<sup>6</sup>。

また、まったく同じ規模や条件の団体はないことを念頭に置いた上で、他団体比較の結果を分析する際には、規模や条件の違いが結果にどのように反映されているかについて、留意事項として明示することが望ましい。

加えて、他団体と比較すると同時に、自団体の中での経年比較を行い、より効率的な事業運営等の分析・課題解決に繋げていくことも重要である。

## イ) コスト分析の結果についての留意事項

例えば、直営・委託の業務形態の検討のために、セグメント分析の手法によってコスト分析を行う場合、コストの結果だけに着目して、トータルコストが高い＝悪い、とするのではなく、サービス水準の差異や当該事業の効果についても考慮すべきである。サービス水準や事業効果については、会計情報だけでなく、住民の満足度等の非財務情報を組み合わせて分析していく必要がある。

また、委託の場合は、「委託費」として数値が確定しているが、直営の場合は、人件費の配賦基準の設定の仕方次第で結果に変化が出る可能性があることにも留意する必要がある。

加えて、環境コスト（コストを抑えると環境に負荷をかける可能性）等、地方公会計の数値に表れてこない部分のコストが存在することにも留意が必要である。

## (2) 施設別セグメント分析に関する取組（昨年度の取組のフォローアップ）

1. (1) ①でも記載のとおり、地方公会計の情報を公共施設マネジメントに活用していくことは重要である。公共施設マネジメントへの活用策として、施設別の財務書類を作成して、コスト分析等を行うことにより、施設の維持管理の方

---

<sup>6</sup> 他団体比較を行おうとする団体同士で呼びかけて、条件設定をなるべく一致させるようにするなど、比較対象となるグループを形成しておくことも方策の一つとして考えられる。

針の検討や、統廃合の検討、受益者負担の適正化の検討等に役立てることが想定される。

平成30年度に開催された「地方公会計の推進に関する研究会」では、公募5団体において、実際に施設別の財務書類の作成・分析を実施した。その後、各団体においては、昨年度の取組の経験を活かしつつ、セグメント分析に関する取組を継続しているところであり、各団体におけるその後の展開についての概要は次の表のとおりである。

＜施設別セグメント分析の取組結果とその後の展開＞

	対象施設	取組結果	その後の展開
東京都 中野区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者会館（16施設）</li> <li>・福祉センター（4施設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設ごとの老朽化の状況を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の経験を活かして、別の事業分野の施設においても、施設別財務書類を作成</li> </ul>
愛知県 日進市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉会館（6館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6館の維持管理経費にばらつきがあることを認識</li> <li>・一部施設では、更新を見据えた検討の必要性を認識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の保守点検業務を6館まとめて包括的に発注し、維持管理経費を削減</li> <li>・行財政システムの更新に伴い、各所管課でもセグメント別財務書類を作成できるような仕組みを検討</li> </ul>
滋賀県 長浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化ホール（7館）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設マネジメントや行政評価に活用するための「評価シート」を試行的に作成し、活用に向けて様式の見直しを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設を拡大し（集会施設、図書館、体育館等）、施設所管課において施設別の評価シートを作成</li> </ul>
佐賀県 唐津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館（2施設）</li> <li>・市民会館・文化会館（4施設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費等を含めた施設のフルコストや、利用者1人当たり純行政コストを把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の施設への展開を見据えて、庁内体制の整備のため、勉強会等を実施予定</li> </ul>
鹿児島県 和泊町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実験農場</li> <li>・有線テレビスタジオ</li> <li>・図書館</li> <li>・中央公民館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設ごとの有形固定資産減価償却率や純行政コストを把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央公民館を解体撤去し、新庁舎建設に伴い移転した議会事務局の跡地に機能移転</li> <li>・実験農場で行う土壌診断の有料化を実施</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、公共施設等総合管理計画・個別施設計画にも、セグメント分析を踏まえて情報を反映</li> </ul>
--	--	--	--

各団体とも、昨年度の取組の経験を活かして、他の施設においてもセグメント分析を実施すべく検討を行っているところである。

中でも、鹿児島県和泊町については、昨年度実施した分析の結果が公共施設のマネジメント等に活用された事例となっている。

施設別セグメント分析は、公共施設マネジメントの分野において有益な情報を得られるものだと考えられることから、今後、各地方公共団体において、施設別の財務書類の作成・分析を通じた施設等の統廃合等の検討により公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理に積極的に活用されることが期待される。

その際にも、はじめの段階から、すべての公共施設について施設別の財務書類を作成して分析をしようとするのではなく、まずは一つの施設について取り上げてみるという取組が重要である。

【セグメント分析の実施手順に関する参考資料】

## セグメント分析の実施手順①

### (1)セグメントの単位等の設定 (以下の例は、図書館をイメージ)

- ①分析の目的を設定する  
例) 公共施設の統廃合の検討の際の参考とする
- ②セグメントの単位・対象を設定する  
例) 単位:施設毎、対象:図書館
- ③作成する財務書類の範囲を決定  
例) 行政コスト計算書及び貸借対照表  
行政コスト計算書のみ
- ④対象とする資産・負債・費用・収益の範囲を決定  
例) 図書館が入る建物は対象とし、  
図書館の所管課が入る本庁舎などの共通資産は対象外とする
- ⑤按分して計上する項目とその際の基準(配賦基準)の設定  
例) 複数施設で一括契約している経費(例:光熱費):延床面積により按分
- ⑥必要な非財務情報を決定  
例) 利用に関する情報(年間利用者数、貸出冊数、稼働日数等)

### ⑦仕訳帳・予算執行データからの抽出

金額	摘要	仕訳	施設
35,500,000	A図書館改修工事支払	維持補修	A図書館
50,000,000	A図書館運営委託料	物件費	A図書館
20,000,000	B図書館運営委託料	物件費	B図書館
30,000,000	B図書館改修工事支払	維持補修	B図書館
10,000,000	図書館備品購入費	物件費	図書館
3,000,000	図書館消耗品購入費	物件費	図書館
2,200,000	図書館水道料	物件費	図書館
2,000,000	図書館電気料	物件費	図書館
1,500,000	図書館ガス料	物件費	図書館
6,000,000	図書館清掃管理委託料	物件費	図書館
.....	.....	.....	.....

概要欄や施設欄をもとに、対象のデータを抽出

### ⑧固定資産台帳からの抽出

資産目名称	耐用年数	取得年月日	取得価額	減価償却累計額	
事業用資産/土地	A図書館	1990年1月1日	52,810,390	66,000	
事業用資産/建物	A図書館	2007年4月1日	387,500,000	66,150,000	
事業用資産/工作物	A図書館	10年	2007年4月1日	32,623,500	32,623,499
事業用資産/土地	B図書館	1980年6月1日	45,000,000	.....	
事業用資産/建物	B図書館	50年	1997年4月1日	294,000,000	111,720,000
事業用資産/工作物	B図書館	10年	2000年4月1日	40,000,000	39,999,999
.....	.....	.....	.....	.....	

### (2)必要なデータの収集、セグメント別財務書類の作成

- ⑦仕訳帳等から作成対象のセグメントに関する支出・収入の情報を抽出し、直接関連付けて計上(直課)/按分して計上(配賦)  
例) 物件費等は、仕訳帳や財務会計システムの予算執行データから、勘定科目や施設名称で抽出  
複数施設で一括契約している経費は、延床面積で按分し、各図書館部分を算出
- ⑧固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報抽出し、直課/配賦  
例) 複合施設は、土地や建物を延床面積等により資産額を按分し、各図書館部分を算出  
減価償却費は、「取得価額÷耐用年数」により算出
- ⑨人件費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を算定し、直課/配賦  
例) 職員給与費(特別職を除く)26億円÷全職員数(特別職を除く)400人×担当職員数5人=3,250万円
- ⑩作成したデータを各財務書類に入力し、必要な財務書類を完成させる

### ⑪単位当たりコストの分析

	A図書館	B図書館
平成29年3月31日現在人口(人)全体	66,000	66,000
図書館の延床面積	3,000㎡	2,000㎡
平成28年度施設利用者数(人)	280,000	150,000
図書館蔵書数(冊)	320,000	100,000
平成28年度貸出冊数(冊)	500,000	200,000
1冊あたりのコスト(純行政コスト/蔵書数)	380	599
1人あたりの経行コスト		
全体人口(職員給与を含む)	2,725	1,816
全体人口(職員給与を除く)	1,633	724
利用者(職員給与を含む)	642	799
利用者(職員給与を除く)	385	319
有形固定資産減価償却率(%)	24.70	45.40

### (3)非財務情報を用いた比較分析

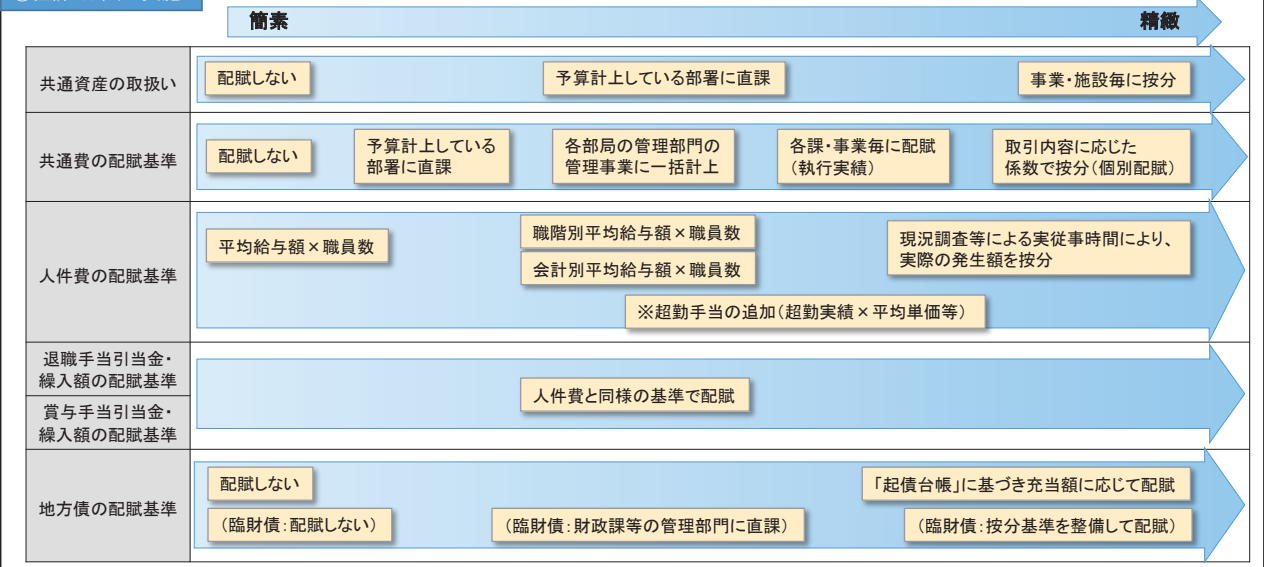
- ⑪非財務情報を収集し、作成したセグメント別財務書類と組み合わせて分析を実施  
例) 非財務情報(例:貸出冊数)を用いて、単位当たりコストを算出し、施設間で比較し、コスト効率性を分析

## セグメント分析の実施手順②

### ①元データの抽出

- 仕訳帳から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出
- 固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報抽出

### ②直課・配賦の実施



### ③作成する書類の種類

- 行政コスト計算書(PL)
- 貸借対照表(BS)
- 資金収支計算書(CF)
- 純資産変動計算書(NW)



### 3. 各種指標等を用いた比較分析

#### (1) 指標の組合せ分析

##### ①指標分析の狙いと課題

統一的な基準による地方公会計の整備により、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、また、資産・負債といったストック情報の把握が可能となった。こうした財務書類等から得られる情報について、指標化することにより、経年比較や類似団体比較等を行いやすくなり、当該団体の置かれた財政状況等についての傾向や特徴の把握に役立てることが可能となる。

また、これまでの決算統計に基づく財政指標や「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）における健全化判断比率等の指標と併せて、地方公会計から得られる指標を用いることにより、地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となる。

地方公共団体の説明責任は第一義的に住民に対して果たされるべきことから、こうした情報を住民等に積極的に開示しつつ、併せて、地方公共団体の内部における財政マネジメントの観点からも、こうした指標分析を行っていくことは重要である。

一方で、地方公会計から得られる指標については、以下のような課題も指摘されているところである。

- ・国道や一般河川等の管理者と所有者が異なる資産（以下「所有外資産」という。）については、貸借対照表上は資産には計上されないが、その整備に要する経費に地方債を充当した場合は負債に計上されることから、資産と負債がアンバランスに計上されるため、特に都道府県においては市区町村に比べて純資産が低い水準となっていることや、資金収支計算書では、所有外資産の整備に係る支出に関する区分は、投資活動収支ではなく、移転費用として業務活動収支に分類されるため、業務活動収支が小さく（又はマイナスに）なることから、これらの数値を基にした指標が実態とは異なる可能性がある。
- ・固定資産の評価について、備忘価額1円で評価をして、実態と乖離があるものもあるため、評価基準の統一化を図ってからでないと、一律での単純比較を行うとミスリードを生む可能性がある。
- ・臨時財政対策債等の地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額についても負債に計上されているため、実質的な将来負担額とは異なることに注意が必要である。

こうしたことから、地方公会計から得られる指標を用いて分析を行う場合には、一定の課題があることに留意する必要がある。特に、算出された指標の数値について、単純な順位付けを行い、その順位をもって財政状況の判断を行うといったことは、極めて慎重に扱われなければならない。

まずは、自団体の中で、構成要素ごとの詳細分析を行い、どのような要因によってその数値になったのかを分析したり、経年比較を行い、自らの財政運営の結果として、これまでの間どのように数値が変動しているかを分析することが重要であり、その次のステップとして、自団体の相対的な「立ち位置」を確認するために、他団体との比較を利用するという考え方が適切であると考えられる。

このような「立ち位置」を確認するという観点においては、単独の指標について順位付けを行ったものではなく、複数の指標を組み合わせた散布図による分析を行うことが、財政状況等の分析をするための「入り口」として有効と考えられる。

## ②指標の組合せ

複数の指標を組み合わせた分析については、一つの指標で表される数値が他の団体と同程度であったとしても、他の指標を加えることで別の評価軸が入り、より多角的かつ詳細な分析が可能となる。そのため、単独の指標について順位付けを行ったものにより判断することに比べて、財政分析を行うために意義のある取組となる。これまで、地方公会計から得られる情報を活用した組合せの分析としては、将来負担比率と有形固定資産減価償却率との組合せ分析が提案されており、2つの指標を組み合わせることにより、老朽化対策の状況を含めて将来負担をより総合的に捉えることが可能となっている。

総務省ホームページに掲載している財政状況資料集においては、この組合せ分析について、当該団体の経年の推移や類似団体との比較を示したグラフと、地方公共団体自らの分析コメントを掲載している。

このような指標の組合せについては、様々なものが考えられるところではあるが、特にストックに関して分析をする観点での指標の組合せが有効と考えられ、これまでに示された指標の組合せに加えて、新たな組合せの例としては、以下のものが考えられる。

- ・「住民1人当たり資産額×住民1人当たり負債額」
- ・「住民1人当たり償却固定資産の取得価額×有形固定資産減価償却率」

これらについて、散布図を作成した上で、他団体と比べて上下左右のどのエリアに位置するかによって、どのような解釈が可能か、また、大きく外れた値

となった場合にはどのような解釈が可能かについて分析を行うことが有効であると考えられる。

### i) 「住民1人当たり資産額×住民1人当たり負債額」

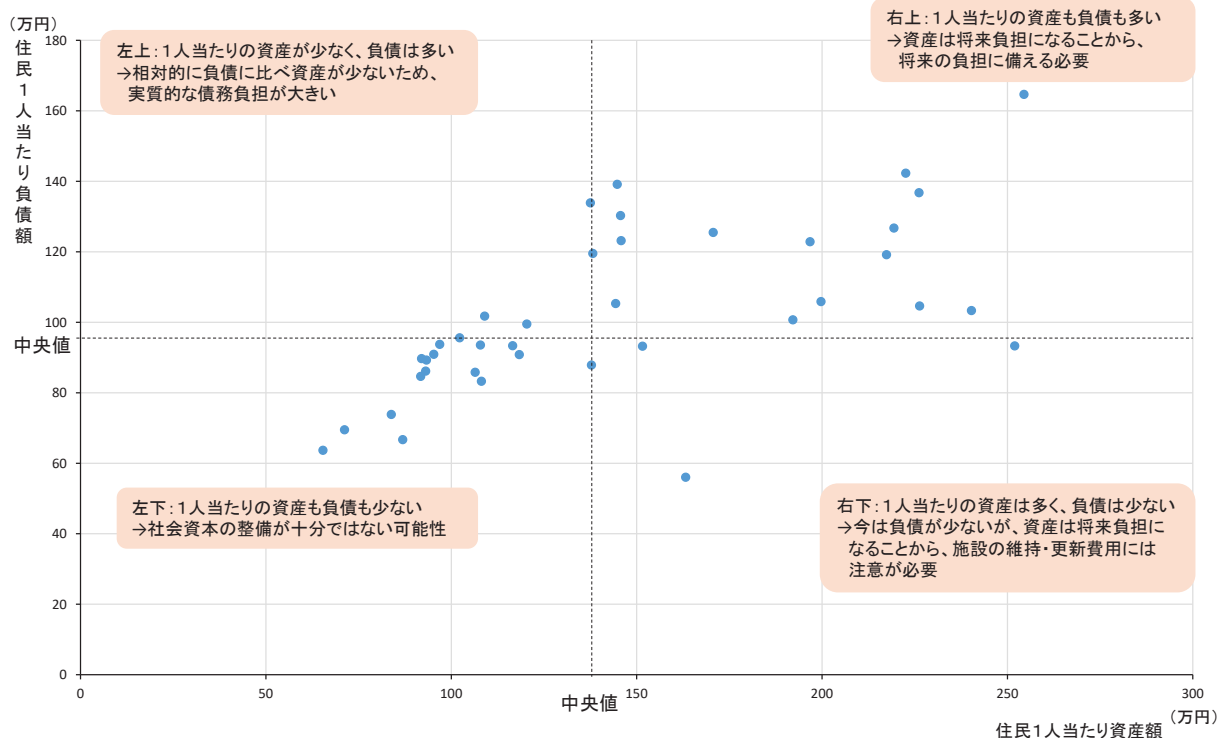
資産については、将来にわたって維持管理・更新の費用が発生することから将来の負担になるという視点を持つことが必要であり、負債額と併せて資産額の状況を確認することにより、将来の負担について、多角的に確認することが可能となる。

散布図において、中心となる基準値を設定することは困難であるが、相対的な比較であることを勘案して、母集団の中央値を一つの基準として見ていくことが方策の一つとして考えられる。

散布図の上下左右のそれぞれのエリアについて考えられる点は、次の図のとおりである。

「住民1人当たり資産額×住民1人当たり負債額」

イメージ図



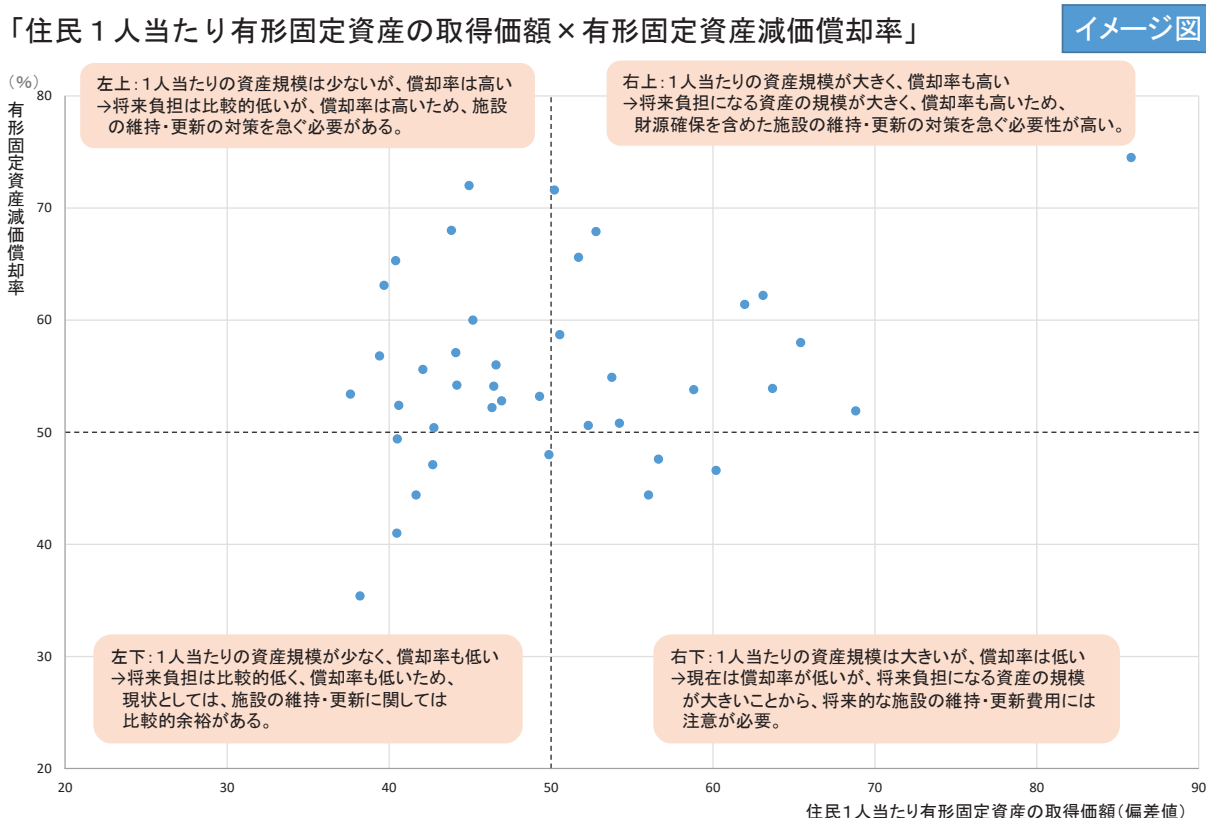
### ii) 「住民1人当たり償却固定資産の取得価額×有形固定資産減価償却率」

減価償却を行う以前の、資産の取得価額を捉えることにより、保有する償却固定資産の規模感を把握しつつ、当該資産が耐用年数に対してどの程度経

過しているか（どの程度古くなっているか）の状況を確認することが可能となる。

ここでは、資産の取得価額（横軸）については、比較対象とする母集団において、保有する資産の規模感を相対的に捉えるため、住民1人当たりの償却固定資産の取得価額を偏差値によって表している。

散布図の上下左右のそれぞれのエリアについて考えられる点は、次の図のとおりである。



これらについては、あくまでも組合せの一例であり、各地方公共団体の分析の目的に応じて、組み合わせる指標について工夫をしていくことが求められる。

### ③分析を促すための環境整備

他の団体と単純比較を行うための統一的な基準値を設定するのは難しい一方で、財政状況等の分析をするための「入り口」として、地方公共団体において、複数の指標を組み合わせた散布図を作成して、自団体の立ち位置を確認することは有効である。

これに関して、各団体において類似団体比較等の分析が行いやすくなるよう、平成30年度に開催された「地方公会計の推進に関する研究会」において、各

団体が作成した財務書類等の情報を統一的な様式により比較可能な形で公表することについて議論を行い、公表のための様式を定めた。総務省においては、この様式に基づき、各団体が作成した財務書類等の情報や各種指標についてとりまとめて、データベースとしてホームページに掲載した（平成31年3月公表）。

このデータを活用して、さまざまな分析を行うことが可能となったところであるが、市区町村分のデータについては、各都道府県ごとのエクセルファイルに財務書類のデータ、住民1人当たり資産額等の指標データが算出された形で提供されているところである。

各団体において、都道府県内だけでなく、類似団体比較や全市区町村を母集団にした分析等、比較対象を工夫しながら分析を行おうとする場合には、全都道府県や全市区町村の指標がデータベースの形でまとまっていることが、分析の行いやすさの観点からは望ましい。

これを踏まえ、各指標については、全都道府県、全市区町村のそれぞれについて一つのファイルに集約した形式で公表を行うこととする。様式については、次のとおりとする。



#### ④今後の課題

上記において例示した指標の組合せについては、いずれも、地方公会計から得られる指標同士の組合せであるが、指標の組合せとしては、地方公会計の指標同士の組合せだけでなく、決算統計等による指標と地方公会計の指標の組合せも考えられる。さまざまな指標について、どのような組合せが考えられ、そこからどのようなことが読み取れるのか、両者の関係性が整合性のとれたものになっているか等については、引き続きの検討が必要である。

また、データの提供の方法について、将来的には、分析を行おうする者が自由にデータを取得して分析等がさらに行いやすくなるよう、例えば「地域経済分析システム (RESAS)」等において、地方公会計の情報を公表していくことについても検討が必要である。

#### (2) 債務償還可能年数 (参考指標) の取扱い

地方公会計に関連する指標の一つとして「債務償還可能年数」があるが、当該指標については、現在は、地方公会計から得られる情報ではなく、決算統計等の数値を用いて算出することとなっている。

算定式に関してのこれまでの経緯としては、以下のとおりとなっている。

- ・平成 27 年度に開催された「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」の報告書において、地方公会計による指標の追加例として、「資産老朽化比率」(後に「有形固定資産減価償却率」に名称を修正)とともに、「債務償還可能年数」の算定式が定義された。
- ・平成 29 年度に開催された「地方公会計の活用の促進に関する研究会」の報告書において、財務書類等から得られる情報に基づく指標の一つとして、「住民 1 人当たり資産額」等の指標とともに、「債務償還可能年数」の算定式が示された(平成 27 年度に開催された「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」の報告書で示された算定式と同一のもの)。
- ・平成 30 年度に開催された「地方公会計の推進に関する研究会」において、「債務償還可能年数」について、従前の算定式では極端に長い年月となる又は単年度では算出不能になる場合があり得る<sup>7</sup>ことが指摘されていたことを踏まえ、算定式の修正を実施した。算定式を修正した結果、地方公会計から得られる情報ではなく、決算統計等の数値を用いて算出することとなり、地方公会計としては「参考指標」としての位置づけになった。

<sup>7</sup> 所有外資産については、地方公共団体の資産としては計上されず、資金収支計算書上は「投資活動収支」ではなく「業務支出」に区分されるが、その整備に要した経費に地方債を充当した場合には、負債に残高が計上されるため、極端に長い年月となる又は単年度では算出不能になる場合が生じる。

このような経緯を経て、現在に至っているところであるが、債務償還可能年数の算定式については、所有外資産の整備費用等の投資活動支出的な性質を持つ業務支出について、地方公共団体において該当する業務支出を特定し、金額を把握することは引き続き困難であることや、（業務支出ではなく投資活動収支に区分するという）統一的な基準の改正の検討も必要であることから、当面は昨年度の研究会で見直した算定式で算出することとされたことを踏まえ、引き続き、同様の算定式を用いることとする。

一方で、債務償還可能年数という名称について、「可能」という表現が含まれることにより、債務の償還が「不可能」であるという事態を想定させるという懸念がある。地方債については、元利償還に必要な財源を国が保障するなど、確実に償還される仕組みとなっており、バーゼル規制における自国通貨建ての地方公共団体向けエクスポージャー（円建ての地方債等）のリスク・ウェイトは0%とされていることを踏まえると、「可能」という表現について見直しが必要と考えられる。

これを踏まえ、「可能」という表現を用いない新たな名称として、債務償還に充当できる一般財源（＝償還充当限度額）に対する実質債務の比率として、「債務償還比率」という名称に改めることとする。



## 第4 おわりに

### (1) 地方公会計の定着に向けて

平成27年1月に、総務省から各地方公共団体に対して、平成27年度から平成29年度までの3年間で、統一的な基準による財務書類等を整備するよう要請がなされ、当該要請期間が終了し、各地方公共団体においては、引き続き、財務書類等の作成・更新の業務が行われているところである。一方で、ある決算年度の翌年度末までに財務書類等が完成しない団体が一部見られる状況であり、今後は作成・更新の早期化及び精緻化を目指す必要がある。

また、地方公会計から得られた情報をもとに、経年比較や類似団体間の比較、指標を用いた分析等を行うとともに、施設別の財務書類の作成・分析を通じた施設等の統廃合等の検討により公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理や予算編成等に積極的に活用していくことが期待されている。

そのため、本研究会においては、固定資産台帳の精緻化や財務書類の早期作成に向けた方策の検討や、事業別財務書類の作成・分析の手法の検討を中心に、5回にわたり議論を重ねてきた。

地方公共団体においては、本研究会の検討成果を参考にしつつ、まずは、固定資産台帳や財務書類が毎年度着実に作成・更新される体制が築かれることが期待される。それと並行して、作成した財務書類等の情報が資産管理や予算編成等に積極的に活用される体制が築かれることも期待される。

固定資産台帳や財務書類の作成・更新に関しては、これまでの研究会でも取り上げられてきたテーマであり、着実に実施していくことの重要性については、繰り返し述べられてきたところではあるが、地方公会計の活用に向けては、基礎部分である作成・更新が最も重要であることについて、改めて認識することが必要である。

まずは、このような、住民や議会等の利害関係者に地方公共団体の財政活動の結果を明らかにするという側面である「財務会計」としての役割を確実に果たす必要がある。例えば外部の事業者が財務書類の作成を委託するのみで、自団体の財務書類の内容の理解が不足していたり、チェック体制が確立されていないような状況では、住民や議会等の利害関係者の期待に資する情報を適切に提供できていない懸念が生じる。「財務会計」としての役割を確実に果たすべく、財務書類の責任部署のみならず庁内全体で財務書類の作成、チェック、分析等の重要性の認識を持つべきものと考えられる。

さらに、地方公共団体において首長をはじめとする組織運営者が行財政上の方針決定等を行うための情報として活用する側面である「管理会計」としての役割にも注目していくことも忘れてはならない。

特に、今後、各地方公共団体においては、人口減少に伴う公共施設等の利用需要が変化するとともに、今後大量に更新時期を迎える中で、地域の公共施設等の最適配置の実現に向けて取り組んでいく必要があり、この公共施設マネジメント分野において、地方公会計が管理会計としての役割を果たしていくことが期待される。その際には、はじめの段階から、すべての公共施設について施設別財務書類を作成して分析しようとするのではなく、まずは一つの施設について取り上げてみるなど、「まずやってみる」という取組が重要である。

本報告書で取り上げた事例をはじめとして、実際の事例が蓄積されてきているところであるので、他団体の取組も参考にしながら、地方公会計の活用に取り組む地方公共団体が増えていくことが期待される。

そういった観点から、各地方公共団体の取組事例について、継続的に事例集の充実を図っていくことが必要である。

## (2) 統一的な基準における課題

「第3 固定資産台帳・財務書類の活用に向けて」「3. 各種指標等を用いた比較分析」においても課題として挙げられているが、統一的な基準に関しては、指標を用いて他団体との比較を行う際に影響を及ぼすような課題が存在している。

例えば、所有外資産について、貸借対照表上は資産には計上されないが、その整備に要する経費に地方債を充当した場合は負債に計上されることや、資金収支計算書では、所有外資産の整備に係る支出に関する区分は、投資活動収支ではなく、移転費用として業務活動収支に分類されるという課題があるが、所有権移転外リースについては原則として資産計上されていることを踏まえると、所有外資産についても資産計上することも考えられるのではないかと指摘が研究会においてなされたところである。

現状として、指標を用いて分析を行う場合には、こうした課題にも留意しながら分析を行う必要があるとしているが、比較可能性を確保していく上では、このような統一的な基準に関する課題について、引き続きの検討が必要である。地方公共団体における運用の実態等を踏まえて、基準を見直すことも含めて、よりよい地方公会計の整備のために不断の検討が望まれるところである。

## 「地方公会計の推進に関する研究会」（令和元年度）

### 開催要綱

#### 1. 趣 旨

統一的な基準による財務書類の作成・開示及び固定資産台帳の更新が毎年度適切に行われるとともに、公会計情報が資産管理や予算編成等により一層活用されるよう、日常の行財政運営における具体的な活用手法、公会計情報の分析及び更なる「見える化」等の検討を行うため、「地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）」を開催する。

#### 2. 名 称

本研究会は、「地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）」（以下「研究会」という。）と称する。

#### 3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

#### 4. 運 営

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求めることができる。
- (4) 研究会は、原則公開とするが、座長は、必要があると認めるときは研究会を公開しないものとすることができる。
- (5) 研究会終了後、配布資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (6) 本要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。

#### 5. 開催期間

令和元年6月から開催する。

#### 6. 庶 務

研究会の庶務は、総務省自治財政局財務調査課が行う。

地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度） 名簿

（敬称略・五十音順）

安住 秀子	横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長
天川 竜治	熊本県宇城市総務部次長
大塚 成男	千葉大学大学院社会科学研究院教授
藏田 一成	東京都会計管理局新公会計制度担当課長
小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー 公認会計士
宍戸 邦久	新潟大学経済学部教授
菅原 正明	公認会計士・税理士
関口 智	立教大学経済学部・大学院経済学研究科教授
高橋 晶子	EY 新日本有限責任監査法人シニアマネージャー 公認会計士
田中 弘樹	愛媛県砥部町企画財政課課長補佐
中川 美雪	中川美雪公認会計士事務所 代表

## 地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度） 開催状況

### 第1回開催 令和元年6月27日（木）

- セグメント分析（事業別等）の基本的な考え方及び手順等について
- 資産の適正管理に向けた公会計情報の活用について
- 財務書類等の更なる分析について
- 公会計情報の更なる「見える化」について

### 第2回開催 令和元年8月5日（月）

- セグメント分析（事業別等）の基本的な考え方及び手順等について
- 資産の適正管理に向けた公会計情報の活用について
- 財務書類等の更なる分析について
- 公会計情報の更なる「見える化」について

### 第3回開催 令和元年10月3日（木）

- 事業別セグメント分析における検討状況について
- 財務書類の整備・公表の状況について
- 固定資産台帳の整備・更新の状況について
- 財務書類の整備・公表及び固定資産台帳の整備・更新に関する今後の対応について

### 第4回開催 令和元年12月13日（金）

- 事業別セグメント分析の取組結果について
- 施設別財務書類等の活用に関する検討について
- 資産・債務改革のフォローアップ及び固定資産台帳の情報の資産管理への活用について
- 財務書類等の作成作業の効率化に向けた課題の整理について

### 第5回開催 令和元年2月18日（火）

- 指標の組合せ分析について
- 報告書（案）について

地方公会計の推進に関する研究会  
(令和元年度)  
報 告 書  
(参考資料)

## 目次

○新規取得資産の固定資産台帳登録に係る 効率的な作業手順（中川委員提出資料）	・・・	61
○統一的な基準による財務書類作成チェックリスト （一般会計等、全体、連結）	・・・	62
○事業別セグメント分析の取組事例	・・・	73
○事業別セグメント分析における他団体比較の事例 （中川委員提出資料）	・・・	77

## 新規取得資産の固定資産台帳登録に係る効率的な作業手順

○ 固定資産の取得の際には、通常、複数の伝票が関連し、それらの伝票群から形成される資産も複数となることが多い。(右図参照)

【図】 資産取得時の支出伝票と資産の関係の例

支出伝票		取得された資産
①設計委託料	⇒	建物本体
②工事請負費(前払金)		建物付属設備(電気設備)
③工事請負費(中間払金)		建物付属設備(空調設備)
④工事監理委託料		建物付属設備(給排水設備)
⑤工事請負費(精算払金)		工作物(外構設備)

※どの伝票がどの資産かは特定できない。

○ 支出伝票の起票時に、伝票の摘要欄等に、関係する資産グループ(例:〇〇小学校建設工事)についての情報を記載しておくことで、工事完成時や期末の整理仕訳の際の本勘定への振り替えの作業を効率的に行うことが可能となる。

○ 図の①～⑤の支出伝票の起票時の作業等について、工事担当部署や公会計担当部署ごとに業務フローを整理すると、以下のような体制の例が考えられる。

※いずれの例においても、固定資産台帳登録や仕訳入力を工事担当部署で行うことも可能であるなど、様々なバリエーションが考えられる。

※いずれの例も、期末一括仕訳、日々仕訳のどちらも適用可能であるが、適時に、例えば工事完了時に資産整理ワークシートを作成していれば、作業の効率性、資産整理の早期化の程度は大きくは変わらないと考えられる。

### 【例1】公会計担当部署における管理(手作業)

	①の支出時(グループ設定)	②～⑤の支出時	期末時(決算時)
工事担当課	支出伝票起票	支出伝票起票	—
公会計担当課	「資産グループ」の番号or固有名称によりPC等で管理	設定済の「資産グループ」に追加してPC等で管理	資金伝票より期末一括仕訳 当該グループに含まれる伝票情報を担当課へ伝達

資産整理と本勘定振替 資産整理ワークシートを作成、公会計担当課へ伝達	↓	ワークシートに基づき整理仕訳を入力 固定資産台帳に登録
---------------------------------------	---	--------------------------------

※上記の例は、期末一括仕訳について示しているが、日々仕訳の場合、「期末時」以下の作業を工事完了時に実施することも可能。

### 【例2】工事担当部署における管理(手作業)

	①の支出時(グループ設定)	②～⑤の支出時	期末時(決算時)
工事担当課	支出伝票起票 「資産グループ」の番号or固有名称を摘要欄に記載	支出伝票起票 設定済の「資産グループ」の番号or固有名称を摘要欄に記載	—
公会計担当課	—	—	資金伝票より期末一括仕訳 固定資産の固有名称(資産グループ)より抽出した仕訳の情報を担当課へ伝達

資産整理と本勘定振替 資産整理ワークシートを作成、公会計担当課へ伝達	↓	ワークシートに基づき整理仕訳を入力 固定資産台帳に登録
---------------------------------------	---	--------------------------------

※上記の例は、期末一括仕訳について示しているが、日々仕訳の場合、「期末時」以下の作業を工事完了時に実施することも可能。

### 【例3】システムによる管理(可能な限り自動化)

	①の支出時(グループ設定)	②～⑤の支出時(工事完了まで)	完成時or期末時(資産整理と本勘定振替)
工事担当課	支出伝票起票 ↓ システムにおいて自動的にグループ番号を採番	支出伝票起票 起票時には、①で採番された該当するグループ番号を入力	当該グループの伝票をシステムで検索 ↓ 資産整理ワークシートを作成 整理結果をシステムに入力
公会計担当課	—	—	システムにおいて自動で整理仕訳、 固定資産台帳に自動登録 ↓ 期末に各伝票グループに振替漏れがないか確認

※上記の例は、システムの設定により、期末一括仕訳、日々仕訳のどちらの場合でも対応可能。



# 【統一的な基準による財務書類作成チェックリスト（一般会計等財務書類用）】

## 統一的な基準による財務書類作成チェックリスト(一般会計等財務書類用)

(注)「作成要領」若しくは「作」:財務書類作成要領 「資産手引」若しくは「資」:資産評価及び固定資産台帳整備の手引き  
QA:Q&A集 注記例:一般会計等財務書類における注記例

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
I. 統一的な基準への準拠性の確認						
(1)共通事項	1	原則として歳入歳出データを単位として仕訳帳が作成されているか。				作29段落
	2	歳入歳出データを単位として仕訳帳が作成されていない場合(予算科目単位で集計した歳入歳出データに仕訳を付与している場合など)においても、歳入歳出データとの整合性を検証可能であるか。				作29段落
(2)貸借対照表	1	各種の資産は作成要領第89～119段落に従い区分しているか。				作89～119段落
	2	償却資産については、耐用年数が異なるごとに区分しているか。 (例:建築工事を建物、建物附属設備、工作物等に区分する、道路工事を道路改良と舗装に区分する、等)				資33段落 QA3(2).17
	3	固定資産の取得原価には付随費用を加算しているか。				資39段落
	4	固定資産の新規取得に際しては、資本的支出と修繕費を区分しているか。				資40～41段落
	5	インフラ資産と事業用資産の区分は、作成要領別表8に準拠しているか。				作別表8
	6	所有権移転ファイナンス・リース(重要性の低いものを除く)については、他の固定資産と同様、適切な取得価額・耐用年数・減価償却方法で評価されているか。				資24～30段落 QA3(2).15
	7	各種の負債は作成要領第120～139段落に従い区分しているか。				作120～139段落
	8	退職手当引当金は、作成要領第126段落に従って算定しているか。また、退職手当組合に加入している団体は、退職手当債務から組合等積立金を控除した額を計上しているか。				作125～126段落
	9	賞与等引当金は、作成要領第137段落に従い、法定福利費(共済組合負担金等)を加算して算定しているか。				作137段落
(3)行政コスト計算書	1	業務費用は、作成要領第157～171段落に従い区分しているか。 特に、資産の機能維持のための費用は「維持補修費」に計上しているか。				作157～171段落
	2	移転費用は、作成要領第172～176段落に従い区分しているか。				作172～176段落
	3	経常収益は、作成要領177～180段落に従い区分しているか。				作177～180段落
	4	臨時損失は、作成要領第182段落に示された費用・損失などのように、特別の理由により発生したもののみが計上されているか(予算編成等における経常・臨時の区分とは異なる区分を用いているか)。				作181～187段落
	5	臨時利益は、臨時損失と同様、特別の理由により発生したもののみが計上されているか(予算編成等における経常・臨時の区分とは異なる区分を用いているか)。				作188～191段落
(4)純資産変動計算書	1	財源は、作成要領第203～205段落に従い区分しているか。				作203～205段落
	2	有価証券等の評価差額は、作成要領第211段落に従い、「資産評価差額」に計上しているか。				作211段落
(5)資金収支計算書	1	業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支は、作成要領第222～262段落に従い区分しているか。				作222～262
	2	臨時支出、臨時収入は、行政コスト計算の臨時損失、臨時利益と同様、特別の理由により発生したもののみが計上されているか(予算編成等における経常・臨時の区分とは異なる区分を用いているか)。				
	3	リース資産に関する債務返済額は財務活動支出に計上されているか。				
II. 財務書類の各勘定残高の正確性及び外部帳票との整合性の確認						
(1)貸借対照表	次の勘定科目の貸借対照表金額は、列挙した次の帳票等の金額と一致しているか。また、一致していない場合は、その差異理由が合理的に説明可能か(また、別表4-1～4-7を作成していない場合は、以下に示した外部帳票等と一致しているか)。					—
	1-1	現金預金 →現金預金明細表(別表4-1) 本年度末現金預金残高合計額 →歳入歳出決算書の形式収支+歳計外現金管理資料の年度末残高				—
	1-2	長期延滞債権 →未収・未払・不納欠損残高整理表(別表4-2)(1)過年度未収金 本年度末残高合計額 →債権債務整理表(別表4-3) 長期延滞債権 合計本年度末残高 →歳入歳出決算事項別明細書 歳入 滞納繰越分 収入未済合計額				—
	1-3	未収金 →未収・未払・不納欠損残高整理表(別表4-2)(2)本年度未収金計上額 本年度末残高合計額 →債権債務整理表(別表4-3) 未収金 合計本年度末残高 →歳入歳出決算事項別明細書 歳入 現年課税分 収入未済合計額				—
	1-4	長期未払金 →未収・未払・不納欠損残高整理表(別表4-3)(3)過年度未払金 未払残高合計額 →債権債務整理表(別表4-3) 長期未払金 合計本年度末残高				—
	1-5	未払金 →未収・未払・不納欠損残高整理表(別表4-2)(4)本年度未払金計上額 未払残高合計額 →債権債務整理表(別表4-3) 未払金 合計本年度末残高				—
	1-6	財政調整基金、減価基金、その他の基金 →投資その他の資産明細表(別表4-4) 基金 本年度末残高 →決算統計 29表 基金の状況 06行 年度末現在高 →財産に関する調書 基金 決算年度末現在高				—
	1-7	有価証券、出資金、長期貸付金、短期貸付金 →投資その他の資産明細表(別表4-4) 有価証券、出資金、長期貸付金 本年度末残高 →決算統計 30表 貸付金、投資及び出資金の状況 11列 年度末残高 →財産に関する調書 有価証券、出資による権利、債権(預託金等貸付金に該当しないものを除く) 決算年度末現在高				—
	1-8	有形固定資産、無形固定資産、棚卸資産 →有形・無形固定資産等明細表(別表4-5) 本年度末残高 →固定資産台帳 取得価額及び帳簿価額				—

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
	1-9 地方債、1年内償還予定地方債 →地方債明細表(別表4-6) 本年度末残高 →決算統計 33表 地方債現在高の状況 09列 65行 差引現在高合計 及び 決算統計 36表 地方債年度別償還状況 08列 01行 翌年度償還予定額(元金)合計	—				
	1-10 引当金 →引当金明細表(別表4-7) 本年度末残高	—				
	2 既に完成しているにも関わらず、建設仮勘定のままで計上されている(本勘定への振替が漏れている)固定資産はないか。	資22段落 QA3(2).12~14				
	3 財政調整基金は流動資産に、財政調整基金・減債基金以外の基金は固定資産に区分されているか。	追QA2.9				
	4 減債基金は、次の例示にしたがい固定資産と流動資産に区分されているか。 〔固定資産〕 ・繰上償還相当額を減債基金に積み立てるもの ・満期一括償還に備えて毎年一定率ずつ減債基金に積み立てているもの 〔流動資産〕 ・歳計剰余金処分により積み立てたもの等、特定の地方債との紐付けがないもの	別表6-4 QA2.9				
5 歳計外現金は3月31日時点の残高が計上されているか(ただし出納整理期間中に歳計現金との振替があった場合、振替額が貸借対照表に二重に計上されるため、歳計外現金残高から振替額を控除する調整が必要となる)。	追QA2.15					
(2) 行政コスト計算書	1 減価償却費の計上額は固定資産台帳上の「減価償却額」と一致しているか。					
	2 行政コスト計算書に係る過年度の修正(各種費用や使用料等)は、行政コスト計算書(臨時損失・臨時利益(その他))に計上しているか。また、当該内容と金額を注記しているか。	QA2.26				
(3) 純資産変動計算書	1 前年度末純資産残高は前年度の貸借対照表の純資産残高と一致しているか。					
	2 純資産変動計算書に係る過年度の修正(税金等や国県等補助金等)は、純資産変動計算書(その他)に計上しているか。また、当該内容と金額を注記しているか。	QA2.26				
	3 固定資産が新たに判明した場合(過年度計上漏れ)、純資産変動計算書(無償所管換等)に計上しているか。また、当該内容と金額を注記しているか。	QA2.26				
	4 固定資産等形成分の本年度末純資産残高は、貸借対照表の固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額と一致しているか。					
	5 本年度末純資産残高は、貸借対照表の純資産合計と一致しているか。	作20~21段落				
(4) 資金収支計算書	1 国県等補助金収入は、業務支出の財源として充当した場合は、業務活動収支の区分に計上し、投資活動支出の財源として充当した場合は、投資活動収支の区分に計上しているか(なお、国県等補助金が充当された事業の内容ごとに区分することが困難である場合には、全額を投資活動収入または業務活動収入として処理することも許容される。)	作236、251段落 QA2.16				
	2 分担金及び負担金は、業務活動収支における業務支出の財源として充当した場合は、業務収入の税金等収入に計上し、投資活動支出の財源として充当した場合は、投資活動収入のその他の収入に計上しているか。	QA2.29				
	3 前年度末資金残高及び本年度末資金残高は、それぞれ各年度の歳入歳出決算書の形式収支と一致しているか。					
	4 前年度末歳計外現金残高及び本年度末歳計外現金残高は、それぞれ各年度末の歳計外現金と一致しているか。					
(5) 合算・相殺消去	1 下記の内部取引の相殺消去等を行っているか。なお、原則としてすべての内部取引を相殺消去する必要があるが、下記のア及びイの相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることも許容される。 ア補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去) イ会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去)	作43②、73、74段落				
(6) 注記	下記の事項を注記しているか。	注記例				
	1 重要な会計方針	作263段落、注記例				
	①有形固定資産等の評価基準及び評価方法					
	②有価証券等の評価基準及び評価方法					
	③有形固定資産等の減価償却の方法					
	④引当金の計上基準及び算定方法					
	⑤リース取引の処理方法					
	⑥資金収支計算書における資金の範囲					
	⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項					
	2 重要な会計方針の変更等	作264段落、注記例				
	①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容					
	②表示方法を変更した場合には、その旨					
	③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が全体資金収支計算書に与えている影響の内容					
	3 重要な後発事象	作265段落、注記例				

項目	マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
4 偶発債務	作266段落、注記例				
①保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないもの内訳(貸借対照表計上額及び未計上額))					
②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの					
③その他主要な偶発債務					
5 追加情報	作267段落、注記例				
①対象範囲(対象とする会計)					
②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異					
③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含む)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨					
④表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨					
⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況					
⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額					
⑦繰越事業に係る将来の支出予定額					
⑧その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項					
6 貸借対照表に係る追加情報	作268段落、注記例				
①基準変更等による影響額					
②売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲					
③減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額					
④減債基金に係る積立の有無及び不足額					
⑤基金借入金(繰替運用)の内容					
⑥地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額					
⑦将来負担に関する情報(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)					
⑧自治法第234の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に経常されたリース債務金額					
⑨管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登録が行われていない法定外公共物の財務情報(土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額)					
⑩道路、河川及び水路の敷地について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価とした場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落による評価額					
⑪PFI事業に係る資産の金額	QA3(2).16、注記例				
7 行政コスト計算書	作268段落、注記例				
①基準変更による影響額の内訳(開始貸借対照表を作成しない場合)					
8 純資産変動計算書	作268段落、注記例				
①純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容					
9 資金収支計算書に係る追加情報	作268段落、注記例				
①基礎的財政収支					
②既存の決算情報との関連性					
③資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容					
④一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額					
⑤重要な非資金取引					

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
Ⅲ、財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合						
	照合元	照合先				
(1)財務書類本表	1 貸借対照表の「資産合計」	貸借対照表の「負債及び純資産合計」	作20～21段落 作82段落			
	2 貸借対照表の「現金預金」残高	資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」	作20～21段落 作219段落			
	3 貸借対照表の「純資産合計」	純資産変動計算書(または、行政コスト及び純資産変動計算書)の「本年度末純資産残高」	作20～21段落			
	4 貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	純資産変動計算書の「固定資産等形成分」の「本年度末残高」	作201段落			
	5 貸借対照表の「純資産の部」の「余剰分(不足分)」	純資産変動計算書の「余剰分(不足分)」の「本年度末残高」	作201段落			
	6 貸借対照表の「固定資産」合計と「流動資産」の「短期貸付金(関連する徴収不能引当金を含む)」+「流動資産」の「基金(関連する徴収不能引当金を含む)」	貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	作201段落			
	7 行政コスト計算書の「純行政コスト」	純資産変動計算書の「純行政コスト」(Δ)	作20～21段落 作201段落			
	8 資金収支計算書の収入の合計	「歳入歳出決算集計データの歳入合計」-「繰越金」				
	9 資金収支計算書の支出の合計	「歳入歳出決算集計データの歳出合計」+「歳計剰余金処分による基金積立額」				
	10 資金収支計算書の「本年度末資金残高」	歳入歳出決算書の歳入歳出差引残額				
(2)附属明細書	1 「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「D 本年度末残高」	貸借対照表の各科目の残高				
	2 「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「E 本年度末減価償却累計額」	貸借対照表の各科目の減価償却累計額残高				
	3 「1(1)①有形固定資産の明細」の「G 差引本年度末残高」の「合計」	貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	4 「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の各科目の「合計」	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「G 差引本年度末残高」				
	5 「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の「合計」	貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	6 「1(1)③投資及び出資金の明細」の「市場価格のあるもの」の「C 貸借対照表計上額」+「市場価格のないものうち連結対象団体(会計)に対するもの」の「A 出資金額」+「市場価格のないものうち連結対象団体(会計)以外に対するもの」の「貸借対照表計上額」	貸借対照表の「投資及び出資金」残高				
	7 「1(1)④基金の明細」の「合計(貸借対照表計上額)」の「合計」	貸借対照表の「基金」残高(流動・固定の合計)				
	8 「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金-貸借対照表計上額」の「合計」	貸借対照表の「長期貸付金」残高				
	9 「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金-貸借対照表計上額」の「合計」	貸借対照表の「短期貸付金」残高				
	10 「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	貸借対照表の「長期延滞債権」残高				
	11 「1(1)⑦未収金の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	貸借対照表の「未収金」残高				
	12 「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金-徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	貸借対照表の固定資産の「徴収不能引当金」残高(Δ)				
	13 「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金-徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑦未収金の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	貸借対照表の流動資産の「徴収不能引当金」残高(Δ)				
	14 「1(2)①地方債(借入先別)の明細」の「地方債残高」の合計	貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	15 「1(2)①地方債(借入先別)の明細」の「地方債残高-うち1年内償還予定」の合計	貸借対照表の「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	16 「1(2)②地方債(利率別)の明細」の「地方債残高」	貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	17 「1(2)③地方債(返済期間別)の明細」の「地方債残高」	貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	18 「1(2)③地方債(返済期間別)の明細」の「1年以内」	貸借対照表の「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	19 「1(2)⑤引当金の明細」の各区分の「本年度末残高」	貸借対照表の各科目の残高(流動・固定のそれぞれ)				
	20 「2(1)補助金等の明細」の「金額」の「合計」	行政コスト計算書の「補助金等」残高				
	21 「4(1)資金の明細」の「本年度末残高」の「合計」	資金収支計算書の「本年度末資金残高」				
	22 「行政コスト計算書に係る行政目的別の明細」の各科目の「合計」	行政コスト計算書の各科目の残高				

## 【統一的な基準による財務書類作成チェックリスト（全体財務書類用）】

### 統一的な基準による財務書類作成チェックリスト(全体財務書類用)

(注)「作成要領」若しくは「作」:財務書類作成要領 「資産手引」若しくは「資」:資産評価及び固定資産台帳整備の手引き 「連結手引き」若しくは「連」:全体財務書類作成の手引き  
QA: Q&A集 注記例: 連結財務書類における注記例

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
I、様式等の確認						
連結対象	1	一般会計等及び地方公営事業会計を全部連結の対象とし、全体財務書類を作成しているか。	連7段落			
法定決算書類の入手・作成	1	対象となる会計それぞれについて、法定決算書類を取り寄せているか、または新たに個別財務書類を作成しているか。	連53段落			
法定決算書類の読替え・連結修正	1	法定決算書類については、統一的な基準の全体財務書類と表示科目を揃えるために、表示科目の「読替え」を行っているか。	連57段落			
	2	読替えに際しては下記の連結修正を行っているか。 ①資産・負債等の修正(事務負担等を配慮して行わないことも許容される。) ②出納整理期間中の現金の受払い等の調整	連60段落 連63段落			
	3	2年目以降に全体財務書類を作成する際、前年度に行った連結修正等を引き継ぐ「開始仕訳」を行っているか。	連74段落			
	合算・相殺消去	1	期首時点で既に連結対象の会計については、全体開始貸借対照表において出資額と純資産額の相殺消去を行っているか。(全体行政コスト計算書における処理は必要ない)	連40段落		
	2	連結対象会計の当該地方公共団体以外の出資分については、全体貸借対照表に他団体出資等分として計上しているか。具体的には、連結対象会計の純資産に当該地方公共団体以外が行っている出資等の割合を乗じた額を「他団体出資等分」として計上し、その分を余剰分(不足分)から差し引いているか。	連41段落、72段落			
	3	下記の内部取引の相殺消去等を行っているか。なお、原則としてすべての内部取引を相殺消去する必要があるが、下記のアからエの相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることが許容される。 ア 投資と資本の相殺消去(残高の相殺消去) イ 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去(残高の相殺消去) ウ 補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去) エ 会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去) オ 資産購入と売却の相殺消去(取引高の相殺消去) カ 委託料の支払と受取(取引高の相殺消去) キ 利息の支払と受取(取引高の相殺消去)	連80段落、81段落			
	4	連結対象団体会計に関する債務負担行為について、一般会計等の全体対照表において損失補償等引当金を計上している場合は、全体財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象会計の債務として全体貸借対照表に計上されているため、損失補償等引当金を消去しているか。	連83段落			
	5	全体貸借対照表の注記欄には、債務負担行為に関する情報を注記することになっているが、連結対象会計に関する債務負担行為は、全体財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象会計の債務として全体貸借対照表に計上されているため、注記情報から除いているか。	連84段落			
	6	「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」98段落において、「市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象会計に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に臨時損失(投資損失引当金繰入額)として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上」することとされているが、全体財務書類では連結対象会計の損失が計上されているため、全体財務書類を作成する場合には、投資損失引当金繰入額及び投資損失引当金をそれぞれ消去しているか。	連85段落			
注記		下記の事項を注記しているか。なお、それぞれの事項について連結対象会計ごとに異なる場合には、連結対象会計ごとに記載する必要がある。	連45段落、注記例			
	1	重要な会計方針	連45段落、注記例			
		①有形固定資産等の評価基準及び評価方法				
		②有価証券等の評価基準及び評価方法				
		③有形固定資産等の減価償却の方法				
		④引当金の計上基準及び算定方法				
		⑤リース取引の処理方法				
	⑥全体資金収支計算書における資金の範囲					

項目		マニュアル等の 該当箇所	正	否	該当なし	備考
	⑦採用した消費税等の会計処理					
	⑧連結対象会計の決算日が一般会計等と異なる場合は、当該決算日及び連結のため当該連結対象会計について特に行った処理の概要					
	⑨その全体他財務書類作成のための基本となる重要な事項					
2	重要な会計方針の変更等	連46段落、注 記例				
	①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容					
	②表示方法を変更した場合には、その旨					
	③全体資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が全体資金収支計算書に与えている影響の内容					
3	重要な後発事象	連47段落、注 記例				
4	偶発債務	連48段落、注 記例				
	①保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳(貸借対照表計上額及び未計上額))					
	②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの					
	③その他主要な偶発債務					
5	全般的な追加情報	連49段落、注 記例				
	①連結対象会計の一覧、連結の方法及び連結対象と判断した理由					
	②出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含む)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、出納整理期間が異なる連結対象会計がある場合は当該会計の一覧と修正の仕方					
	③表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨					
	④その他全体財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項					
6	全体貸借対照表に係る追加情報	連50段落、注 記例				
	①減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額					
7	全体資金収支計算書に係る追加情報	連50段落、注 記例				
	①前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高について、全体資金収支計算書の欄外に記載する。					
II、財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合						
	照合元	照合先				
全体財務書類本表	1 全体貸借対照表の「資産合計」	全体貸借対照表の「負債及び純資産合計」	作20～21段落 作82段落			
	2 全体貸借対照表の「現金預金」残高	全体資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」	作20～21段落 作219段落			
	3 全体貸借対照表の「純資産合計」	全体純資産変動計算書(または、全体行政コスト及び純資産変動計算書)の「本年度末純資産残高」	作20～21段落			
	4 全体貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	全体純資産変動計算書の「固定資産等形成分」の「本年度末残高」	作201段落			
	5 全体貸借対照表の「純資産の部」の「余剰分(不足分)」	全体純資産変動計算書の「余剰分(不足分)」の「本年度末残高」	作201段落			
	6 全体貸借対照表の「固定資産」合計+「流動資産」の「短期貸付金(関連する徴収不能引当金を含む)+「流動資産」の「基金(関連する徴収不能引当金を含む)」	全体貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	作201段落			
	7 全体行政コスト計算書の「純行政コスト」	全体純資産変動計算書の「純行政コスト」(△)	作20～21段落 作201段落			
全体附属明細書	1 「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「D 本年度末残高」	全体貸借対照表の各科目の残高				
	2 「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「E 本年度末減価償却累計額」	全体貸借対照表の各科目の減価償却累計額残高				
	3 「1(1)①有形固定資産の明細」の「G 差引本年度末残高」の「合計」	全体貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	4 「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の各科目の「合計」	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「G 差引本年度末残高」				
	5 「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の「合計」	全体貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	6 「1(1)③投資及び出資金の明細」の「市場価格のあるもの」の「C 貸借対照表計上額」+「市場価格のないもの」のうち連結対象会計に対するもの「A 出資金額」+「市場価格のないもの」のうち連結対象会計以外に対するもの「I 貸借対照表計上額」	全体貸借対照表の「投資及び出資金」残高				

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
7	「1(1)④基金の明細」の「合計(貸借対照表計上額)」の「合計」	全体貸借対照表の「基金」残高(流動・固定の合計)				
8	「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金-貸借対照表計上額」の「合計」	全体貸借対照表の「長期貸付金」残高				
9	「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金-貸借対照表計上額」の「合計」	全体貸借対照表の「短期貸付金」残高				
10	「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	全体貸借対照表の「長期延滞債権」残高				
11	「1(1)⑦未収金の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	全体貸借対照表の「未収金」残高				
12	「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金-徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	全体貸借対照表の固定資産の「徴収不能引当金」残高(△)				
13	「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金-徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑦未収金の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	全体貸借対照表の流動資産の「徴収不能引当金」残高(△)				
14	「1(2)①地方債(借入先別)の明細」の「地方債残高」の合計	全体貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
15	「1(2)①地方債(借入先別)の明細」の「地方債残高-うち1年内償還予定」の合計	全体貸借対照表の「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
16	「1(2)②地方債(利率別)の明細」の「地方債残高」	全体貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
17	「1(2)③地方債(返済期間別)の明細」の「地方債残高」	全体貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
18	「1(2)③地方債(返済期間別)の明細」の「1年以内」	全体貸借対照表の「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
19	「1(2)⑤引当金の明細」の各区分の「本年度末残高」	全体貸借対照表の各科目の残高(流動・固定のそれぞれ)				
20	「2(1)補助金等の明細」の「金額」の「合計」	全体行政コスト計算書の「補助金等」残高				
21	「4(1)資金の明細」の「本年度末残高」の「合計」	全体資金収支計算書の「本年度末資金残高」				
22	「全体行政コスト計算書に係る行政目的別の明細」の各科目の「合計」	全体行政コスト計算書の各科目の残高				

# 【統一的な基準による財務書類作成チェックリスト（連結財務書類用）】

## 統一的な基準による財務書類作成チェックリスト(連結財務書類用)

(注)「作成要領」若しくは「作」:財務書類作成要領 「資産手引」若しくは「資」:資産評価及び固定資産台帳整備の手引き 「連結手引き」若しくは「連」:連結財務書類作成の手引き  
QA:Q&A集 注記例:連結財務書類における注記例

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
I、様式等の確認						
(1)全般事項	1	連結財務書類として下記の書類を作成しているか。				
	2	(1)連結貸借対照表				
	3	(2)連結行政コスト計算書				
	4	(3)連結純資産変動計算書				
	5	(4)連結資金収支計算書				
	6	(5)連結附属明細書				
(2)連結対象 ①一部事務組合・広域連合	1	加入するすべての一部事務組合・広域連合を比例連結の対象としているか。	連8段落			
	2	連結方法は、当該年度の経費負担割合等に応じた比例連結としているか。	連9段落			
	3	一部事務組合・広域連合が複数の事務を行っており、会計が区分されている場合は、会計ごとに個別財務書類を作成したうえで比例連結割合を算定し、比例連結を行っているか。	連11段落			
	4	当年度の比例連結割合が前年度のそれと異なるなどして比例連結割合が変更された場合、期首の純資産残高及び資金残高が前期末の金額と整合しなくなる。この場合、連結純資産変動計算書では「比例連結割合の変更に伴う差額」を科目として設け、純資産残高の差額を計上しているか。また、連結資金収支計算書でも「比例連結割合変更に伴う差額」の欄を設け、資金残高の差額を計上しているか。	連12段落			
	5	退職手当組合に加入している団体で、QA4.4に示される条件に該当する場合は、簡便な方法による連結が可能であるが、当該方法を採用している場合、当該団体の持ち分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上しているか	QA4.4			
②地方独立行政法人	1	自らが出資したすべての地方独立行政法人を全部連結の対象としているか。	連14段落			
	2	当該地方独立行政法人が連結の範囲に含めた特定関連会社も連結対象としているか。	連15段落			
③地方三公社	1	土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を全部連結の対象としているか。	連17段落			
④第三セクター等	1	出資割合が50%超の第三セクター等を全部連結の対象としているか。	連20段落			
	2	出資割合が50%以下の場合であっても、第三セクター等の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には、全部連結の対象としているか。なお、実質的に主導的な立場を確保しているかどうかは、「連結財務書類作成の手引き」の「図4」を参考にする。	連21段落、23段落			
⑤共同設立等の地方独立行政法人・地方三公社	1	出資割合や財政支出の状況等から業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結を行っているか。	連27段落			
	2	業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合、活動実態等に応じて比例連結を行っているか。	連28段落			
⑥財産区	1	財産区は連結対象外としているか。	連31段落			
⑦地方共同法人	1	地方競馬全国協会、地方公務員災害補償基金、日本下水道事業団、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構といった地方共同法人は連結対象外としているか。	連32段落			
(2)法定決算書類の入手・作成	1	対象となる団体(会計)それぞれについて、法定決算書類を取り寄せているか、または新たに個別財務書類を作成しているか。				
(3)法定決算書類の読替え・連結修正	1	法定決算書類については、統一的な基準の連結財務書類と表示科目を揃えるために、表示科目の「読替え」を行っているか。				
	2	下記の連結修正を行っているか。				
		①資産・負債等の修正(事務負担等を配慮して行わないことも許容される。)	連60段落			
		②出納整理期間中の現金の受払い等の調整	連63段落			
3	2年目以降に連結財務書類を作成する際、前年度に行った連結修正等を引き継ぐ「開始仕訳」を行っているか。	連74段落				
(4)合算・相殺消去	1	期首時点で既に連結対象の団体については、連結開始貸借対照表において出資額と純資産額の相殺消去を行っているか。(連結行政コスト計算書における処理は必要ない)	連40段落			
	2	全部連結した連結対象団体の当該地方公共団体以外の出資分については、連結貸借対照表に他団体出資等分として計上しているか。具体的には、連結対象団体の純資産に当該地方公共団体以外が行っている出資等の割合を乗じた額を「他団体出資等分」として計上し、その分を余剰分(不足分)から差し引いているか。	連41段落、72段落			
	3	全部連結している団体の株式等を追加取得したこと等による「他団体出資等分」の変動額は、連結純資産変動計算書における「他団体出資等分の増加」または「他団体出資等分の減少」に記載しているか。	連73段落			
	4	下記の内部取引の相殺消去等を行っているか。なお、原則としてすべての内部取引を相殺消去する必要があるが、下記のアからエの相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることも許容される。	連80段落、81段落			



項目		マニュアル等の 該当箇所	正	否	該当なし	備考
	ア投資と資本の相殺消去(残高の相殺消去)					
	イ貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去(残高の相殺消去)					
	ウ補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去)					
	エ会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去)					
	オ資産購入と売却の相殺消去(取引高の相殺消去)					
	カ委託料の支払と受取(取引高の相殺消去)					
	キ利息の支払と受取(取引高の相殺消去)					
5	土地開発会社に対する債務保証、第3セクター等の債務に対する損失補償など、連結対象団体に関する債務負担行為について、一般会計等の貸借対照表において損失補償等引当金を計上している場合は、連結財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象団体の債務として連結貸借対照表に計上されているため、損失補償等引当金を消去しているか。	(連93段落)				
6	連結貸借対照表の注記欄には、債務負担行為に関する情報を注記することになっているが、連結対象団体に関する債務負担行為は、連結財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象団体の債務として連結貸借対照表に計上されているため、注記情報から除いているか。	(連84段落)				
7	「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」98段落において、「市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に臨時損失(投資損失引当金繰入額)として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上」することとされているが、連結財務書類では連結対象団体の損失が計上されているため、連結財務書類を作成する場合には、投資損失引当金繰入額及び投資損失引当金をそれぞれ消去しているか。	(連85段落)				
(5)注記	下記の事項を注記しているか。なお、それぞれの事項について連結対象団体ごとに異なる場合には、連結対象団体ごとに記載する必要がある。	(連45段落)				
1	重要な会計方針	(連45段落)				
	①有形固定資産等の評価基準及び評価方法					
	②有価証券等の評価基準及び評価方法					
	③有形固定資産等の減価償却の方法					
	④引当金の計上基準及び算定方法					
	⑤リース取引の処理方法					
	⑥連結資金収支計算書における資金の範囲					
	⑦採用した消費税等の会計処理					
	⑧連結対象団体の決算日が一般会計等と異なる場合は、当該決算日及び連結のため当該連結対象団体(会計)について特に行った処理の概要					
	⑨その他連結財務書類作成のための基本となる重要な事項					
2	重要な会計方針の変更等	(連46段落)				
	①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容					
	②表示方法を変更した場合には、その旨					
	③連結資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結資金収支計算書に与えている影響の内容					
3	重要な後発事象	(連47段落)				
4	偶発債務	(連48段落)				
	①保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳(貸借対照表計上額及び未計上額))					
	②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの					
	③その他主要な偶発債務					
5	全般的な追加情報	(連49段落)				
	①連結対象団体の一覧、連結の方法(比例連結の場合は比例連結割合を含む。)及び連結対象と判断した理由					
	②出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含む)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、出納整理期間が異なる連結対象団体がある場合は当該団体の一覧と修正の仕方					

項目		マニュアル等の 該当箇所	正	否	該当なし	備考
	③表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨					
	④その他連結財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項					
6	連結貸借対照表に係る追加情報	(連50段落)				
	①減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額					
7	連結資金収支計算書に係る追加情報	(連50段落)				
	①前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高について、連結資金収支計算書の欄外に記載する。					
II、財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合						
	照合元	照合先				
(1)連結財務書類 本表	1 連結貸借対照表の「資産合計」	連結貸借対照表の「負債及び純資産合計」	作20～21段落 作82段落			
	2 連結貸借対照表の「現金預金」残高	連結資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」	作20～21段落 作219段落			
	3 連結貸借対照表の「純資産合計」	連結純資産変動計算書(または、連結行政コスト及び純資産変動計算書)の「本年度末純資産残高」	作20～21段落			
	4 連結貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	連結純資産変動計算書の「固定資産等形成分」の「本年度末残高」	作201段落			
	5 連結貸借対照表の「純資産の部」の「剰余分(不足分)」	連結純資産変動計算書の「剰余分(不足分)」の「本年度末残高」	作201段落			
	6 貸借対照表の「固定資産」合計+「流動資産」の「短期貸付金(関連する徴収不能引当金を含む)」+「流動資産」の「基金(関連する徴収不能引当金を含む)」	貸借対照表の「純資産の部」の「固定資産等形成分」	作201段落			
	7 連結行政コスト計算書の「純行政コスト」	連結純資産変動計算書の「純行政コスト」(△)	作20～21段落 作201段落			
(2)連結附属明細書	1 「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「D 本年度末残高」	連結貸借対照表の各科目の残高				
	2 「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「E 本年度末減価償却累計額」	連結貸借対照表の各科目の減価償却累計額残高				
	3 「1(1)①有形固定資産の明細」の「G 差引本年度末残高」の「合計」	連結貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	4 「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の各科目の「合計」	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「G 差引本年度末残高」				
	5 「1(1)②有形固定資産の行政目的別明細」の「合計」	連結貸借対照表の「有形固定資産」残高				
	6 「1(1)③投資及び出資金の明細」の「市場価格のあるもの」の「C 貸借対照表計上額」+「市場価格のないもの」のうち連結対象団体(会計)に対するもの「A 出資金額」+「市場価格のないもの」のうち連結対象団体(会計)以外に対するもの「D 貸借対照表計上額」	連結貸借対照表の「投資及び出資金」残高				
	7 「1(1)④基金の明細」の「合計(貸借対照表計上額)」の「合計」	連結貸借対照表の「基金」残高(流動・固定の合計)				
	8 「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金-貸借対照表計上額」の「合計」	連結貸借対照表の「長期貸付金」残高				
	9 「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金-貸借対照表計上額」の「合計」	連結貸借対照表の「短期貸付金」残高				
	10 「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	連結貸借対照表の「長期延滞債権」残高				
	11 「1(1)⑦未収金の明細」の「貸借対照表計上額」の「合計」	連結貸借対照表の「未収金」残高				
	12 「1(1)⑤貸付金の明細」の「長期貸付金-徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑥長期延滞債権の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	連結貸借対照表の固定資産の「徴収不能引当金」残高(△)				
	13 「1(1)⑤貸付金の明細」の「短期貸付金-徴収不能引当金計上額」の「合計」+「1(1)⑦未収金の明細」の「徴収不能引当金計上額」の「合計」	連結貸借対照表の流動資産の「徴収不能引当金」残高(△)				
	14 「1(2)①地方債(借入先別)の明細」の「地方債残高」の合計	連結貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				
	15 「1(2)①地方債(借入先別)の明細」の「地方債残高-うち1年内償還予定」の合計	連結貸借対照表の「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高				

項目			マニュアル等 の該当箇所	正	否	該当なし	備考
16	「1(2)②地方債(利率別)の明細」の「地方債残高」	連結貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高					
17	「1(2)③地方債(返済期間別)の明細」の「地方債残高」	連結貸借対照表の「地方債」(固定負債)残高+「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高					
18	「1(2)③地方債(返済期間別)の明細」の「1年以内」	連結貸借対照表の「1年内償還予定地方債」(流動負債)残高					
19	「1(2)⑤引当金の明細」の各区分の「本年度末残高」	連結貸借対照表の各科目の残高(流動・固定のそれぞれ)					
20	「2(1)補助金等の明細」の「金額」の「合計」	連結行政コスト計算書の「補助金等」残高					
21	「4(1)資金の明細」の「本年度末残高」の「合計」	連結資金収支計算書の「本年度末資金残高」					
22	「連結行政コスト計算書に係る行政目的別の明細」の各科目の「合計」	連結行政コスト計算書の各科目の残高					

## 【事業別セグメント分析の取組事例】

### 事業別セグメント分析取組事例①（茨城県土浦市）

#### 分析の目的

- 効率的な財政運営を図るため、公会計情報を活用して、事業の成果・課題を「見える化」し、行政評価や予算編成に反映するとともに、経年比較や他団体との比較による多角的な分析を行えるような体制を構築することを目的とする。

#### 取組概要

- 対象経費として、清掃総務費、ごみ対策費、清掃センター費、総務費の使用料等関連経費を設定。対象となる収支及び資産負債は、摘要単位で1つずつ確認・抽出し配賦。
- 非財務情報については、茅ヶ崎市、小松市との比較も考慮し、統一した項目を使用。
- ごみ処理科目別（勘定科目）及びごみ処理部門別（収集・焼却・埋め立て）に係る収支や非財務情報を収集し、住民1人あたり及び全排出量1tあたりのコストや収益について分析を実施。また、当市で平成30年度に実施した、ごみ袋有料化及び搬入手数料改正の影響を比較するため、平成29年度との経年比較を実施。

項目	記帳基準	
1 収集事業	家庭系のみ、可燃・不燃・資源・粗大に分け、直接的な経費を配賦。複数にまたがる需要も、出来る限りセグメント毎の実績額を配賦する（実績額で按分できない経費は、均等按分とする）	
2 中間処理	①家庭系収集（可燃+不燃+粗大）、②家庭系持込、③事業系持込に分割。中間処理施設に係る経費を、ごみ持込量で①～③に按分。	
3 最終処分	埋立は、①家庭系収集、②家庭系持込、③事業系持込に分割。最終処分場の経費を、中間処理量で①～③に按分。資源ごみ処分に係る業務（処分委託料、売却収入等）は④リサイクルに配賦。	
4 啓発	ごみ減量、リサイクル推進に係る業務の実績額を配賦。	
5 間接業務	1～4に該当しない、間接業務の実績額を配賦。	

項目	H30土浦市	H29土浦市
可燃ごみ	21,929 t	23,847 t
不燃ごみ	1,939 t	2,058 t
資源ごみ	10,221 t	9,926 t
粗大ごみ等	279 t	246 t
家庭系持込	24,196 t	25,181 t
事業系持込	1,652 t	1,655 t
事業系持込	11,937 t	17,594 t
資源系持込	250 t	249 t
事業系持込	2,748 t	2,707 t
リサイクル部門	11,512 t	11,283 t

項目	H30土浦市	H29土浦市
家庭系収集	21,929 t	23,847 t
不燃ごみ	1,939 t	2,058 t
資源ごみ	10,221 t	9,926 t
粗大ごみ等	279 t	246 t
家庭系持込	1,652 t	1,655 t
事業系持込	11,937 t	17,594 t
事業系持込	2,748 t	2,707 t
合計	54,026 t	55,758 t

項目	小松市H29	土浦市H29	土浦市H30	茅ヶ崎市H29
行政コスト計算書（PL）	23,803	37,082	35,338	51,327
経常費用	23,225	38,033	34,277	47,384
人件費	5,514	5,545	5,648	7,056
燃料費	5,238	5,391	5,454	15,050
（内）燃料費	4,025	3,267	3,338	14,453
（内）非常用燃料費	1,213	1,124	1,114	597
賃借料等	250	251	272	948
減価償却資産減価償却費	78	86	78	113
雑費	17,289	32,466	30,582	30,100
減価償却	15,841	27,264	25,377	21,758
（内）委託料	2,064	2,192	2,435	1,838
（内）委託料	10,252	23,470	23,816	16,209
（内）その他	1,609	1,724	1,991	2,249
減価償却費	1,677	889	978	397
その他	1,591	4,183	1,334	8,458
その他	12	0	0	0
その他	422	20	48	5
その他	422	20	48	5
移転費用	378	1,029	1,050	3,365
経常収益	6,446	7,879	14,594	10,900
経常収益	17,457	29,184	22,894	30,465

#### セグメント分析結果

- 3市比較により、住民1人あたりの事業系ごみ排出量が多く、ごみ1tあたりの物件費が高いことが分かった。
- 経年比較により、ごみ排出量は減少したが、ごみ1tあたりの物件費は増加していることが分かった。

#### 今後の課題・展望等

- 今回取り組んだ事業別セグメント分析を他事業へ展開し、これに向けた分析シートの様式を検討する予定。
- 事業別セグメント分析のシステム出力による行政評価の実施、令和4年度予算への反映を引き続き検討していく。

### 事業別セグメント分析取組事例②（神奈川県茅ヶ崎市）

#### 分析の目的

- 廃棄物収集処理事業に係る減価償却費等を含めたトータルコストでの分析を行い、事業手法（業務委託化等）の検討を行うとともに、対象事業の拡大にあたりセグメント分析の目的や用途に応じた配賦基準の検討を行うことを目的とする。

#### 取組概要

- セグメント分析の範囲設定の考え方については、一般廃棄物収集処理に係る全事業を対象としているが、その中で「収集事業」、「処分事業」、「啓発事業」、「間接業務」に細分化し、個々の事業についてもトータルコストを把握可能になるよう設定した。
- 数値の抽出については、仕訳帳を基に予算科目で事業内容を判断し、対象事業に配賦した。予算科目で事業内容の把握が困難な場合は、事業担当課にヒアリングを行った上で配賦した。
- トータルコストを把握するため、行政コスト計算書に加え、貸借対照表及び純資産変動計算書についても作成した。

項目	値
行政コスト計算書（PL）	51,325
経常費用	47,382
人件費	17,089
燃料費	30,186
その他の業務費	75
移転費用	3,365
経常収益	10,900
償却料及び手数料	4,512
その他	6,388
純行政コスト（経常収益引）①～②	40,422

【配賦基準】

- 共通経費等
- ごみの排出量及び収集回数で按分
- 人件費（賞与等及び退職手当含む）
- 平均単価×従事人数（業務量従事割合）
- 収集事業（可燃・不燃）（収集回数で按分）

#### セグメント分析結果

- ごみ排出量（住民一人あたり）の水準に対し、行政コスト計算書（ごみ排出量1tあたり）については、経常費用・純行政コストともに比較的高くなっている。
- 直営で行っている可燃・不燃に係る収集コスト（処理量1tあたり）について、コスト面からも比較的高くなっている。特に不燃に係る収集コストに係るコストが高くなっている。

#### 今後の課題・展望等

- サービスの水準を最低限維持しつつ、直営との整合性を図りながら事業手法について更なる検討を行っていく。
- 事業別セグメント分析に拘らず、施設別においてもセグメント分析が実施できるよう取り組むとともに、同時に活用方法についても議論を進めて行く。

## 事業別セグメント分析取組事例③（石川県小松市）

### 分析の目的

- 廃棄物収集処理事業に係る細かな事業コストの見える化を図り、非財務情報との組み合わせによる分析を行うことによるムダな歳出の削減や適正な受益者負担の検討につなげる(予算編成への活用)
- 焼却処理施設の運営形態の変更(直営・委託)前後の経常収支を比較し、見える化する

### 取組概要

対象	衛生費(4款)環境対策費(2項)ごみ処理対策費(2目)の事業と、それに係る人件費、各種引当金、支払利息
資産	事業課所管分のみを計上(施設・車両等を最も使用頻度の高いセグメントに計上) 庁舎等の共通資産は含めない
共通経費	収集回数や車両台数など、合理的な根拠で按分
人件費	平均単価×人数で計上
地方債	事業課所管資産に係る分のみを計上し、臨財債は含めない
非財務情報	ごみ排出量・埋立量、ごみ収集回数、ごみ収集地区別人口

#### 体制

財政課と事業課の2人体制とし、事業課目線で簡便な方法を模索

### セグメント分析結果

- 可燃ごみ収集における昼夜収集地区別分析  
昼夜における委託料の差を確認し、夜間収集の廃止の事後検証を行った
- 事業系可燃ごみの受益者負担分析  
ごみ量により家庭系・事業系それぞれのコストを算出  
事業系ごみ処分に係る事業者の受益者負担比率を把握し、手数料検討の必要性を認識
- 焼却施設運営形態と行政コスト分析  
直営(H29)と委託(H30)の行政コストを比較し、経常費用の低下、売電収入の増加等、コスト削減を確認

### 今後の課題・展望等

- 分析結果をもとに、収集地区再編やごみ処理手数料改定の検討を進めたい
- 他の事業や施設別の分析が幅広く実施できるよう、簡便な様式の作成や、配賦基準のマニュアル化などを検討予定

## 事業別セグメント分析取組事例④（栃木県日光市）

### 分析の目的

- 観光事業に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書を作成し、観光施策に関するコスト状況の見える化と受益者負担の適正化の検証を目的とする。

### 取組概要

- 観光事業の抽出にあたり、予算科目や施設の性質にかかわらず、第2次日光市総合計画前期基本計画に掲げられた施策体系のうち、観光施策に紐付いた会計、事業を対象とした。
- 上記観光施策に出資金等が含まれており、その相手が連結対象団体であるものは対象範囲に含めた。
- 上記事業で予算計上している事業、施設(棟)毎に配賦することとし、本庁舎、支所等、観光施策に紐づかない資産の配賦は行わない。

#### 数値の抽出方法

- ・事務事業評価等を活用して施設体系と予算科目を関連付け、観光事業に関する取引を仕訳(直読、配賦)
- ・借入のうち、交付税や基金取崩し等の一般財源となる収入の仕訳は不要(ただし入湯税のみ直読で計上)
- ・仕訳情報を元に固定資産台帳を整理資産の所管課にかかわらず、仕訳のある資産は全て計上

#### 配賦基準

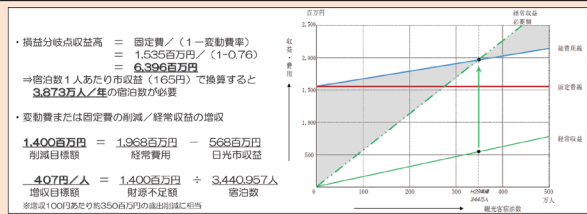
- ・観光施策に紐付かない共通資産は管理部門に直読
- ・人件費以外の共通費は事業費按分
- ・人件費は、観光所管課の実人数を、事業実績に同じ人工数で配賦(単価は実単価、賃与、時間外も同様)
- ・臨財債を除き、事業債は起債台帳に基づき充当額に応じて配賦

#### 非財務情報

- ・観光客入込数のうち宿泊客(栃木県観光客入込数・宿泊客推定調査結果より)
- ・1人あたり消費額(項目別)(栃木県観光調査報告書より)
- ・日帰り客、宿泊客のそれぞれの消費動向に対し、市費用の線引きが明確でないため、本分析では宿泊客に特化して分析

### セグメント分析結果

- 宿泊客のみで費用を賄おうとした場合、客数を10倍以上しなければならず、観光費の削減、または新たな財源の確保を検討しなければならない。
- 公共施設マネジメント計画に基づく観光施設の統廃合を進め、高い割合を占める固定費の水準を下げる必要がある。
- 新たな財源を求める場合は、観光費の削減とあわせて損益分岐点がゼロとなる増収目標額の目安が把握できた。



### 今後の課題・展望等

- 宿泊客は温泉目的や首都圏外からの訪問が多いことから、イベント企画、プロモーションのターゲティングができ、変動費を抑制していきたい。
- 有形固定資産減価償却率など資産、負債に関する各種比率について、観光事業と一般会計等との値の比較や経年比較を行うことで観光事業の特徴を把握し、固定費を削減していきたい。

## 事業別セグメント分析取組事例⑤（熊本県荒尾市）

### 分析の目的

○債権業務を一元化した場合と現状とのコスト比較や、一元化による費用対効果を検証し、業務の効率化、財政基盤の強化を図ることを目的とする。

### 取組概要

- 対象とする債権は、収入規模・未収規模が大きいもの、経常的に滞納が発生しているものを中心に抽出（市税、保育所保護者負担金、介護保険料、住宅使用料等）。
- 対象債権所管部署に対して、債権徴収業務に要した経費の調査等を実施。
- 対象債権ごとではなく、対象債権所管部署ごとに平成29年度及び平成30年度の財務書類（行政コスト計算書）を作成。
- 人件費の配賦については、実態に即したものを、簡素に分析が行えるものとするため右表のとおり整理。
- 非財務情報として、対象債権に係る滞納額及び滞納率、滞納件数を収集。

### 【人件費配賦基準】

項目	基準
会計対象	普通会計・特別会計（企業会計含まず）
職員給与費	2～5節の合計（特殊勤務・時間外・期末勤勉・期末手当・退職手当除く）を職員数で除し、職員1人当たりの人件費を算出 その後、各債権徴収業務に係る業務量（割合）を計算し、それぞれの人件費を算出
賞与等引当金繰入額・退職手当引当金繰入額	職員1人当たりの繰入額の全体平均を利用して算定
その他	各債権徴収業務に係る1節、6節、7節の合計額を算出

### セグメント分析結果

- 人件費が発生した4部署において、平成29年度よりも平成30年度の方がコストを抑えられている。また、滞納額についても、平成29年度よりも平成30年度の方が減少していることから、コストを抑えながらも滞納額を減少させているという成果が見えた。
- 本セグメント分析の条件下において、対象債権全ての滞納整理に係る徴収業務を一元化した場合と現行の行政コスト1円当たりの過年度分に係る徴収額を比較したところ、大きな違いが見られなかった。

### 今後の課題・展望等

- 滞納整理に関する研修の実施や情報共有の場を作ることで、各部署において適切な債権管理が行える体制づくりを行う。
- セグメント分析を行いやすいように、条件設定を簡素なものとしたため、概算数値の部分が多い状態での分析となった。本セグメント分析の手法等（条件設定、対象範囲等）を検証し、他の行政改革施策での活用を目指す。

## 事業別セグメント分析取組事例⑥（神奈川県山北町）

### 分析の目的

○健診事業及びその拠点施設の維持管理までを含めたトータルコストの把握、「見える化」することによって、今後の自己負担のあり方等の検討材料としていくことを目的とする。

### 取組概要

- 健診事業のトータルコストを把握するにあたっては、拠点施設の維持・老朽化をも一体的にとらえる必要があるため、ハード面を含めた範囲設定を行った。
- 数値の抽出については、財務書類本体調製に用いた仕訳帳にフィルターをかけて抽出した。
- 施設に係るコストは延べ床面積をベースに健診事業の占有割合で按分した。
- 常勤職員の人件費は賞与を含め業務量割合で按分した。
- 拠点施設整備時の地方債が特定されているため、延べ床面積における健診事業の占有割合で按分した。

### 仕訳帳

（歳出執行データ）

- ・健診事業（直課）
- ・施設管理事業（面積按分）
- ・人件費（業務量按分）

### 公債台帳

- ・施設整備事業債支払利息（面積按分）

### 固定資産台帳

- ・施設減価償却（面積按分）

人口や健診受診者数などの非財務情報を使用し、施設管理事業を含めた健診事業に係るトータルコストを把握

### セグメント分析結果

- フルコストと受診者一人あたりコストが把握できた。
- 施設維持経費のウエイトが大きいことが具体的な金額で明らかになった。

### 今後の課題・展望等

- 長期に同内容で継続されている事業を抽出し、単位当たりコストの算出で事業内容の見直しを促していく。
- 使用料を徴収している事業について単位当たりコストを算出し、適正な使用料設定（受益者負担）を検討していく。
- 各施設をベースに展開している事業について、施設維持費を含めたフルコストを把握し、コスト意識を醸成させる。

## 事業別セグメント分析取組事例⑦ (大阪府大東市)

### 分析の目的

○小中学校給食事業に係る間接費、減価償却費等を含めたコスト等の「見える化」を行い、他団体とも比較し、財政運営を検討することを目的とする。

### 取組概要

- 直接事業費に、人件費などの間接経費、非現金費用である減価償却費を加算しコストを計算する。
- 建物について、固定資産台帳から給食用途と特定出来れば問題ないが、特定できない場合、本校舎と給食室の床面積を使い按分計算した。
- 備品について、固定資産台帳を確認し、調理室部分と給食に使用する備品を小・中ごとに特定した。
- 給食事業に係る人員数を特定し、全体から計算した平均単価に人員数を乗じて計算した。退職手当については、現金ベースではなく退職手当引当金繰入額をコストとして認識した。

コスト計算の全体構造

単位：円

財務情報	費用	現金	直接事業費	円
		非現金	間接事業費	円
		減価償却費	円	
		合計(A)	円	
	収入	給食費	円	
国・都道府県支出金		円		
合計(B)		円		
	純行政コスト(A-B)	円		
非財務情報	児童数	人		
	給食数	食		
単位当たりコスト	児童1人あたりコスト	円		
	1食あたりコスト	円		

### セグメント分析結果

- 人件費や減価償却費を加えたより適切なコスト分析が出来た。
- 中学校のランチボックス委託方式については、平成25年度中にまとまった施設、備品整備を行ったため、予想よりも減価償却費が多額となりコスト高となっていることが分かった。減価償却費の認識は有用である。
- コスト計算の全体構造を概ね確立出来た。

### 今後の課題・展望等

- 実施計画事業調書における、評価の精緻化につなげる予定。
- コスト面のみならず、満足度を数値化する必要があるが十分な検討が必要。
- 他団体との比較が課題であるが、同じような取り組みをしている他団体と比較する方向性を検討する必要がある。

## 事業別財務書類の他団体比較による分析

### 分析の目的

○廃棄物収集処理事業において、他団体比較によるゴミ収集・処理等に係るコストを見える化し、業務プロセスの改善に役立てることを目的として、事業別財務書類等を作成し、分析を行った。

### 取組概要

- 比較する団体においてコスト等を把握するため、共通フォーマットを作成した。
- セグメント分析による他団体比較については、統一様式の作成や、用語の定義など、あらかじめルールを決定しておくことが重要。
- 団体における課題がさまざまであったため、あまり複雑になりすぎない程度に目的が達成できる小セグメント(部門)を設定、この部門ごとにコスト集計を行った。
- 勘定科目は統一的な基準をベースとしたが、人件費や物件費(人員配置や業務手法)が課題であるため、細分化(常勤、非常勤の別、光熱水費、委託料など)を行った。

【他団体比較を行う統一様式の例】

行政コスト計算書	配賦基準や考え方を記載	収集、処理別にゴミの種類ごとに費用等を計上
純資産変動計算書		
貸借対照表		

(配賦により計上する項目)

- ◆ 大きく4つの部門に分類
  - ・収集・処分・啓発・間接業務
  - ※間接業務とは、廃棄物収集処理に直接関わる資産、費用以外のものと定義
- ◆ 収集のうち、家庭系ごみを5つの部門に分類
  - ・有料ごみ袋・可燃・不燃・資源・粗大ごみ等
- ◆ 処分を3つの部門に分類(焼却、埋め立て、リサイクル)し、さらに焼却、埋め立てを3つの部門に分類(家庭系収集、家庭系持込、事業系持込)

### セグメント分析結果

- 部門に細分化することで、どの部門にコストがかかっているか、把握できた。
- 持込ゴミについてコストと使用料収入の対応が明確となったため、受益者負担が適正であるかなど検証が可能となった。
- 3団体比較で資源ごみの収集コストが高いことが確認された団体があり、所管課も交え意見交換を行ったところ、収集方法に工夫の余地があることがわかった。

### 今後の課題・展望等

- 実施方法の見直しなどの課題が生じたときに、複数団体で集まりコスト集計分析比較を行うことが効果的である。
- コストが高いから悪い、低いから良いなど、コストによって優劣をつけるものではなく、課題を発見するためのツールとして活用していく事が重要。

【事業別セグメント分析における他団体比較の事例：中川委員提出資料】

団体の状況(平成29年度)

項目		小松市	土浦市	茅ヶ崎市
人口(平成30年1月1日)		108,591 人	143,024 人	240,951 人
世帯(平成30年1月1日)		42,733 世帯	<b>65,175 世帯</b>	100,544 世帯
面積		371.05 km <sup>2</sup>	122.89 km <sup>2</sup>	35.70 km <sup>2</sup>
人口密度(面積あたり)		293 人	1,164 人	6,749 人
有料化の状況	収集	粗大ごみ有料・可燃ごみ指定袋制	粗大ごみ有料	粗大ごみ有料
	持込	有料	有料	有料
収集	ごみ集積場所	自治会設置 (市は補助金交付)	設置	設置
	直営・委託の別	委託	委託	可燃、不燃、使用済小型家電、電池直営
	ごみ収集車	なし	なし	47台
破碎処理施設	保有状況	リサイクルセンター(中間処理施設)と一体	焼却場と一体	保有
	直営・委託の別	委託	旧土浦市域直営 旧新治村域一部事務組合	委託
焼却場	処理能力	110t/日 (55t/24h×2炉)	210t/日 (70t/24h×3基)	360t/日 (120t/日×3炉)
	直営・委託の別	平成29年度まで直営、 平成30年度より委託	旧土浦市域直営 旧新治村域一部事務組合	委託
	売電	平成30年度～(新施設のみ)	なし	あり
最終処分場	保有状況	あり	あり	あり
	直営・委託の別	平成29年度まで直営 平成30年度より委託	旧土浦市域直営 旧新治村域委託	埋立直営 滲出水処理委託
リサイクルセンター	保有状況	あり	なし	なし
	直営・委託の別	委託	-	委託(隣町に負担金として支払い)
	資源物売却	あり	あり	あり



ごみ排出量

項目		小松市	土浦市	茅ヶ崎市
家庭系収集	可燃ごみ	15,007 t	23,847 t	40,788 t
	不燃ごみ	413 t	2,088 t	2,652 t
	資源ごみ	2,205 t	9,926 t	13,198 t
	粗大ごみ等	93 t	246 t	732 t
家庭系持込	可燃ごみ	170 t	1,655 t	0 t
	不燃ごみ	136 t		1,921 t
	資源ごみ	1,368 t		442 t
事業系持込	可燃ごみ	10,823 t	17,994 t	9,884 t
	不燃ごみ	0 t		413 t
	資源ごみ	1,211 t		
合計		31,426 t	55,756 t	70,030 t

※土浦市については、持込ごみはいったん可燃ごみとして集計している。

ごみ処理量

項目		小松市	土浦市	茅ヶ崎市
収集部門	可燃ごみ	15,007 t	23,847 t	40,788 t
	不燃ごみ	413 t	2,088 t	2,652 t
	資源ごみ	2,205 t	9,926 t	13,198 t
	粗大ごみ等	93 t	246 t	732 t
焼却部門	家庭系収集	15,100 t	26,181 t	41,520 t
	家庭系持込	170 t	1,655 t	0 t
	事業系持込	10,823 t	17,994 t	9,884 t
埋め立て部門	家庭系収集	1,903 t	3,937 t	8,288 t
	家庭系持込	155 t	249 t	1,921 t
	事業系持込	1,216 t	2,707 t	1,755 t
リサイクル部門		4,991 t	11,283 t	13,640 t

コスト集計(科目別)

(単位:千円)

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
行政コスト計算書(PL)			
経常費用 ①	748,031	2,066,440	3,594,323
業務費用	729,861	2,009,043	3,316,789
人件費	173,282	197,730	1,197,311
職員給与費	164,602	189,071	1,051,775
(内訳)常勤職員分	126,496	182,129	1,010,001
(内訳)非常勤職員分	38,107	6,792	41,774
(内訳)その他	0	150	0
賞与等引当金繰入額	7,869	14,022	66,373
退職手当引当金繰入額	810	-5,362	79,163
その他	0	0	0
物件費等	543,331	1,810,185	2,114,230
物件費	428,688	1,527,483	1,498,324
(内訳)光熱水費	64,856	122,242	135,737
(内訳)ガス料	2	8,282	6,230
(内訳)水道料	12,867	2,534	34,425
(内訳)電気料	51,988	111,426	95,082
(内訳)委託料	322,193	1,308,571	1,135,092
(内訳)その他	41,639	96,670	227,495
維持補修費	52,691	49,386	22,868
減価償却費	61,577	233,316	593,038
その他	375	0	0
その他の業務費用	13,248	1,128	5,248
うち支払利息	13,248	1,128	5,248
移転費用	18,170	57,397	277,535
経常収益 ②	199,441	439,254	763,341
使用料及び手数料	149,948	369,291	316,385
その他	49,493	69,963	446,956
純行政コスト(経常収益差引後)①	548,591	1,627,186	2,830,983
-②			
純資産変動計算書(NW)			
国県等補助金 ③		761	67,328
国県補助金	集計していない	761	66,739
その他		0	589
本年度差額(経常収益、国県等補助金差引後)①-②-③		1,626,425	2,763,655

## コスト集計(部門別)

(単位:千円)

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
経常費用	748,031	2,066,440	3,594,323
収集 家庭系ごみ 有料ごみ袋	42,206	0	0
可燃	88,980	215,665	521,438
不燃	9,205	31,184	130,360
資源	93,353	427,879	465,976
粗大ごみ等	16,151	25,170	61,539
処分 焼却 家庭系収集	165,559	535,877	1,133,746
家庭系持込	1,864	33,875	0
事業系持込	118,665	368,304	269,893
埋め立て 家庭系収集	13,556	51,590	197,381
家庭系持込	1,104	3,263	45,748
事業系持込	8,662	35,473	41,788
リサイクル	138,477	167,224	263,280
啓発	25,030	50,227	360,223
間接業務	25,220	120,710	102,952

経常収益(使用料及び手数料)	149,948	369,291	316,385
収集 家庭系ごみ 有料ごみ袋	0	0	0
可燃	0	13	0
不燃	0	13	0
資源	0	13	0
粗大ごみ等	3,335	7,300	25,690
処分 焼却 家庭系収集	0	0	0
家庭系持込	1,163	16,010	0
事業系持込	129,457	345,931	266,074
埋め立て 家庭系収集	0	7	0
家庭系持込	7,043	0	24,103
事業系持込	0	5	0
リサイクル	8,700	0	0
啓発	50	0	0
間接業務	200	0	518

経常収益(資源物売却、売電収入等)	49,493	69,963	446,956
収集 家庭系ごみ 有料ごみ袋	30,031	0	0
可燃	0	0	0
不燃	0	0	0
資源	0	22,482	0
粗大ごみ等	0	0	0
処分 焼却 家庭系収集	0	19,303	207,625
家庭系持込	0	1,220	0
事業系持込	0	13,267	49,426
埋め立て 家庭系収集	0	319	0
家庭系持込	0	20	0
事業系持込	0	219	0
リサイクル	19,442	12,994	150,894
啓発	0	0	0
間接業務	20	139	39,011

資産負債集計(科目別)

(単位:千円)

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
資産	0	1,636,325	12,927,814
土地	0	622,831	3,226,798
建物	0	2,333,205	22,905,932
建物減価償却累計額	集計していない	▲ 1,480,864	▲ 13,234,637
工作物	0	5,903,491	0
工作物減価償却累計額	0	▲ 5,744,069	0
物品	0	17,374	98,533
物品減価償却累計額	0	▲ 15,643	▲ 68,812
負債	0	1,090,202	3,024,686
地方債	0	865,100	2,056,402
退職手当引当金	0	197,277	712,758
1年内償還予定地方債	0	13,720	91,783
賞与等引当金	0	14,105	163,742

資産負債集計(部門別)

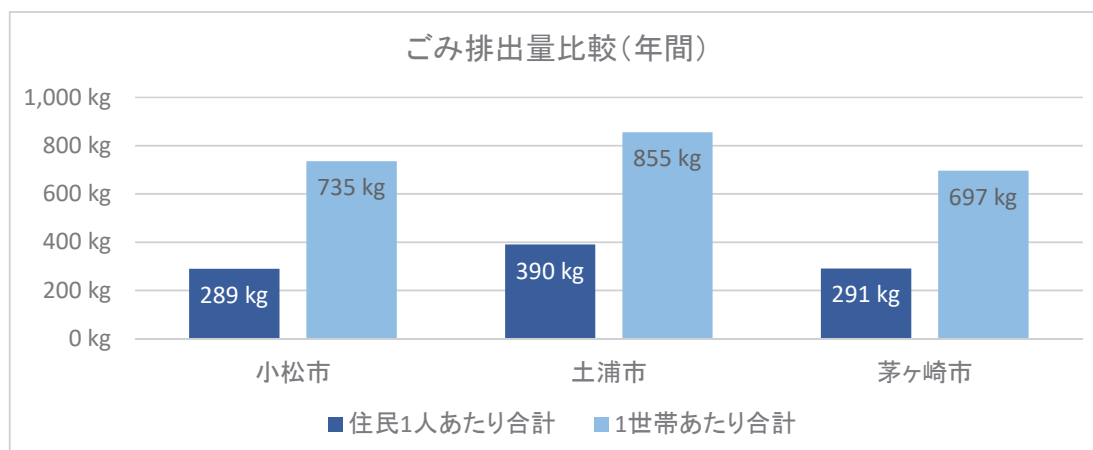
(単位:千円)

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
資産	0	1,636,325	12,927,814
収集	0	0	90,024
焼却	集計していない	1,259,527	11,486,359
埋め立て	0	376,798	1,299,065
リサイクル	0	0	50,800
啓発	0	0	0
間接業務	0	0	1,567
負債	0	1,090,202	3,024,686
収集	0	0	470,408
焼却	0	914,892	1,915,458
埋め立て	0	27,054	100,602
リサイクル	0	0	231,017
啓発	0	20,633	270,422
間接業務	0	127,623	36,778

分析 ごみ排出量(年間)

項目		小松市	土浦市	茅ヶ崎市
住民1人あたり				
家庭系収集	可燃ごみ	138 kg	167 kg	169 kg
	不燃ごみ	4 kg	15 kg	11 kg
	資源ごみ	20 kg	69 kg	55 kg
	粗大ごみ等	1 kg	2 kg	3 kg
家庭系持込	可燃ごみ	2 kg	12 kg	0 kg
	不燃ごみ	1 kg	0 kg	8 kg
	資源ごみ	13 kg	0 kg	2 kg
事業系持込	可燃ごみ	100 kg	126 kg	41 kg
	不燃ごみ	0 kg	0 kg	2 kg
	資源ごみ	11 kg	0 kg	0 kg
住民1人あたり合計		289 kg	390 kg	291 kg

1世帯あたり				
家庭系収集	可燃ごみ	351 kg	366 kg	406 kg
	不燃ごみ	10 kg	32 kg	26 kg
	資源ごみ	52 kg	152 kg	131 kg
	粗大ごみ等	2 kg	4 kg	7 kg
家庭系持込	可燃ごみ	4 kg	25 kg	0 kg
	不燃ごみ	3 kg	0 kg	19 kg
	資源ごみ	32 kg	0 kg	4 kg
事業系持込	可燃ごみ	253 kg	276 kg	98 kg
	不燃ごみ	0 kg	0 kg	4 kg
	資源ごみ	28 kg	0 kg	0 kg
1世帯あたり合計		735 kg	855 kg	697 kg



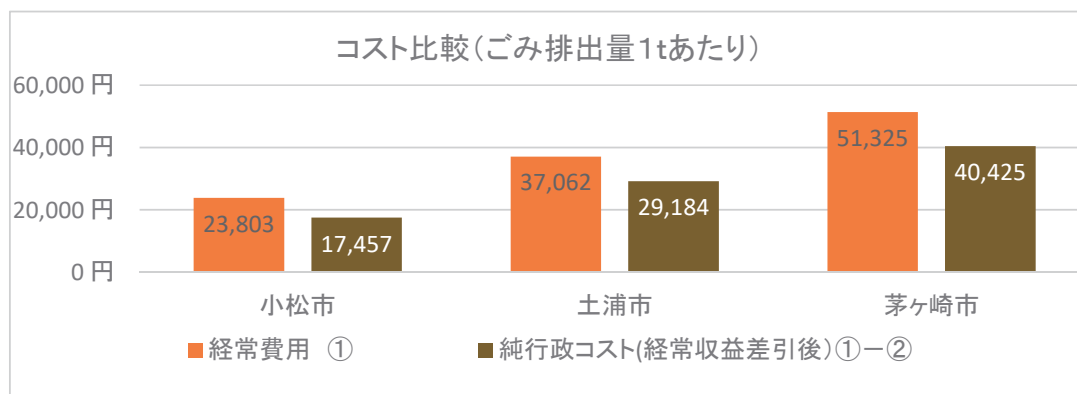
コメント

土浦市のごみ排出量が、住民1人あたりでも、1世帯あたりでも最も大きくなっている。家庭系収集資源ごみ量や事業系持込の可燃ごみ量が多いことが主な要因である。

分析 ごみ処理科目別コスト及び収益(ごみ排出量1tあたり)

(単位:円)

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
行政コスト計算書(PL)			
経常費用 ①	23,803	37,062	51,325
業務費用	23,225	36,033	47,362
人件費	5,514	3,546	17,097
職員給与費	5,238	3,391	15,019
(内訳)常勤職員分	4,025	3,267	14,422
(内訳)非常勤職員分	1,213	122	597
賞与等引当金繰入額	250	251	948
退職手当引当金繰入額	26	-96	1,130
物件費等	17,289	32,466	30,190
物件費	13,641	27,396	21,395
(内訳)光熱水費	2,064	2,192	1,938
(内訳)委託料	10,252	23,470	16,209
(内訳)その他	1,325	1,734	3,249
維持補修費	1,677	886	327
減価償却費	1,959	4,185	8,468
その他	12	0	0
その他の業務費用	422	20	75
うち支払利息	422	20	75
移転費用	578	1,029	3,963
経常収益 ②	6,346	7,878	10,900
使用料及び手数料	4,771	6,623	4,518
その他	1,575	1,255	6,382
純行政コスト(経常収益差引後)①			
-②	17,457	29,184	40,425



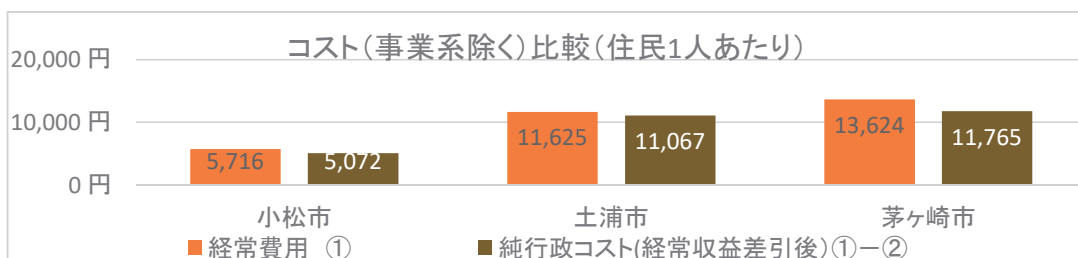
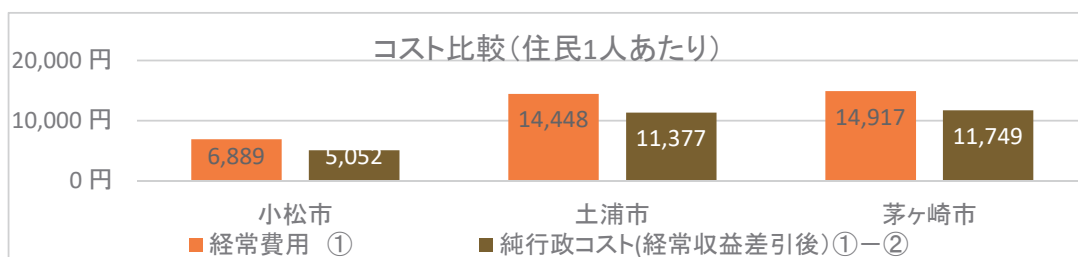
コメント

茅ヶ崎市のコストが、経常費用ベースでも、経常収益差引後でも最も高くなっている。人件費や減価償却費が大きいことが主な要因である。

分析 ごみ処理科目別コスト及び収益(住民1人あたり)

(単位:円)

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
行政コスト計算書(PL)			
経常費用 ①	6,889	14,448	14,917
業務費用	6,721	14,047	13,765
人件費	1,596	1,382	4,969
職員給与費	1,516	1,322	4,365
(内訳)常勤職員分	1,165	1,273	4,192
(内訳)非常勤職員分	351	47	173
賞与等引当金繰入額	72	98	275
退職手当引当金繰入額	7	-37	329
物件費等	5,003	12,657	8,775
物件費	3,948	10,680	6,218
(内訳)光熱水費	597	855	563
(内訳)委託料	2,967	9,149	4,711
(内訳)その他	383	676	944
維持補修費	485	345	95
減価償却費	567	1,631	2,461
その他	3	0	0
その他の業務費用	122	8	22
うち支払利息	122	8	22
移転費用	167	401	1,152
経常収益 ②	1,837	3,071	3,168
使用料及び手数料	1,381	2,582	1,313
その他	456	489	1,855
純行政コスト(経常収益差引後)①-②	5,052	11,377	11,749

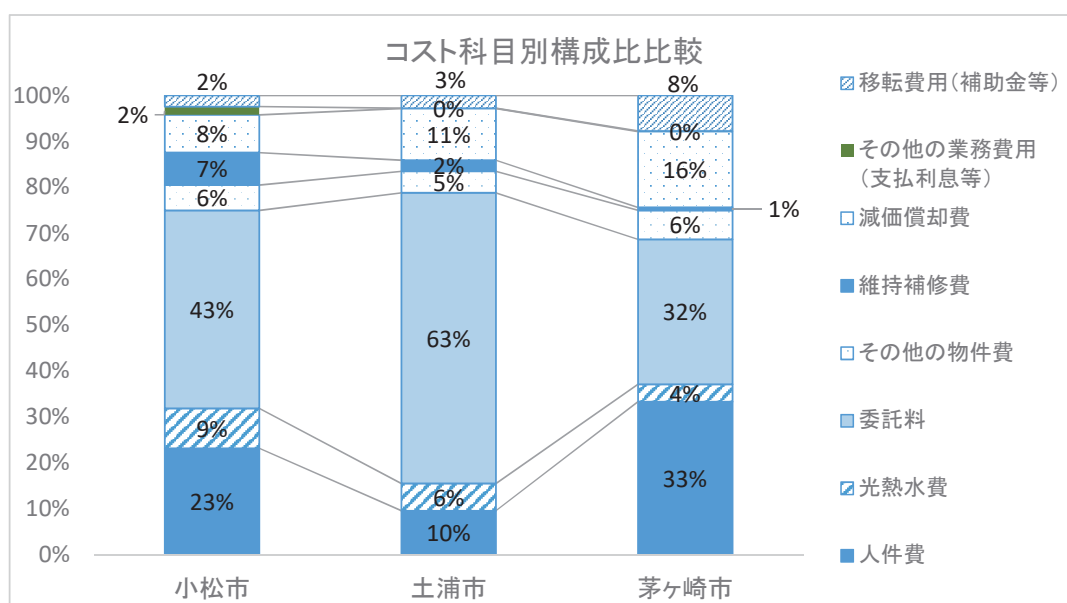


コメント

ごみ排出量1tあたりでは茅ヶ崎市のコストが最も高いが、住民1人あたりでは茅ヶ崎市と土浦市が同程度となる。  
土浦市の事業系ごみ排出量が多いことが主な要因と考えられる。

分析 ごみ処理コスト科目別構成比比較

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
人件費	23%	10%	33%
光熱水費	9%	6%	4%
委託料	43%	63%	32%
その他の物件費	6%	5%	6%
維持補修費	7%	2%	1%
減価償却費	8%	11%	16%
その他の業務費用(支払利息等)	2%	0%	0%
移転費用(補助金等)	2%	3%	8%



コメント

コスト全体に占める割合が最も高いのは、小松市、土浦市では委託料であり、茅ヶ崎市では人件費となっている。  
茅ヶ崎市が、収集業務の一部を直営で行っていることが主な要因と考えられる。



## 分析 ごみ処理部門別コスト及び収益(全排出量1tあたり)

(単位:円)

項目			小松市	土浦市	茅ヶ崎市
経常費用			23,803	37,062	51,325
収集	家庭系ごみ	有料ごみ袋	1,343	0	0
		可燃	2,831	3,868	7,446
		不燃	293	559	1,861
		資源	2,971	7,674	6,654
処分	焼却	粗大ごみ等	514	451	879
		家庭系収集	5,268	9,611	16,189
		家庭系持込	59	608	0
	埋め立て	事業系持込	3,776	6,606	3,854
		家庭系収集	431	925	2,819
		家庭系持込	35	59	653
	事業系持込	276	636	597	
リサイクル			4,406	2,999	3,760
啓発			796	901	5,144
間接業務			803	2,165	1,470

経常収益(使用料及び手数料)			4,771	6,623	4,518
収集	家庭系ごみ	有料ごみ袋	0	0	0
		可燃	0	0	0
		不燃	0	0	0
		資源	0	0	0
処分	焼却	粗大ごみ等	106	131	367
		家庭系収集	0	0	0
		家庭系持込	37	287	0
	埋め立て	事業系持込	4,119	6,204	3,799
		家庭系収集	0	0	0
		家庭系持込	224	0	344
	事業系持込	0	0	0	
リサイクル			277	0	0
啓発			2	0	0
間接業務			6	0	7

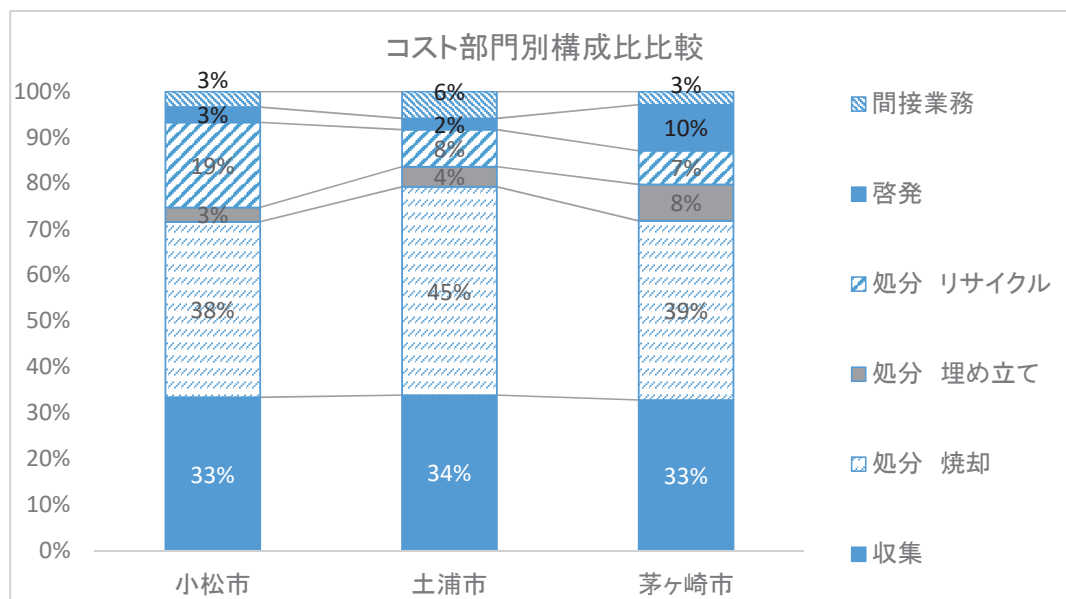
経常収益(資源物売却、売電収入等)			1,575	1,255	6,382
収集	家庭系ごみ	有料ごみ袋	956	0	0
		可燃	0	0	0
		不燃	0	0	0
		資源	0	403	0
処分	焼却	粗大ごみ等	0	0	0
		家庭系収集	0	346	2,965
		家庭系持込	0	22	0
	埋め立て	事業系持込	0	238	706
		家庭系収集	0	6	0
		家庭系持込	0	0	0
	事業系持込	0	4	0	
リサイクル			619	233	2,155
啓発			0	0	0
間接業務			1	2	557

## コメント

いずれの団体も家庭系収集ごみの焼却コストが最も高い。  
茅ヶ崎市の焼却コストは中でも最も高いほか、さらに家庭系収集可燃ごみのコストが高いことから、全体のコストが最も高くなっている。

分析 ごみ処理コスト部門別構成比比較

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
収集	33%	34%	33%
処分 焼却	38%	45%	39%
処分 埋め立て	3%	4%	8%
処分 リサイクル	19%	8%	7%
啓発	3%	2%	10%
間接業務	3%	6%	3%



コメント

いずれの団体も焼却部門のコストが占める割合が最も高く、次に高いのが収集部門となっている。  
小松市はリサイクルコストが、茅ヶ崎市は啓発コストが比較的高くなっている。

分析 ごみ処理部門別コスト及び収益(処理量1tあたり)

(単位:円)

項目			小松市	土浦市	茅ヶ崎市
経常費用					
収集	家庭系ごみ	有料ごみ袋	2,812	0	0
		可燃	5,929	9,044	12,784
		不燃	22,282	14,935	49,155
		資源	42,345	43,107	35,307
		粗大ごみ等	172,792	102,317	84,070
処分	焼却	家庭系収集	10,964	20,468	27,306
		家庭系持込	10,955	20,468	27,306
		事業系持込	10,964	20,468	27,306
	埋め立て	家庭系収集	7,125	13,104	23,814
		家庭系持込	7,134	13,104	23,814
		事業系持込	7,124	13,104	23,814
		リサイクル	27,746	14,821	19,302

経常収益(使用料及び手数料)					
収集	家庭系ごみ	有料ごみ袋	0	0	0
		可燃	0	1	0
		不燃	0	6	0
		資源	0	1	0
		粗大ごみ等	35,680	29,674	35,096
処分	焼却	家庭系収集	0	0	0
		家庭系持込	6,833	9,674	0
		事業系持込	11,961	19,225	26,920
	埋め立て	家庭系収集	0	2	0
		家庭系持込	45,505	2	12,547
		事業系持込	0	2	0
		リサイクル	1,743	0	0

経常収益(資源物売却、売電収入等)					
収集	家庭系ごみ	有料ごみ袋	2,001	0	0
		可燃	0	0	0
		不燃	0	0	0
		資源	0	2,265	0
		粗大ごみ等	0	0	0
処分	焼却	家庭系収集	0	737	5,001
		家庭系持込	0	737	5,001
		事業系持込	0	737	5,001
	埋め立て	家庭系収集	0	81	0
		家庭系持込	0	81	0
		事業系持込	0	81	0
		リサイクル	3,895	1,152	11,063

コメント

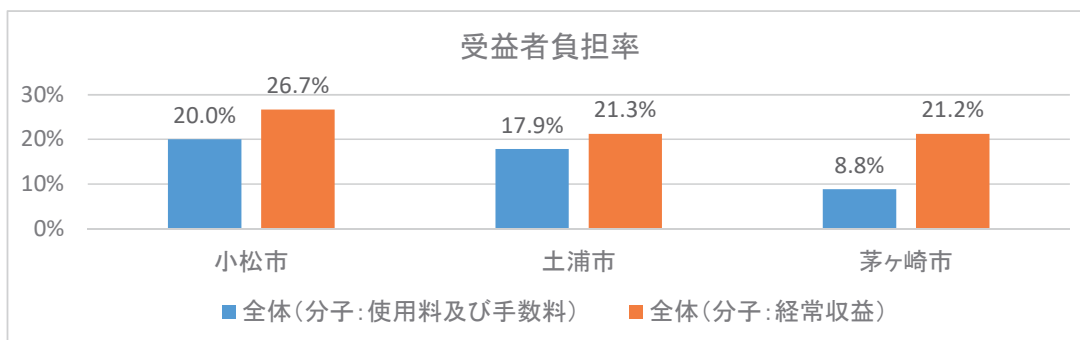
処理量あたりでみた場合も、茅ヶ崎市のコストが高い。  
 特に収集については不燃ごみのコストが他より高い。  
 焼却については売電収入が貢献し、これをコストから控除すると、土浦市と大きく変わらない程度となる。茅ヶ崎市はリサイクルの収益も高い。

分析 ごみ処理部門別受益者負担率(分子:使用料及び手数料)

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
全体(分子:使用料及び手数料)	20.0%	17.9%	8.8%
収集 家庭系ごみ 有料ごみ袋	0.0%	-	-
可燃	0.0%	0.0%	0.0%
不燃	0.0%	0.0%	0.0%
資源	0.0%	0.0%	0.0%
粗大ごみ等	20.6%	29.0%	41.7%
処分 焼却及び埋立 家庭系収集	0.0%	0.0%	0.0%
家庭系持込	276.4%	43.1%	52.7%
事業系持込	101.7%	85.7%	85.4%
リサイクル	6.3%	0.0%	0.0%
啓発	0.2%	0.0%	0.0%
間接業務	0.8%	0.0%	0.5%

分析 ごみ処理部門別受益者負担率(分子:経常収益)

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
全体(分子:経常収益)	26.7%	21.3%	21.2%
収集 家庭系ごみ 有料ごみ袋	71.2%	-	-
可燃	0.0%	0.0%	0.0%
不燃	0.0%	0.0%	0.0%
資源	0.0%	5.3%	0.0%
粗大ごみ等	20.6%	29.0%	41.7%
処分 焼却及び埋立 家庭系収集	0.0%	3.3%	15.6%
家庭系持込	276.4%	46.5%	0.0%
事業系持込	101.7%	89.0%	101.2%
リサイクル	20.3%	7.8%	57.3%
啓発	0.2%	0.0%	0.0%
間接業務	0.9%	0.1%	38.4%

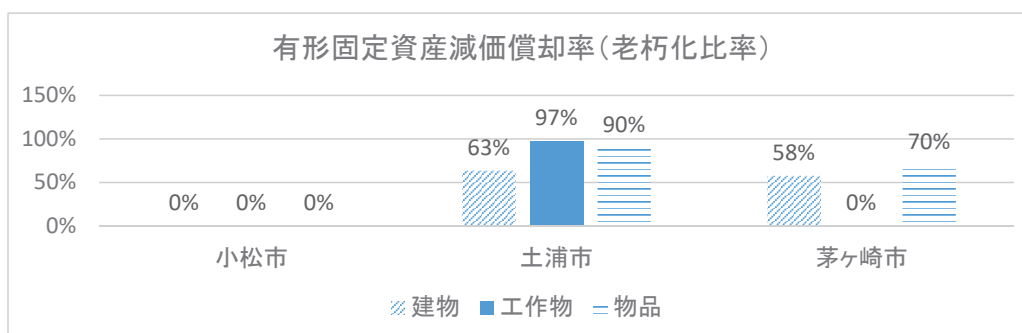


コメント

小松市の受益者負担率が、分子:使用料及び手数料、分子:経常収益のいずれにおいても最も高い。コストが低いことが最も大きな要因である。  
茅ヶ崎市は、経常収益その他に占める売電収入と資源売却代金が寄与し、分子:経常収益の受益者負担率が大きく増加している。

分析 有形固定資産減価償却率(老朽化比率)

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
全体		88%	58%
建物	集計していない	63%	58%
工作物		97%	
物品		90%	70%
部門別			
収集		80%	58%
焼却		89%	58%
埋め立て		99%	60%
リサイクル			88%

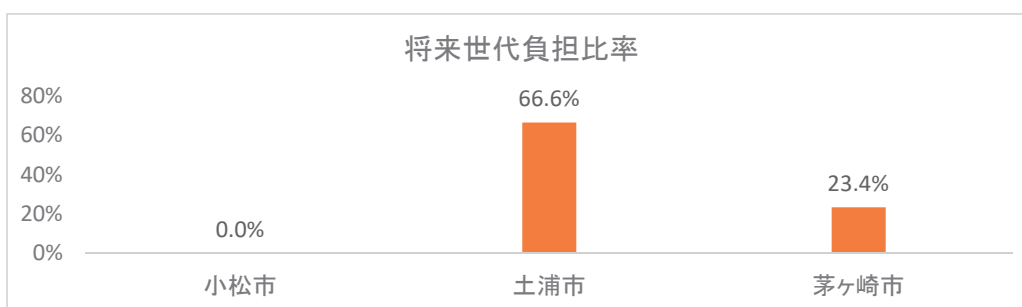


コメント

土浦市の工作物、物品の減価償却率が全体に高く、老朽化が進んでいると言える。特に、埋め立て部門の工作物の減価償却率が高くなっている。

分析 将来世代負担比率

項目	小松市	土浦市	茅ヶ崎市
将来世代負担比率		66.6%	23.4%



コメント

土浦市の廃棄物関係資産における将来世代負担比率は比較的高くなっている。

**リサイクル適性 (A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。